

フランス革命・ナポレオン戦争とロシア南下政策

——バルト海貿易の危機と黒海貿易の成長——

武 田 元 有

はじめに

18世紀のヨーロッパ国際政治は、種々の家門対立・局地紛争を内包しつつも、世界史的には植民地支配をめぐる英仏対立＝「第二次百年戦争」を底流として展開し、ファルツ継承戦争（1689－97年）・スペイン継承戦争（1700－13年）からオーストリア継承戦争（1740－48年）・七年戦争（1756－63年）を経てアメリカ独立戦争（1775－83年）へと続く一連の抗争は、最終的にフランス革命・ナポレオン戦争をもって終結する。^① 英仏抗争の展開・決着と並行しながら、イギリスは海外市場の確保・産業革命の推進によって「最初の工業国家」に成長する一方、欧米各国はイギリス基軸の市場連関と各々の発展段階・社会構造に規定されながら独自の国民経済の形成に努め、さらに世界経済の外縁地域は局地的・自律的な経済機能を喪失して中核地域の製品販路、原料・食糧供給地帯へと転換する。^② こうして19世紀には「世界の工場」イギリスを中心とする農工分業体制に立脚した国際平和＝「パックス・ブリタニカ」Pax Britanicaが確立するのである。

ところで外交史的に見た場合、英仏抗争の最終階梯にあたるフランス革命・ナポレオン戦争は、同時にまた東方世界での露土対立、すなわちピョートル大帝の露土戦争（1686－99年・1710－13年）からアンナ女帝の露土戦争（1736－39年）・エカチェリーナ二世の露土戦争（1768－74年・1787－92年）を経てアレクサンドル一世の露土戦争（1806－12年）へと至る、いわば露土百年戦争とも言うべき長期抗争の最終局面でもあった。^③ この結果、長らくヨーロッパの「脅威」であったオスマン帝国はその領土縮小・国力衰退によって「ヨーロッパの病人」に転落する一方、かつて「シベリアの熊」と蔑視されたロシアは19世紀前半のウィーン体制における「ヨーロッパの憲兵」として台頭し、ヨーロッパ国際政治における「パックス・ルーシカ」Pax Russicaを現出する。^④ 以後、オスマン領土をめぐる英露対立＝「東方問題」Eastern Questionは国際政治の焦点として浮上し、19世紀最大の国際紛争であるクリミア戦争（1853－56年）を招くことになった。フランス革命・ナポレオン戦争は、18世紀英仏抗争の総決算としてのみならず、並行する露土戦争の終着点として、さらには19世紀英露対立の準備過程として、多角的に評価されるべきであろう。

また経済史的に見た場合、英仏戦争の展開・終結と並行するイギリス工業国家の形成過程は、露土戦争の遂行・完了と連動するロシア海外貿易の再編過程でもあった。すなわち、露土戦争の勝利に伴う肥沃な黒土地帯・温暖な黒海沿岸の獲得を背景として、輸出向け生産の拠点が北西の泥土・森林地帯から南部の肥沃な黒土地帯へと移行する一方、輸出品目の主力も18世紀の工業原料＝船舶用品（大麻・亜麻・木材）・棒鉄から19世紀には食料＝穀物（小麦）へと転換し、さらに輸出貿易の動脈はズンド海峡を經由する北海・バルト海貿易からボスフォラス＝ダーダネルス海峡を經由する黒海・地中海貿易へと旋回するのである。以後「農奴主国家」ロシアはイギリス向け穀物の源

泉として機能し、イギリスを中心とする自由主義世界市場の一翼を担うことになる。⁶⁾ 経済史上におけるフランス革命・ナポレオン戦争の意義は、その本流である英仏抗争の決着とイギリス産業資本の成長という観点からだけでなく、その支流をなす露土戦争の終結と黒海経由ロシア穀物貿易の始動という側面からも、評価されるべきであろう。

以上の問題関心に基づき、小稿はフランス革命・ナポレオン戦争の史的意義を、露土関係・黒海貿易の観点から再考するが、具体的には以下の諸点を念頭に考察を進めたい。第一に外交関係に関しては、一方でのフランス包囲の英露協調（及びこれに対抗的な仏土提携）に加えて、他方ではオスマン包囲の仏露協調（及びこれに対抗的な英土同盟）が編成された事実留意し、英仏戦争・露土戦争を両輪とする国際関係の推移を把握すること。第二に通商関係に関しては、一方での英露同盟と連動した英露両国のバルト海貿易（及びこれに対抗的な仏土レヴァント貿易）に加えて、他方では仏露同盟に立脚した黒海経由の仏露貿易（及びこれに対抗的な英土レヴァント貿易）が生成している事実に着目し、外交関係の変遷に対応した貿易取引の再編を析出すること、以上である。⁶⁾

註

- (1) 大塚久雄『近代欧州経済史序説』時潮社 1944 年（『大塚久雄著作集』(2)岩波書店 1969 年、再録）、139 - 140 頁（頁数は著作集による）、服部春彦『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房 1992 年、序章、I・ウォーラーズテイン（川北稔訳）『近代世界システム 1730-1840s ——大西洋革命の時代——』(III)名大出版会 1997 年、第 2 章「中核部における抗争の第三局面——1763 年から 1815 年まで——」。なお大塚久雄は英仏商業競争の決着を七年戦争=1763 年のパリ条約に求め、1770 年代にイギリスの世界商業制覇が「一応完了」するとしたが、最終的な完了にはさらに国内的な産業革命と対外的なナポレオン戦争が必要であったとしている。
- (2) 大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所 1973 年、角山栄編『講座西洋経済史』(II)「産業革命の時代」同文館 1979 年、I・ウォーラーズテイン、前掲邦訳、第 3 章「広大な新地域の『世界経済』への組み込み——1750 年から 1850 年まで——」。
- (3) M. S. Anderson, *The Eastern Question 1774-1923: A Study in International Relations*, London, 1966; H. Ragsdale, "The Traditions of Imperial Russian Foreign Policy", H. Ragsdale(ed.), *Imperial Russian Foreign Policy*, Cambridge, 1993; A. J. Rieber, "Persistent Factors in Russian Foreign Policy: An Interpretive Essay", H. Ragsdale (ed.), *op. cit.*; 鈴木健夫「ロシア帝国の膨張と『大改革』」歴史学研究会編『民族と国家』(『講座・世界史』第 3 巻) 東大出版会 1995 年。
- (4) H. Holborn, "Russia and the European Political System", I. J. Lederer (ed.), *Russian Foreign Policy: Essays in Historical Perspective*, New Haven, 1962; 斉藤 孝「ウィーン体制の成立」『岩波講座・世界歴史』第 18 巻（近代 5）1970 年、高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社 1978 年、第 2 章「ウィーン会議と『ヨーロッパ』」、池本今日子『ロシア皇帝アレクサンドル一世の外交政策——ヨーロッパ構想と憲法——』風行社 2006 年、第一章。
- (5) M. L. Harvey, "The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance", Ph. D. dissertation, University of California, 1938; P. Herlihy, "Russian Grain and Mediterranean Markets, 1774-1861", Ph. D. dissertation, University of Delaware, 1966; I. Dostjan, "Les échanges commerciaux par la Mer Noire et les Détroits pendant le XVIIIe et la première partie du XIXe siècle", Association internationale d'études du sud-est européen, *Bulletin*, Vol. 12, 1974.
- (6) なお以下では、対仏同盟の組織・解消を目安に、数段階に分けて検討を進めたいが、フランス革命・ナポレオン戦争に伴い組織された対仏同盟の回数には、学者・文献によって若干異なる。小稿では便宜上、第一回（1792 - 96 年）、第二回（1798 - 1802 年）、第三回（1803 - 11 年）、第四回（1812 - 15 年）に分けることにしたい。なお国際条約については、C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969; J. C. Hurewitz (ed.), *The Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record*, 2vols., London, 1975, また貿易統計については、M. Kutz, "Außenhandel und Krieg 1789-1817: Eine quantitative Analyse der Außenhandelsbeziehungen in Europa und Nach Übersee und der Strukturveränderungen des Aussenhandels durch Krieg und Wirtschaftskrieg", W. Fischer/ R. M. McInnis/ J. Schneider (Hg.), *The Emergence of a World Economy 1500-1914*, Stuttgart, 1986, を参照した。

〔I〕フランス革命と第一回対仏同盟 (1791-97年)

(1) 外交関係

当該段階の外交関係は、フランス革命をめぐる英露同盟の成立、これに対抗的な仏土関係の形成、こうした陣営配置のロシア帝位交代に伴う解消、以上が概略である。以下その推移を見よう。

① フランス革命の展開と対仏同盟の形成

エカチェリーナ二世 (1763 - 96 年) は外務官僚 N・I・パーニン Nikita Ivanovich Panin の外交方針に基づいて英普両国との友好・同盟関係＝「北方体制」Northern System を構築し、その後盾で 1768 - 74 年の露土戦争に勝利、1774 年のキュチュク・カイナルジ条約ではルーマニア両国 (モルダヴィア・ワラキア) の保護、黒海北岸 (ドニエプル＝ブグ河間) の領有、黒海航行の自由を実現した。しかしその後アメリカ独立戦争・バイエルン継承戦争 (1778 - 79 年) を通じてむしろ仏墺両国と接近し、この結果 1779 年・84 年のアイナリ・カヴァク条約によってルーマニア領事設置・クリミア半島併合に成功するなか、官房書記ベズボロドコ Aleksandr Andreevich Bezborodko (1775 - 93 年) は仏墺両国とのオスマン領土分割＝「ギリシア計画」Greek Project を策定、1787 - 92 年の露土戦争では、オーストリア皇帝ヨーゼフ二世 (1765 - 90 年) が戦線に合流する一方、ブルボン王権も対土同盟を打診した。しかし 1789 年 7 月の革命勃発を契機に両国とも東方問題より撤退したのみならず、スウェーデン国王グスタフ三世 (1771 - 92 年) がバルト海覇権の回復を目指して瑞露戦争 (1788 - 90 年) を開始する一方、ピット政権 (1783 - 1801 年) も地中海貿易の利害から対露開戦を準備したため (オチャコフ危機)、ロシアは 1791 年のヤッシー条約によってルーマニア占領地帯を返還、代償に黒海北岸 (ブグ＝ドニエストル河間) を獲得した。⁽¹⁾

東方問題が列国の関心を吸引するなか、ポーランド議会は 1791 年 4 月 22 日 (5 月 3 日) の統治法によってロシア支配体制を廃棄する一方、フランス憲法制定議会は 1791 年 9 月 3 日の憲法によって立憲君主政体を樹立する。これに対して今や東方危機を解決した墺帝レオポルト二世 (1890 - 92 年)・普王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世 (1786 - 97 年) は 1791 年 7 月に対仏同盟を組織、同年 8 月のピルニッツ宣言によって干涉戦争に着手した。他方、エカチェリーナ二世は駐仏大使シモリン Ivan Matveevich Simolin (1785 - 92 年) を通じて革命状勢を監視する一方、駐独大使ルミアンツェフ Nikolai Petrovich Rumiantsev (1782 - 93 年) を通じて亡命貴族の受入を進め、また官房書記ベズボロドコは 1791 年 10 月の瑞露同盟・1792 年 7 月の墺露同盟によって対仏包囲に荷担したが、露土・瑞露戦争に伴う財政逼迫から対仏出兵の余力は無く、当面はポーランド弾圧に専念した。ところが直後、瑞墺両国で若帝フランツ二世 (1792 - 1806 年)・幼王グスタフ四世 (1792 - 1809 年) が即位した結果、干涉戦争は普露両国が先導せざるを得ず、1792 年 7 月の普露同盟によって両国各々のフランス・ポーランド出兵を確認する一方、1793 年 1 月の第二次ポーランド分割条約では、派兵経費を補償するべく、プロイセンの南プロイセン及びダンツィヒ・トルン支配、ロシアのドニエプル＝ドニエストル河間併合を確認した。⁽²⁾ これを警戒するオーストリア宰相ツグート Thugut (1793 - 1800 年) はイギリスの参戦に期待したが、⁽³⁾ ピット政権は干涉戦争に便乗したポーランド領土分割を批判し、対仏提携を拒否している。⁽⁴⁾

東欧諸国の干涉戦争に対して、ジロンド政権はベルギー・ライン左岸を占領する一方、1792 年 9 月の共和政樹立に伴い、同年 11 月に戦争目的を領土防衛から革命伝播へと転換、1793 年 1 月には国王処刑を断行する。このためピット政権はイギリス君主政体の維持と貿易拠点ベルギーの防衛のため同年 2 月 1 日に対仏宣戦する一方、エカチェリーナ二世も仏露国交を断絶、また駐英大使 S・R・ヴォロンツォフ Semen Romanovich Vorontsov (1785 - 96 年) を通じて英露同盟の交渉を進め、

続く同年3月14日(25日)のロンドン協定によって、イギリスがポーランド分割を公認する一方、ロシアはバルト艦隊の派遣に同意した。かくして両国は18世紀史上初めて公式の軍事同盟を締結したのであるが、ただしピット政権は仏領植民地の攻略のため、官房書記ベズボロドコはポーランド統治・露土国防備のため、いずれも陸軍派遣を拒否しており、この点で重大な限界があった。

⁽⁵⁾ なお国内反乱を抱えるオランダ総督ウィレム五世(1766 - 95年)、ブルボン家門のスペイン国王カルロス四世(1788 - 1808年)も同年2 - 5月に順次参戦し、第一回対仏同盟が完成する。

対仏同盟の拡充に直面したフランス歴代外相デュムリエ Dumouriez(1792年3 - 6月)・ルブリュン＝トンデュ Lebrun- Tondou(同年8月 - 93年6月)は、東欧諸国の干渉を撓乱するべく、ブルボン王権時代の友邦オスマン帝国に特使デコルシエ Descorsches(1793 - 95年)を派遣し、同盟関係を要請した。これに対してセリム三世(1789 - 1807年)は、露土戦争の敗北以来、一連の内政改革・欧化政策に着手するなか、その一環として在外大使(1793年ロンドン・1794年ウィーン・1795年ベルリン)の整備を進め、片務外交から双務外交への転換を図っていたのであるが、未だ国際認知を受けないフランス共和政権はその対象から除外し、むしろ対仏包囲を展開する列国との共同歩調を優先しつつ、フランス共和国の承認・駐土大使の受入とも拒否している。⁽⁶⁾

このため革命政権は1778年の米仏同盟に期待し、1793年に駐米公使ジュネ Edmond Genêt を派遣して軍事支援を求めた。これに対して國務長官T・ジェファーソンは、イギリス支配を克服した独立戦争の経験から絶対王制を打倒したフランス革命に共感し、既に駐仏大使(1785 - 89年)として人権宣言の起草に協力しており、軍事支援の供与を主張した。しかし連邦派の財務長官A・ハミルトンは、連邦財政＝関税収入の基盤として最大の貿易相手イギリスとの通商関係を重視し、仏王廃位に伴う同盟関係の失効を唱えた。最終的に大統領ワシントン(1789 - 97年)はフランス公使を承認した反面、1793年4月の中立宣言によって米仏同盟の発動を拒絶している。⁽⁷⁾

② 仏土関係の形成と対仏同盟の動揺

同盟関係の形成に失敗したモンターニュ政権は、外国勢力と結ぶ王党勢力、連邦主義を唱える地方勢力を恐怖政治によって掃討する一方、対外的には軍事作戦・講和交渉によって対仏包囲の打開に努めた。他方、1794年3月のポーランド武装蜂起・コシューシコ首班政府の樹立はプロイセンの対仏外交を後退させ、1795年4月にバーゼル条約＝仏普講和が成立する。⁽⁸⁾ また総督制度を廃止した新生オランダ(バタヴィア共和国)・スペインもそれぞれ同年5月のハーグ条約・7月のバーゼル条約で講和したほか、北欧両国は1794年3月の武装中立同盟によって対仏戦争への中立を表明、続く1795年9月には瑞仏同盟が成立する。⁽⁹⁾ こうしたなかモンターニュ政権はオスマン特使ヴェルニャック Verniac(1795 - 97年)を派遣して仏土同盟を再び打診する一方、セリム三世も露土両国のバルカン進出を抑止する手段として仏土国交の回復を急ぎ、軍事同盟の締結こそ保留したものの、1795年5月には第一共和制をブルボン王朝の後継国家として公認している。⁽¹⁰⁾

対仏同盟が動揺するなか、ピット政権は駐土大使リストン Robert Liston(1794 - 95年)を派遣して英土友好に努める一方、1794年11月の米英条約(ジェイ条約)によってアメリカの中立を確保した。⁽¹¹⁾ エカチェリーナ二世も対仏戦争に慎重な官房書記ベズボロドコを更迭、寵臣ツヴォフ Platon Aleksandrovich Zubov を重用する一方、駐土大使コチュベイ Victor Pavlovich Kochubei(1794 - 96年)を派遣して露土関係に留意し、⁽¹²⁾ また東欧三国の連帯を維持するべく1795年10月に第三次ポーランド分割を断行、自らはクールラント・リトアニアを獲得した。⁽¹³⁾ さらに英露両国は、プロイセン兵力の脱落を補填するべく、1795年2月7日(18日)の英露同盟によってロシア陸軍の対仏戦線投入とイギリスの財政支援を確認し、その留保条件としてポーランド・オスマン有事に

おけるロシア軍隊の撤退、秘密条項として①フランス向け商船に対する両国海軍の海上封鎖、②露土戦争の際におけるロシア艦隊への支援、③普露・瑞露戦争の際におけるイギリス艦隊のバルト海派遣、以上を認めた。かくしてロシアは対仏同盟史上初めて陸軍のフランス派兵に同意する一方、イギリスはその交換条件として英露関係史上初めて南下政策の支援を受諾したのである。⁽¹⁴⁾ なお英墺両国も同年 5 月に借款協定・同盟条約を締結し、かくして英墺露の三国同盟が成立する。

対仏同盟の弛緩と 1795 年 10 月のヴァンデミエール反乱鎮圧によって革命政権の内憂外患は終息し、総裁政府 Directoir は集団指導体制によって独裁体制・恐怖政治を解消する一方、1796 年 2 月よりナポレオンをイタリア遠征に派遣、衛星国家「リグリア共和国」(ジェノヴァ)・「チザルピーナ共和国」(墺領ミラノ・マントヴァ・モデナ)を建設した。並行して同盟体系の整備を進め、1794 年の英米条約に対抗するべく、1796 年 8 月に仏西同盟を復活する一方、同年 11 月にアメリカ公使ピンクニー Charles Cotesworth Pinckney の着任を拒否、米仏国交を断絶する。また東欧勢力を牽制するべくオスマン帝国との友好関係に努め、軍事顧問団を派遣したほか、駐土大使デュバイエ Albert du Bayet (1796 - 98 年) を通じて正式国交・大使交換を回復している。その一環として 1795 年にはワラキア公国に特使ゴードン Emile Gaudin を派遣し、露墺両国に続き西欧諸国としては初めてルーマニア領事設置権を獲得、初代領事フルリー Charles Flury (1796 - 99 年) が着任した。⁽¹⁵⁾

③ パーヴェル一世の即位と対仏同盟の解体

対仏同盟の動揺・仏土関係の接近という事態は、1796 年 11 月 6 日 (17 日) のエカチェリーナ二世崩御、新帝パーヴェル一世 (1796 - 1801 年) 即位によって大きく転換する。同帝は皇太子時代の個人教師 N・I・パーニンの政治思想に感化され、国内経済を攪乱した母帝の寵臣政治・露土戦争を非難するとともに、英普両国との紐帯に立脚する北方体制・平和外交の再建を提唱し、⁽¹⁶⁾ 先帝の重臣ツヴォフ及びリヴォニア知事パーレン Petr Alekseevich Pahlen を追放した反面、⁽¹⁷⁾ 先帝が更迭した親仏派・和平派官僚の復権を進め、宰相ベズボロドコ (1797 - 99 年)・副宰相クラキン Alexander Borisovich Kurakin (1797 - 1802 年) を登用した。以後同帝は、ピット政権に対して陸軍派遣の撤回を通告する一方、プロイセンには駐普大使 N・P・パーニン Nikita Petrovich Panin (1797 - 99 年) を派遣して領土調整 (仏: ベルギー・墺: バイエレン・普: ライン左岸) を打診し、1797 年 5 月には在露各国大使を召集してライプツィヒ講和会議の開催を提唱している。なお同帝は、帝位の権威付けを図る必要から 1797 年 1 月に帝国等族のマルタ騎士団に対するツァーリの後見を表明し、神聖ローマ帝国国制の番人としての地位を内外に誇示した。⁽¹⁸⁾

普露両国の戦線離脱・領土調整が進むなか、イタリア軍司令官ナポレオンは 1797 年 5 月 26 日にヴェネツィアの実地・戦略拠点たるイオニア諸島 (Corfu・Cephalonia・Zante・Santa Maura・Ithaca・Paxo・Cerigo) を占領する一方、外相タレーラン Talleyrand (1797 - 99 年) はパーヴェル主導の講和会議を牽制するべく同年 10 月 17 日のカンポ・フォルミオ条約によって仏墺講和を樹立する。この結果フランスはベルギー・バルカン西岸 (アルパニア西部・エピルス北部)・イオニア諸島を領有、チザルピーナ共和国の公認を強制する一方、オーストリアはヴェネツィア・イストリア・ダルマツィアを獲得し、ヴェネツィア領土分割を前提とする国際平和が回復する。⁽¹⁹⁾

なお平和回復の反面、総裁政府の外交戦略が新たな軋轢を招いたことも事実である。まずセリム三世は仏墺講和の締結を宿敵オーストリアの敗北として歓迎した反面、フランスのイオニア併合をオスマン帝国のバルカン支配にとって脅威とみなし、黒海自由航行の承認を条件としてイオニア諸島の割譲を要求したが失敗、以後フランスの地中海進出を警戒することになる。また合衆国の場合、連邦派の第二代大統領 J・アダムズ (1797 - 1801 年) はフランス使節を派遣して国交回復を打診

したが、外相タレーランは 1778 年の米仏同盟を根拠に軍事資金の供与・私的賄賂の提供を求め、その高圧的態度は 1797 年 10 月のアメリカ議会で強い反仏感情を巻き起こした (XYZ 事件)。(20)

註

- (1) D. M. Griffiths, "The Rise and Fall of the Northern System: Court Politics and Foreign Policy in the First Half of Catherine II's Reign", *Canadian Slavic Studies*, Vol. 4, 1970; H. Ragsdale, "Evaluating the Tradition of Russian Aggression: Catherine II and the Greek Project", *Slavonic and East European Review*, Vol. 66, 1988; M. S. Anderson, *The Eastern Question*, pp. 14- 15, 19- 20; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 92- 101, 105- 109. ルーマニア問題については、D. Dvoichenko- Markov, "Russia and the First Accredited Diplomat in the Danubian Principalities, 1779- 1808", *Slavonic and East European Studies*, Vol. 8, 1963; B. G. Spiridonakis, "L'établissement d'un consulat russe dans les Principautés danubiennes, 1780- 1782", *Balkan Studies*, Vol. 4, 1963; 黛 秋津「ロシア・オスマン関係の中のワラキア・モルドヴァ公問題—— 18 世紀後半から 19 世紀初頭まで——」『史学雑誌』第 113 編第 3 号 2004 年。
- (2) I. de Madariaga, *Russia in the Age of Catherine the Great*, London, 1981, pp. 431- 435; A. G. Mazour, "The Russian Ambassador in France 1789- 1792", *Russian Review*, Vol. 1, 1942. 仏露両国の歴代大使・領事については、岩田行雄「フランス革命とロシア」『専修大学人文科学年報』第 31 巻 2001 年、26 - 30 頁。
- (3) K. A. Roeder, *Baron Thugut and Austria's Response to the French Revolution*, Princeton, 1987.
- (4) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed), *The Cambridge History of British Foreign Policy 1783- 1919*, 3vols., Cambridge, 1923, Vol. 1; H. T. Dickson (ed.), *Britain and the French Revolution, 1789- 1815*, Basingstoke, 1989; J. Black, *British Foreign Policy in an Age of Revolutions 1783- 1793*, Cambridge, 1994.
- (5) M. S. Anderson, *Britain's Discovery of Russia 1553-1815*, London, 1958, pp. 198-199; C. Parry (ed.), Vol. 52, pp. 1-6.
- (6) B. Lewis, "The Impact of the French Revolution on Turkey", *Journal of World History*, Vol. 1, 1953; S. J. Shaw, *Between Old and New: The Ottoman Empire under Sultan Selim III 1789-1807*, Cambridge, Mass., 1971; 鈴木薫「オスマン帝国とフランス革命」田中治男他編『フランス革命と周辺国家』リプロポート 1992 年、67 - 71 頁。なお、従来オスマン帝国は先進知識・情報の発信拠点として機能し、その摂取のためヨーロッパ各国が駐土大使を開設することはあっても、オスマン政府がヨーロッパ後進諸国に常駐大使を配置する動機はなかったが、18 世紀を通じた勢力関係の逆転＝「西洋の衝撃」Western Impact によって今やヨーロッパ軍事技術・科学知識の吸収が急務となっていたのである。J. C. Hurewitz, "Ottoman Diplomacy and the European State System", *Middle East Journal*, Vol. 15, 1961, pp. 145- 146; idem, "The Europeanization of Ottoman Diplomacy: The Convention from Unilateralism to Reciprocity in the Nineteenth Century", *Belleleten*, Vol. 25, 1961; T. Naff, "Reform and the Conduct of Ottoman Diplomacy in the Reign of Selim III, 1789- 1807", *Journal of the American Oriental Society*, Vol. 83, 1963, pp. 303- 304.
- (7) A. De Conde, *The Quasi- War: The Politics and Diplomacy of the Undeclared War with France, 1797- 1801*, New York, 1966; H. Blumenthal, *France and the United States: Their Diplomatic Relations, 1789- 1914*, Chapel Hill, 1970; P. P. Hill, "Prologue to the Quasi- War: Stresses in Franco- American Relations, 1793- 1796", *Journal of Modern History*, Vol. 49, 1977; 斎藤眞『アメリカ政治外交史』東大出版会 1975 年、53 - 54 頁、有賀貞『アメリカ革命』東大出版会 1988 年、250 - 251 頁、本橋正『アメリカ外交史概説』東大出版会 1993 年、23 - 28 頁。
- (8) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 444- 448; 伊東・井内・中井編、『ポーランド・ウクライナ・バルト史』(世界各国史 20) 山川出版社 1998 年、184 - 185 頁。
- (9) O. Feldbaek, "Eighteenth- Century Danish Neutrality: Its Diplomacy, Economics and Law", *Scandinavian Journal of History*, Vol. 8, 1983; 百瀬・熊野・村井編、『北欧史』(世界各国史 21) 山川出版社 1998 年、186 - 187 頁。
- (10) K. H. Karpat, "The Transformation of the Ottoman State, 1789- 1908", *International Journal of the Middle East Studies*, Vol. 3, 1972, pp. 251- 252; 新井政美『トルコ近現代史』みすず書房 2001 年、第三章。もともとオスマン帝国の場合、キリスト教国ではない故に教会弾圧に対する反感は低く、また仏土両国は直接国境を接しないため革命政権の対外戦略も軍事脅威とならず、ヨーロッパ諸国と比較してフランス革命への警戒は低かったとされる。
- (11) A. Cunningham, "Robert Liston at Constantinople", idem, *Anglo- Ottoman Encounters in the Age of Revolution: Collected Essays*, 2vols., London, 1993, Vol. 1; 有賀、前掲書、251 - 252 頁、本橋、前掲書、28 - 29 頁。

- (12) J. T. Alexander, "Zubov, Platon Aleksandrovich", J. L. Wiczynski (ed.), *The Modern Encyclopedia of Russian, Soviet and Eurasian History*, 59 vols., Gulf Breeze, 1976- 1994 (以下略記: MERSEH), Vol. 46, pp. 137- 142; E. E. Roach, "Kochubei, Viktor Pavlovich", MERSEH, Vol. 17, pp. 90- 92. コチュベイは伯父ベズボロドコの援助によって 1784 - 92 年に欧州各地に留学し、フランス啓蒙思想に触れる一方、帰国後は皇太子パーヴェルの長男アレクサンドルと親交を持ち、コンスタンチノーブル勤務時代を通じて相互に書簡を交換している。
- (13) I. de Madariaga, *op. cit.*, pp. 448- 451; K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 168- 169.
- (14) M. S. Anderson, *Discovery of Russia*, pp. 198- 199; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 52, pp. 315- 326.
- (15) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 23- 24; G. Lebel, *La France et les principautés danubiennes du XVI siècle à la chute de Napoléon Ier*, Paris, 1955, pp. 199- 226. なおオーストリアは 1785 年にルーマニア領事設置権を獲得した。
- (16) パーヴェル治世については一般にその性格異常・母子確執に伴う内外混乱が強調されるが、こうした通説は再考されつつある。R. E. McGrew, "A Political Portrait of Paul I from the Austrian and English Archives", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 18, 1970; idem, *Paul I of Russia 1754- 1801*, Oxford, 1992; D. L. Ransel, "An Ambivalent Legacy: The Education of Grand Duke Paul", H. Ragsdale (ed.), *Paul I: A Reassessment of his Life and Reign*, Pittsburgh, 1979; H. Ragsdale, *Tsar Paul and the Question of Madness: An Essay in History and Psychology*, Westport, 1988.
- (17) G. E. Munro, "Pahlen (Von der Pahlen), Petr Alekseevich", MERSEH, Vol. 51, pp. 84- 88.
- (18) C. J. Tucker, "The Foreign Policy of Tsar Paul I", Ph. D. dissertation, Syracuse University, 1966; H. Ragsdale, "Russia, Prussia, and Europe in the Policy of Paul I", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 31, 1983, pp. 81- 83; N. Saul, *Russia and the Mediterranean World 1797- 1807*, Chicago, 1970, pp. 23- 39.
- (19) K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 259- 261; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 54, pp. 53- 58, 157- 168.
- (20) S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 252- 253; 有賀、前掲書、252 - 253 頁、本橋、前掲書、34 - 35 頁。

(2) 通商関係

① フランス

革命前夜のフランス輸出貿易において(表 I - 1)、政治関係の密接な南欧・地中海世界が全体の 25 % を占める一方、北欧・バルト海世界は 6 % 程度にとどまるが、ただしバルト海貿易の中継活動に従事するオランダ・ハンザ都市との取引は 30 % 前後に達し、第三国経由での再輸出はかなりの程度展開されたものと推定される。主要品目の仕向け先としては(表 I - 2)、毛織物の場合、レヴァント市場が単独で 30 % 弱を吸収する最大の販路であったが、奢侈的な熱帯産品・葡萄酒の場合、オランダ・ハンザ都市が過半を吸収し、その多くはバルト海世界に向かったと思われるが、ズンド海峡関税記録によれば(表 I - 3)、その半分はプロイセン向け、残る 20 - 30 % はロシア向けであった。輸入貿易に関しては、植民地市場が全体の実に 40 % を占めるが、ヨーロッパ世界では南欧・地中海市場が 30 % を占める一方、バルト海世界は 5 % 未満にすぎず、中継国家オランダの比重も 10 % 程度にとどまる(表 I - 1)。繊維原料の主要源泉はオスマン帝国(綿花)・イタリア(生糸)・スペイン(羊毛)にあるが、大麻についてはロシア市場が 50 % 前後を占めた(表 I - 2)。またオランダ経由と推定されるバルト海産品輸入は戦略的な船舶用品から成り、大麻・木材ではロシア産品、棒鉄ではスウェーデン産品が圧倒的比重を占める(表 I - 3)。⁽¹⁾

こうした貿易関係を背景に、新大陸貿易を展開する大西洋岸諸港の商業資本は、熱帯産品のバルト海向け輸出を直轄するべく 1783 年に「フランス北方会社」Compagnie française du Nord を企画する一方、マルセイユではレヴァント貿易に精通するアントワーン商会 Anthoine がバルト海経由の英露貿易に対抗した黒海経由の仏露貿易を、またエジプト通商に従事するバルドン商会 Bardon の代理商マガロン Charles Magallon はイギリスのケープ経由インド貿易に対抗的なスエズ経由の東洋貿易を模索している。⁽²⁾ これを受けて外務卿ヴェルジェンヌ Vergennes (1774 - 86 年) は、独立

表 I-1 フランス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	イギリス	オランダ	ハンザ都市	ドイツ諸邦	バルト海世界		
						プロイセン	デンマーク	スウェーデン
1787	440.1 (100)	34.2 (7.8)	69.5 (15.8)	60.2 (13.7)	22.4 (5.1)	9.0 (2.0)	6.3 (1.4)	5.0 (1.1)
1788	458.7 (100)	31.1 (6.8)	78.9 (17.2)	64.3 (14.0)	23.5 (5.1)	9.4 (2.0)	5.2 (1.1)	3.5 (0.8)
1789	408.4 (100)	35.1 (8.6)	45.3 (11.1)	62.4 (15.3)	24.9 (6.1)	12.7 (3.1)	7.3 (1.8)	3.2 (0.8)
1792	481.5 (100)	35.8 (7.4)	116.2 (24.1)	94.9 (19.7)		7.5 (1.6)	5.5 (1.1)	2.3 (0.5)
1797	211.1 (100)	0.2 (0.1)	29.6 (14.0)	39.8 (18.8)		39.8 (18.8)	6.2 (2.9)	0.7 (0.3)
1798	229.7 (100)	0.0 (0.0)	34.0 (14.8)	20.4 (8.9)	54.5 (23.7)	3.8 (1.6)	6.6 (2.9)	0.7 (0.3)

② 輸入

1787	610.3 (100)	58.2 (9.5)	60.3 (9.9)	11.4 (1.8)	8.8 (1.4)	3.0 (0.5)	4.9 (0.8)	8.3 (1.4)
1788	563.7 (100)	63.7 (11.3)	55.6 (9.9)	11.0 (1.9)	8.1 (1.4)	3.5 (0.6)	3.6 (0.6)	5.6 (1.0)
1789	622.3 (100)	60.9 (9.8)	67.6 (10.9)	16.9 (2.7)	8.6 (1.4)	5.6 (0.9)	3.2 (0.5)	7.1 (1.1)
1792	541.9 (100)	51.8 (9.6)	36.9 (6.8)	11.8 (2.2)		1.9 (0.3)	1.4 (0.3)	4.3 (0.8)
1797	296.7 (100)	0.0 (0.0)	59.9 (20.2)	13.3 (4.5)		5.1 (1.7)	24.3 (8.2)	2.2 (0.7)
1798	226.4 (100)	0.0 (0.0)	51.5 (22.7)	8.5 (3.7)	23.8 (10.5)	3.6 (1.6)	7.5 (3.3)	1.6 (0.7)

典拠) A. Chabert, *Essai sur les mouvements des revenus et de l'activité économique en France de 1789 à 1820*, Paris, 1949
 Europa und Nach Übersee und der Strukturveränderungen des Aussenhandels durch Krieg und Wirtschaftskrieg", W. Fischer/

表 I-2 フランス海外貿易：主要品目の相手市場

① 輸出市場

a) 毛織物

(1,000 リーヴル)

	総額	オランダ	ドイツ	スペイン	イタリア	レヴァント
1755	30,308 (100)	5 (0.2)	1,791 (5.9)	2,851 (9.4)	5,148 (17.0)	17,290 (57.0)
1776	20,437 (100)	158 (0.8)	2,431 (11.9)	2,768 (13.5)	5,354 (26.2)	6,040 (29.6)
1788	23,683 (100)	50 (0.2)	2,458 (10.4)	5,710 (24.1)	6,005 (25.4)	6,516 (27.0)

b) 食料品 (砂糖・コーヒー・葡萄酒・蒸留酒)

	総額	オランダ	ハンザ都市	北 欧	イタリア	レヴァント
1755	67,223 (100)	18,339 (27.3)	25,051 (37.3)	2,460 (3.7)	6,306 (9.4)	1,497 (2.2)
1776	119,673 (100)	32,161 (26.9)	35,436 (29.6)	8,194 (6.8)	9,320 (7.8)	5,851 (4.9)
1788	195,216 (100)	37,668 (19.3)	58,462 (29.9)	6,355 (3.3)	18,253 (9.3)	4,648 (2.4)

② 輸入市場

a) 絹

	総額	レヴァント	アメリカ植民地
1755	10,975 (100)	7,145 (65.1)	3,639 (33.2)
1776	18,489 (100)	11,367 (61.5)	5,887 (31.8)
1788	40,400 (100)	14,073 (34.8)	21,782 (53.9)

b) 絹

(1,000 リーヴル)

	総額	イタリア	レヴァント
1755	19,650 (100)	12,954 (65.9)	804 (4.1)
1776	12,244 (100)	8,272 (67.6)	1,516 (12.4)
1788	23,179 (100)	16,652 (71.9)	3,068 (13.2)

c) 羊毛

	総額	スペイン	レヴァント
1755	20,498 (100)	10,564 (51.5)	7,598 (37.1)
1776	18,090 (100)	12,135 (67.0)	2,934 (16.2)
1788	17,399 (100)	5,307 (30.5)	7,475 (43.0)

d) 麻

	総額	ロシア	イタリア
1755	2,473 (100)	1,252 (50.6)	172 (6.9)
1776	4,857 (100)	2,691 (55.4)	880 (18.1)
1788	9,274 (100)	4,224 (45.5)	1,163 (12.5)

典拠) 服部春彦『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房1992年、83、87-88頁。

戦争の終結以後、宥和外交の手段として互惠通商政策(1778年の米仏条約、1783年の仏西条約、1784年の仏瑞条約、1786年の英仏条約)を推進するなか、自身の駐土大使(1755-68年)・駐瑞大使(1771-74年)の経験からバルト海・レヴァント経由の仏露貿易にも関心を示し、1787年に仏露通商条約を締結したほか、1785年のエジプト通商条約ではスエズ地峡通行権を獲得した。ただしフランス商人の黒海・紅海航行をめぐるオスマン本国との通商交渉は挫折し、黒海経由の仏露通商はあくまでロシア国旗のもとで遂行される一方、エジプト経由の東洋貿易も幻想に終わった。⁹⁾

市民革命の勃発に伴い、憲法制定議会は1789年8月・9月の法令によって営業活動の自由を確立し、コルベール主義を体現する宣誓組合・特許会社を廃止した反面、イギリス産業と競争する国

(1,000,000 リーヴル・フラン)

ロシア	小 計	スペイン	地中海世界			アメリカ	仏領植民地
			イタリア	オスマン	小 計	合衆国	
6.6 (1.5)	26.9 (6.1)	40.1 (9.1)	38.8 (8.8)	25.6 (5.8)	64.4 (14.6)	2.1 (0.5)	95.5 (21.7)
5.9 (1.3)	24.0 (5.2)	49.8 (10.9)	39.6 (8.6)	17.8 (3.9)	57.4 (12.5)	1.4 (0.3)	100.7 (22.0)
6.9 (1.7)	30.1 (7.4)	41.0 (10.0)	41.1 (10.1)	19.9 (4.9)	61.0 (14.9)	1.2 (0.3)	83.6 (20.5)
2.7 (0.6)	18.0 (3.8)	41.7 (8.7)	80.2 (16.7)	28.7 (6.0)	108.9 (22.6)	3.4 (0.7)	42.6 (8.8)
0.1 (0.0)	46.8 (22.1)	39.8 (18.9)	71.0 (33.6)	4.2 (2.0)	75.2 (35.6)	11.9 (5.6)	0.0 (0.0)
0.1 (0.0)	11.2 (4.8)	51.2 (22.3)	8.3 (3.6)	6.5 (2.8)	14.8 (6.4)	10.9 (4.7)	0.0 (0.0)

6.5 (1.1)	22.7 (3.7)	92.8 (15.2)	47.6 (7.8)	37.7 (6.2)	85.3 (14.0)	14.1 (2.3)	243.2 (39.8)
7.8 (1.4)	20.6 (3.6)	75.0 (13.3)	44.9 (7.9)	42.7 (7.6)	87.6 (15.5)	3.5 (0.6)	226.5 (40.2)
6.1 (1.0)	22.1 (3.6)	87.3 (14.0)	65.8 (10.6)	39.4 (6.3)	105.2 (16.9)	13.1 (2.1)	231.2 (37.2)
3.1 (0.6)	10.7 (1.9)	46.3 (8.5)	54.2 (10.0)	52.5 (9.7)	106.7 (19.7)	15.1 (2.8)	252.6 (46.6)
0.7 (0.2)	32.3 (10.9)	33.8 (11.4)	71.2 (24.0)	4.9 (1.7)	76.1 (25.6)	24.7 (8.3)	0.0 (0.0)
1.6 (0.7)	14.4 (6.4)	44.5 (19.7)	31.7 (14.0)	8.0 (3.5)	39.7 (17.5)	19.7 (8.7)	0.0 (0.0)

, pp. 324- 327; M. Kutz, "Außenhandel und Krieg 1789-1817: Eine quantitative Analyse der Außenhandelsbeziehungen in R. M. McInnis/ J. Schneider (Hg.), *The Emergence of a World Economy 1500- 1914*, Stuttgart, 1986, S. 253- 254.

表 I-3 フランスのバルト海貿易：主要品目の相手市場

① 輸 出

	砂糖 (1,000 pounds)				葡萄酒 (pipes)			
	総量	スウェーデン	プロイセン	ロシア	総量	デンマーク	プロイセン	ロシア
1787	12,264	915 (7.5)	6,570 (53.6)	3,356 (27.4)	34,908	2,936 (8.4)	19,631 (56.2)	6,403 (18.3)
1788	11,285	421 (3.7)	6,104 (54.1)	4,336 (38.4)	26,982	1,952 (7.2)	17,161 (63.6)	3,959 (14.7)
1789	15,798	1,230 (7.8)	9,354 (59.2)	4,848 (30.7)	46,765	2,776 (5.9)	26,397 (56.4)	8,192 (17.5)
1790	14,250	1,401 (9.8)	7,787 (54.6)	4,262 (29.9)	26,025	2,408 (9.3)	12,546 (48.2)	6,136 (23.6)
1791	8,610	1,005 (11.7)	3,448 (40.0)	3,513 (40.8)	22,150	1,897 (8.6)	11,551 (52.1)	4,680 (21.1)
1792	2,468	231 (9.4)	1,872 (75.9)	238 (9.6)	27,403	2,311 (8.4)	15,115 (55.2)	3,803 (13.9)
1793	98	14 (14.3)	60 (61.2)	18 (18.4)	18,914	2,590 (13.7)	7,814 (41.3)	286 (1.5)
1794	221	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11,337	7,189 (63.4)	0 (0.0)	384 (3.4)
1795	140	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16,657	9,605 (57.7)	2,697 (16.2)	1 (0.0)

② 輸 入

	大麻 (100 shippounds)			木材 (1,000 pieces)			鉄 (100 shippounds)		
	総量	プロイセン	ロシア	総量	プロイセン	ロシア	総量	スウェーデン	ロシア
1787	203	35 (17.2)	167 (82.3)	534	87 (16.3)	437 (81.8)	401	367 (91.5)	28 (7.0)
1788	664	68 (10.2)	593 (89.3)	405	44 (10.9)	331 (81.7)	469	345 (73.6)	122 (26.0)
1789	349	55 (15.8)	293 (84.0)	309	21 (6.8)	282 (91.3)	470	355 (75.5)	101 (21.5)
1790	317	29 (9.1)	288 (90.9)	81	18 (22.2)	63 (77.8)	211	164 (77.7)	47 (22.3)
1791	237	5 (2.1)	229 (96.6)	194	20 (10.3)	174 (89.7)	109	62 (56.9)	43 (39.4)
1792	153	3 (2.0)	150 (98.0)	113	15 (13.3)	98 (86.7)	58	31 (53.4)	27 (46.6)
1793	0	0 (0.0)	0 (0.0)	5	0 (0.0)	5 (100)	6	6 (100)	0 (0.0)
1794	0	0 (0.0)	0 (0.0)	18	0 (0.0)	2 (11.1)	2	0 (0.0)	0 (0.0)
1795	0	0 (0.0)	0 (0.0)	7	1 (14.3)	0 (0.0)	43	41 (95.3)	0 (0.0)

典拠) H. C. Johansen, *Shipping and Trade between the Baltic Area and Western Europe 1784- 95*, Odense, 1983, Appendix.

内産業を育成する観点から、1791年2月12日の一般関税法はヴェルジェンヌ時代の互惠通商路線を廃棄し、コルベール時代の高率保護関税を復活する一方、人権宣言の精神とは裏腹に植民地支配も温存し、本国経済に従属的な西インド貿易を維持した。続く第一共和制は、1793年2月の英仏開戦に対応するべく通商規制を強化し、まず同年3月1日の輸入禁止令・5月19日の追加条項は、敵国との通商条約の廃棄、繊維・金属製品の輸入制限（製造国不問）、原料輸入の許可（敵国産品除く）によって実質的にイギリス製品を駆逐し、また同年10月9日のイギリス製品追放令は名実ともその輸入・使用を規制した。他方、同年9月21日の航海条令・10月18日の追加条項は第三

国商船の入港禁止、外国商船への差別的港湾使用料によって英蘭両国の海運活動を攪乱している。⁽⁹⁾ さらに戦略的な制裁措置としては、開戦直後 1793 年 2 月より自国領内に停泊する敵国商船の国外出港を禁止したほか、同年 5 月 9 日には敵国との通商活動に従事する公海洋上の中立船舶にも拿捕活動を開始した。並行して革命政権は、1793 年 1 月にエジプト代理商マガロンをカイロ領事に任命し、スエズ経由インド貿易を画策したが、その反面、フランス南部の地方反乱・連邦主義を弾圧するなか、1794 年 12 月 21 日の法令ではマルセイユの自由貿易特権を剥奪している。⁽⁹⁾

続く総裁政府は、1795 年のバーゼル条約を端緒としてヨーロッパ貿易を漸次回復したが、対英戦争の継続に対処するべく通商規制は一層強化し、1796 年 10 月 31 日の法令では純粋なイギリス製品に加えてイギリス通商活動に由来するあらゆる産品（英領植民地の産品、イギリス原料使用の製品）の輸入を禁止した。また、1796 年の米仏断交に伴い 1797 年 3 月 2 日より敵国商品を輸送するアメリカ商船を拿捕する一方、同年 7 月 2 日にはイギリス通商に従事する全ての中立商船を拿捕し、イギリスへの経済封鎖を拡充した。並行して新規市場の開拓も模索され、1795 年 10 月にはエジプト特使デュボワ・テンヴィユ Dubois-Thainville が通商条約を交渉する一方、1796 年にはブカレスト領事フルリーが黒海経由のルーマニア貿易、さらには仏領ベルギーを起点とするライン・ドナウ経由のルーマニア貿易を提唱している。こうしたなか 1797 年のカンポ・フォルミオ条約＝イオニア獲得は、バルト海経由の英露貿易に対抗したイオニア経由レヴァント貿易、あるいはイギリス東洋貿易と競合するレヴァント経由東洋貿易に向けて新たな展望を示したと言えよう。⁽⁹⁾

革命戦争の勃発に伴う通商規制・海上封鎖の結果、18 世紀を通じて上昇してきたフランス海外貿易は半減し、なかでも海上輸送の安全を前提とする西インド貿易、敵国イギリスとの貿易が途絶する一方、対仏包囲に荷担するロシアとの取引総額も急落し（表 I-1）、1792 - 93 年を画期としてズンド海峡経由の仏露通商はほぼ消滅している（表 I-3）。とはいえバルト海貿易を中継する衛星国家オランダ・中立諸国（北欧両国・アメリカ合衆国）との取引は輸出・輸入の 30% に達し、これら第三国を経由する間接貿易・密輸活動としての仏露通商はある程度存続したと推定される。⁽⁹⁾ 他方レヴァント貿易は、1792 年の統計を見る限り、仏土関係の接近を背景として若干の上昇が認められるものの、その拠点都市マルセイユに対する通商規制、イオニア・エジプト進出に対するオスマン帝国の警戒から戦争末期には 18 世紀史上の最低水準まで下落している。

② イギリス

イギリスは 1763 年のパリ条約によって北米・インド支配を確立する一方、1766 年の英露通商条約・最恵国待遇条項によってバルト海経由のロシア貿易を掌握し、なかでも商船・海軍整備に必要な船舶用品（大麻・亜麻・木材）・棒鉄の大半はロシア会社 Russia Company を通じてロシア市場より調達した（表 I-4）。⁽⁹⁾ 新大陸・バルト海の二大貿易はアメリカ独立戦争・武装中立同盟によって危機に直面して以後、ピット政権は代替市場として東洋貿易の拡充に努め、1784 年のインド法によって東インド会社の統制を強化する一方、1787 年には中国使節カスカート Charles Cathcart を派遣して極東進出を図った。またエジプト領事ボールドウィン George Baldwin は拡大する東洋貿易の経路として従来の喜望峰ルートに代わる新たな地中海ルートの開拓に注目する一方、1787 - 90 年の枢密院・レヴァント貿易調査委員会はレヴァント会社 Levant Company の現状とともにエジプトの市場・戦略価値を調査している。⁽⁹⁾ 他方、商務院総裁ジェンキンソン Charles Jenkinson は重商主義体制に代わる互惠通商政策を志向し、1786 年に英仏通商条約（イーデン条約）の締結に成功した反面、低迷するレヴァント貿易の回復に必要なオスマン帝国との交渉は挫折し、またバルト海貿易の後盾であった英露通商条約も 1787 年をもって満了する。⁽¹⁰⁾ それでもイギリス海外貿易

は独立戦争の終結以後、未曾有の発展を遂げ、なかでも新大陸・アジア貿易が輸出・輸入総額の 30 - 40 % に達する一方、ヨーロッパ市場ではイーデン条約を背景として西欧・南欧向け輸出が漸増し、ロシア産品輸入も通商条約の失効にもかかわらず 10 % 近い比重を保った (表 I - 5)。

1793 年 2 月の英仏開戦に伴い、フランス革命政権の通商規制・海上封鎖によって貿易活動を攪乱されるなか、ピット政権は引き続き 1793 年の東インド会社特許状改正、北京大使マカートニー George Macartney (1792 - 94 年) の派遣によって東洋貿易の開拓を図る一方、1794 年よりレヴァント会社に年間 5,000 ポンドの補助金を給付し、また同年 5 月 20 日のエジプト通商条約では紅海・スエズ通行の自由を確保した。⁽¹¹⁾ また海軍向け木材の確保が急務となるなか、ロシア会社がその手段として英露通商条約の回復を陳情する一方、駐露大使ウィトワース Charles Whitworth (1788 - 1800 年) はむしろ代替手段としてレヴァント会社の黒海参入を提言したが、その実現には既に黒海航行権を保持するロシアとの通商協定が必要であった。かくしてバルト海・黒海貿易の両面から英露通商条約の復活を求める声は高まり、上記 1793 年 3 月のロンドン協定は、政治的には英露同盟を形成したのみならず、経済的には 1766 年の英露通商条約の復活を確認している。⁽¹²⁾

またフランス通商規制・海上封鎖への対抗措置として、1793 年 2 月 14 日の法令・同年 4 月 4 日の海上戦時公法はフランス船舶・貨物に対する拿捕行為を、同年 6 月 8 日の訓令はフランス向け食糧を輸送する中立船舶への停船・臨検を認め、また同年 11 月 6 日の訓令は仏領植民地物産の輸入・仏領植民地向け輸出に従事する中立商船への拿捕活動を開始した。しかし後者の措置は仏領西インドの貿易活動を媒介してきたアメリカの抗議を招いたため、1794 年 1 月 8 日の訓令はヨーロッパ以外の中立諸国を迂回するフランス植民地貿易を当該諸国の再輸出貿易とみなして容認し (迂回貿易 circuitous voyage・中断貿易の原則 broken voyage principle)、フランス本国・植民地を直結する貿易活動の中継のみ規制するにとどめた。また 1796 年の仏西同盟・イタリア侵攻＝地中海封鎖に対処するべく、1797 年の航海条令改正はレヴァント会社にオスマン領外との取引を、また同盟諸国にイギリス地中海貿易の中継活動を認めた。さらに 1797 年の仏墺講和＝対仏同盟の崩壊に伴い、1798 年 1 月 8 日の訓令は、一転してイギリス・中立諸国と仏領植民地との直接貿易の中継を認め、仏領熱帯産品のイギリス・中立諸国向け輸送を誘導、フランス向け輸送の攪乱を図った。⁽¹³⁾

全体として 1790 年代のイギリス海外貿易は、干渉戦争の展開に伴い西欧・南欧貿易を縮小したとはいえ、対仏同盟・英露条約の後盾によってバルト海経由の北欧・東欧貿易を維持したほか、東インド会社の再編を梃子としてアジア産品輸入を拡大し、順調な成長を見せている (表 I - 5)。

表 I - 4 イギリス海外貿易：船舶用品の輸入市場

① 大麻 (cwt)

	総量	ロシア
1764 - 69	310,335 (100)	285,018 (91.8)
1770 - 79	384,690 (100)	370,116 (96.2)
1880 - 89	403,386 (100)	395,994 (98.2)

② 亜麻 (cwt)

	総量	ロシア
1764 - 69	139,802 (100)	127,341 (91.1)
1770 - 79	134,975 (100)	112,519 (83.4)
1880 - 89	170,929 (100)	138,746 (81.2)

③ 太柱 Great Mast (直径 12 インチ以上) (本)

	総量	北米	ロシア
1764 - 69	2,924 (100)	825 (28.2)	1,277 (43.7)
1770 - 79	2,853 (100)	455 (16.9)	2,087 (73.2)
1780 - 89	3,673 (100)	656 (13.9)	2,567 (69.9)

④ 棒鉄 (トン)

	総量	スウェーデン	ロシア
1760 - 69	42,226 (100)	21,066 (49.9)	18,284 (43.3)
1770 - 79	46,999 (100)	18,218 (38.8)	26,807 (57.0)
1780 - 89	48,436 (100)	17,345 (35.8)	29,937 (61.8)

典拠) 大麻・亜麻は、H. H. Kaplan, "Russia's Impact on the Industrial Revolution in Great Britain during the Second Half of the 18th Century: The Significance of International Commerce", *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 29, 1981, pp. 51- 52. 木材は、H. S. M. Kent, *War and Trade in Northern Seas: Anglo-Scandinavian Economic Relations in the Mid- 18th Century*, Cambridge, 1973, p. 181. 棒鉄は、K.- G. Hildebrand, "Foreign Markets for Swedish Iron in the 18th Century", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 6, 1958, pp. 10, 33.

表 I-5 イギリス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	フランス	オランダ	ドイツ諸邦	バルト海世界			
					プロイセン	デンマーク	スウェーデン	ロシア
1787	16,870 (100)	987 (5.9)	2,127 (12.6)	1,318 (7.8)	94 (0.6)	268 (1.6)	70 (0.4)	308 (1.8)
1788	17,472 (100)	1,260 (7.2)	2,164 (12.4)	1,473 (8.4)	146 (0.8)	267 (1.5)	62 (0.4)	358 (2.0)
1789	19,341 (100)	1,290 (6.7)	2,802 (14.5)	1,625 (8.4)	152 (0.8)	297 (1.5)	76 (0.4)	309 (1.6)
1790	20,120 (100)	872 (4.3)	2,324 (11.6)	1,695 (8.4)	113 (0.6)	262 (1.3)	64 (0.3)	454 (2.3)
1791	22,732 (100)	1,131 (5.0)	2,296 (10.1)	1,890 (8.3)	135 (0.6)	355 (1.6)	75 (0.3)	573 (2.5)
1792	24,905 (100)	1,228 (4.9)	2,548 (10.2)	2,139 (8.6)	167 (0.7)	313 (1.3)	116 (0.5)	801 (3.2)
1793	20,390 (100)	229 (1.1)	2,393 (11.7)	2,483 (12.2)	175 (0.9)	291 (1.4)	76 (0.4)	321 (1.6)
1794	26,748 (100)	35 (0.1)	2,313 (8.6)	5,943 (22.2)	303 (1.1)	489 (1.8)	105 (0.4)	496 (1.9)
1795	27,271 (100)	79 (0.3)	125 (0.5)	8,072 (29.6)	360 (1.3)	498 (1.8)	127 (0.5)	862 (3.2)
1796	28,026 (100)	8 (0.0)	354 (1.3)	6,238 (22.3)	460 (1.6)	411 (1.5)	116 (0.4)	737 (2.6)
1797	26,316 (100)	674 (2.6)	1,098 (4.2)	6,571 (25.0)	470 (1.8)	475 (1.8)	127 (0.5)	444 (1.7)
1798	30,219 (100)	4 (0.0)	665 (2.2)	8,073 (26.7)	344 (1.1)	401 (1.3)	47 (0.2)	610 (2.0)

② 輸入

1787	17,804 (100)	577 (3.2)	582 (3.3)	598 (3.4)	534 (3.0)	128 (0.7)	265 (1.5)	1,662 (9.3)
1788	18,027 (100)	452 (2.5)	489 (2.7)	449 (2.5)	463 (2.6)	127 (0.7)	258 (1.4)	1,916 (10.6)
1789	17,821 (100)	556 (3.1)	618 (3.5)	438 (2.5)	434 (2.4)	113 (0.6)	276 (1.5)	1,471 (8.3)
1790	19,131 (100)	605 (3.2)	861 (4.5)	603 (3.2)	688 (3.6)	150 (0.8)	301 (1.6)	1,710 (8.9)
1791	19,670 (100)	546 (2.8)	1,047 (5.3)	716 (3.6)	830 (4.2)	182 (0.9)	268 (1.4)	1,549 (7.9)
1792	19,659 (100)	718 (3.7)	934 (4.8)	650 (3.3)	604 (3.1)	187 (1.0)	339 (1.7)	1,709 (8.7)
1793	19,257 (100)	121 (0.6)	926 (4.8)	794 (4.1)	906 (4.7)	206 (1.1)	307 (1.6)	1,804 (9.4)
1794	22,289 (100)		1,090 (4.9)	796 (3.6)	612 (2.7)	210 (0.9)	288 (1.3)	1,789 (8.0)
1795	22,737 (100)	10 (0.0)	124 (0.5)	1,021 (4.5)	550 (2.4)	154 (0.7)	395 (1.7)	1,858 (8.2)
1796	23,187 (100)	15 (0.1)	317 (1.4)	2,082 (9.0)	1,304 (5.6)	244 (1.1)	347 (1.5)	2,510 (10.8)
1797	21,014 (100)	14 (0.1)	540 (2.6)	1,576 (7.5)	747 (3.6)	135 (0.6)	192 (0.9)	1,708 (8.1)
1798	27,858 (100)	21 (0.1)	609 (2.2)	2,092 (7.5)	968 (3.5)	176 (0.6)	226 (0.8)	2,417 (8.7)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 248-249.

表 I-6 アメリカ海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	イギリス	フランス	オランダ	ドイツ諸邦	バルト海世界	
						デンマーク	ロシア
1790	20,205 (100)	6,300 (31.2)	4,669 (23.1)	1,926 (9.5)	478 (2.4)	224 (1.1)	
1791	17,572 (100)	6,200 (35.3)	4,299 (24.5)	1,635 (9.3)	426 (2.4)	277 (1.6)	4 (0.0)
1792	21,918 (100)	6,100 (27.8)	4,200 (19.2)	1,750 (8.0)	1,116 (5.1)	280 (1.3)	5 (0.0)
1793	26,012 (100)	6,000 (23.1)	4,500 (17.3)	1,800 (6.9)	1,806 (6.9)	290 (1.1)	6 (0.0)
1794	29,464 (100)	5,100 (17.3)	4,968 (16.9)	4,000 (13.6)	3,393 (11.5)	300 (1.0)	
1795	47,856 (100)	6,324 (13.2)	7,699 (16.1)	1,917 (4.0)	9,655 (20.2)	303 (0.6)	66 (0.0)
1796	67,064 (100)	17,153 (25.6)	3,172 (4.7)	6,083 (9.1)	9,507 (14.2)	422 (0.6)	47 (0.0)
1797	51,294 (100)	6,637 (12.9)	3,825 (7.5)	7,714 (15.0)	9,590 (18.7)	184 (0.4)	3 (0.0)
1798	61,327 (100)	11,909 (19.4)	1,477 (2.4)	4,714 (7.7)	14,563 (23.7)	1,400 (2.3)	60 (0.0)

② 輸入

1795	69,750 (100)	23,313 (33.4)	3,671 (5.3)	1,330 (1.9)	1,663 (2.4)	285 (0.4)	1,169 (1.7)
1796	81,436 (100)	31,929 (39.2)	1,835 (2.3)	0,943 (1.2)	2,176 (2.7)	465 (0.6)	1,383 (1.7)
1797	75,379 (100)	27,303 (36.2)	1,539 (2.0)	2,405 (3.2)	2,756 (3.7)	343 (0.5)	1,418 (1.9)
1798	68,552 (100)	17,331 (25.3)	1,057 (1.5)	1,757 (2.6)	3,739 (5.5)	226 (0.3)	1,007 (1.5)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 259-263. ※ 西インドの「その他」はスペイン領・オランダ領・デンマーク領・スウ

③ アメリカ

密輸拠点ボストンの商業資本は、既に英領時代から本国政府の通商規制＝航海条例を無視してバルト海貿易の中継活動、なかでも仏領西インド・南欧諸国・ロシアを結ぶ三角貿易に従事し、①仏領西インドからフランス南部・イベリア両国、又はオランダ・ハンブルクへと熱帯産品を輸出する

(1,000 ポンド：公式価格)

小 計	イベリア諸国		地中海世界		アメリカ 合 衆 国	西インド (英領)	東インド
	ポルトガル	スペイン	イタリア	オスマン			
740 (4.4)	603 (3.6)	575 (3.4)	739 (4.4)	100 (0.6)	2,014 (11.9)	1,733 (10.3)	1,551 (9.2)
833 (4.8)	722 (4.1)	678 (3.9)	745 (4.3)	48 (0.3)	1,886 (10.8)	1,766 (10.1)	1,431 (8.2)
834 (4.3)	733 (3.8)	677 (3.5)	730 (3.8)	134 (0.7)	2,525 (13.1)	1,764 (9.1)	1,957 (10.1)
893 (4.4)	566 (2.8)	667 (3.3)	891 (4.4)	113 (0.6)	3,432 (17.1)	1,986 (9.9)	2,386 (11.9)
1,138 (5.0)	688 (3.0)	673 (3.0)	1,047 (4.6)	189 (0.8)	4,225 (18.6)	2,649 (11.7)	2,272 (10.0)
1,397 (5.6)	755 (3.0)	811 (3.3)	963 (3.9)	274 (1.1)	4,271 (17.1)	2,922 (11.7)	2,438 (9.8)
863 (4.2)	583 (2.9)	503 (2.5)	544 (2.7)	45 (0.2)	3,515 (17.2)	2,695 (13.2)	2,722 (13.3)
1,393 (5.2)	591 (2.2)	653 (2.4)	611 (2.3)	118 (0.4)	3,860 (14.4)	3,633 (13.6)	2,925 (10.9)
1,847 (6.8)	709 (2.6)	471 (1.7)	864 (3.2)	150 (0.6)	5,254 (19.3)	2,461 (9.0)	2,383 (8.7)
1,724 (6.2)	870 (3.1)	559 (2.0)	752 (2.7)	133 (0.5)	6,054 (21.6)	3,223 (11.5)	2,377 (8.5)
1,516 (5.8)	710 (2.7)	7 (0.0)	116 (0.4)	24 (0.1)	5,057 (19.2)	3,144 (11.9)	2,288 (8.7)
1,402 (4.6)	924 (3.1)		217 (0.7)	57 (0.2)	5,580 (18.5)	5,198 (17.2)	1,146 (3.8)

2,589 (14.5)	600 (3.4)	803 (4.5)	855 (4.8)	192 (1.1)	894 (5.0)	3,783 (21.2)	3,431 (19.3)
2,764 (15.3)	617 (3.4)	811 (4.5)	663 (3.7)	183 (1.0)	1,024 (5.7)	4,088 (22.7)	3,454 (19.2)
2,294 (12.9)	697 (3.9)	604 (3.4)	850 (4.8)	223 (1.3)	1,050 (5.9)	3,906 (21.9)	3,350 (18.8)
2,849 (14.9)	747 (3.9)	738 (3.9)	973 (5.1)	249 (1.3)	1,191 (6.2)	3,891 (20.3)	3,150 (16.5)
2,829 (14.4)	874 (4.4)	733 (3.7)	1,020 (5.2)	178 (0.9)	1,194 (6.1)	3,691 (18.8)	3,699 (18.8)
2,839 (14.4)	978 (5.0)	908 (4.6)	1,070 (5.4)	291 (1.5)	1,039 (5.3)	4,183 (21.3)	2,672 (13.6)
3,223 (16.7)	482 (2.5)	490 (2.5)	621 (3.2)	185 (1.0)	904 (4.7)	4,392 (22.8)	3,499 (18.2)
2,899 (13.0)	714 (3.2)	760 (3.4)	707 (3.2)	325 (1.5)	626 (2.8)	4,783 (21.5)	4,458 (20.0)
2,957 (13.0)	849 (3.7)	1,008 (4.4)	597 (2.6)	84 (0.4)	1,352 (5.9)	4,099 (18.0)	5,761 (25.3)
4,405 (19.0)	678 (2.9)	826 (3.6)	375 (1.6)	150 (0.6)	2,081 (9.0)	3,967 (17.1)	3,373 (14.5)
2,782 (13.2)	525 (2.5)	518 (2.5)	98 (0.5)	105 (0.5)	1,176 (5.6)	4,309 (20.5)	3,942 (18.8)
3,787 (13.6)	705 (2.5)	354 (1.3)	145 (0.5)	42 (0.2)	1,783 (6.4)	5,419 (19.5)	7,627 (27.4)

(1,000 ドル)

小 計	イベリア諸国	地中海世界	西インド諸島			小 計
			英領	仏領	その他	
271 (1.3)	3,272 (16.2)	139 (0.7)	2,953 (14.6)		59 (0.3)	2,953 (14.6)
303 (1.7)	2,341 (13.3)	200 (1.1)	2,353 (13.4)			2,412 (13.7)
351 (1.6)	2,788 (12.7)	336 (1.5)	2,092 (9.5)	1,475 (6.7)	1,175 (5.4)	4,742 (21.6)
356 (1.4)	2,698 (10.4)	472 (1.8)	2,431 (9.3)	2,550 (9.8)	3,139 (12.1)	8,120 (31.2)
340 (1.2)	2,993 (10.2)	379 (1.3)	2,058 (7.0)		5,202 (17.6)	7,260 (24.6)
393 (0.8)	3,026 (6.3)	1,693 (3.5)	2,635 (5.5)	4,955 (10.4)	6,425 (13.4)	14,015 (29.2)
487 (0.7)	1,912 (2.9)	1,724 (2.6)	5,447 (8.1)	8,409 (12.5)	10,581 (15.8)	24,437 (36.4)
187 (0.4)	2,337 (4.6)	1,000 (1.9)	2,149 (4.2)	8,565 (16.7)	10,360 (20.2)	21,074 (41.1)
1,562 (2.5)	3,097 (5.0)	1,692 (2.8)	4,256 (6.9)	5,317 (8.7)	10,169 (16.6)	19,742 (32.2)

1,503 (2.2)	4,486 (6.4)	319 (0.5)	2,635 (3.8)	15,752 (22.6)	7,282 (10.4)	25,669 (36.8)
1,908 (2.3)	3,481 (4.3)	268 (0.3)	6,302 (7.7)	15,744 (19.3)	8,931 (11.0)	30,977 (38.0)
1,905 (2.5)	3,677 (4.9)	852 (1.1)	3,045 (4.0)	14,030 (18.6)	9,263 (12.3)	26,338 (34.9)
1,277 (1.9)	2,478 (3.6)	726 (1.1)	2,926 (4.3)	15,380 (22.4)	12,006 (17.5)	30,312 (44.2)

エーデン領。

一方、②南欧・西欧諸国で直接・間接に購入したフランス奢侈品・地中海産品をバルト海市場へと再輸出、③バルト海市場からアメリカ向けロシア棒鉄・大麻を輸入している。こうした三角貿易は独立戦争期に米仏同盟・武装中立同盟の支援を受け、戦後ヨーロッパ貿易が合法化されるに伴い、従来の拠点ボストンに加えてセイラム・ニューヨーク・プロヴィデンスの商船も参入した。⁽¹⁴⁾

対仏戦争の勃発に際して、ワシントン政権は 1793 年 4 月の中立宣言によって軍需物資の対仏輸出を規制した反面、アメリカ商船の中継貿易を維持するため民間物資の取引は認めた。これに対してピット政権は 1793 年 11 月の訓令によって中立船舶のフランス植民地貿易を禁止したため、アメリカ商船は自衛手段として東岸諸港を経由する間接取引の形態で当該貿易を継続し、またワシントン政権も制裁措置として 1794 年 3 月の「出港禁止法」Embargo Act (60 日期限) を公布、イギリス向け食糧輸出を停止する。以後アメリカ商船は、中立国としての立場を利用しつつ、交戦国相互の、あるいは交戦国・中立国の通商関係を媒介し、輸出総額は 1793 - 96 年において 3 倍に成長している (表 I - 6)。バルト海貿易の比重は低いが、仏領西インド・南欧諸国との安定取引を背景として、熱帯産品のデンマーク向け輸出・ロシア船舶用品の輸入とも上昇を続けた (表 I - 7)。⁽¹⁵⁾

米英対立は同年 11 月のジェイ条約によって終息するが、当該条約はイギリスの主張に基づいて船舶用品の対仏輸出、及び仏領西インドとの通商関係を禁止する一方、フランス総裁政府も 1796 年の米仏断交に伴い 1797 年 3 月からアメリカ商船の中継貿易を規制したため、仏領熱帯産品の対仏輸出を前提とするアメリカ商船のバルト海貿易は大幅に動揺することになった。このためアメリカ商業資本はジブラルタル海峡経由の南欧貿易、なかでも地中海貿易を中継する境領トスカーナ大公国の自由港市リヴォルノ Livorno (レグホン Leghorn) = 「南欧のライプツィヒ」への輸出貿易を開始する一方、ワシントン政権も 1795 年 9 月にアルジェリアと、1796 年 11 月・1797 年 1 月にトリポリと、続くアダムズ政権も 1797 年 8 月・1799 年 3 月にチュニジアと友好・通商条約を締結し、北アフリカ海賊からアメリカ商船の安全を確保した。また 1798 年にはフランス向け獣脂輸出に従事してきたボストン商人アップルトン Thomas Appleton が初代リヴォルノ領事に着任している。以上は、新たにリヴォルノを一角に組み込むバルト海貿易の試みとして、あるいは地中海経由のオスマン通商、さらにはオスマン経由の黒海通商への一歩として注目されよう。⁽¹⁶⁾

表 I - 7 アメリカのバルト海貿易：主要品目の相手市場

① 輸出

(砂糖・コーヒー・煙草：1,000 デンマーク・リール/ラム：ネグスヘッド)

	砂糖			ラム		コーヒー		煙草	
	計	デンマーク	ロシア	計	デンマーク	計	デンマーク	計	デンマーク
1791	276		276 (100.0)	433	433 (100.0)	10	10 (100.0)	668	597 (89.4)
1792	160		160 (100.0)	3,959	3,695 (93.3)	66	39 (59.1)	1,717	1,503 (87.5)
1793	1,006	573 (57.0)	226 (22.5)	2,006	2,066 (100.0)	371	326 (87.9)	607	601 (99.0)
1794	1,687	1,314 (77.9)	373 (22.1)			774	609 (78.7)	267	257 (96.3)
1795	940	741 (78.8)	180 (19.1)	923	861 (93.3)	1,367	1,036 (75.8)	249	222 (89.2)
1796	533	322 (60.4)	8 (1.5)	1,842	1,750 (95.0)	552	527 (95.5)	1,019	902 (88.5)
1797	182	178 (97.8)		2,012	2,012 (100.0)	243	243 (100.0)	307	307 (100.0)
1798	3,276	3,262 (99.6)		2,096	2,087 (99.6)	1,428	1,428 (100.0)	250	250 (100.0)

② 輸入

(鉄・大麻・縄類：シツパンド/帆布：反=31.4m)

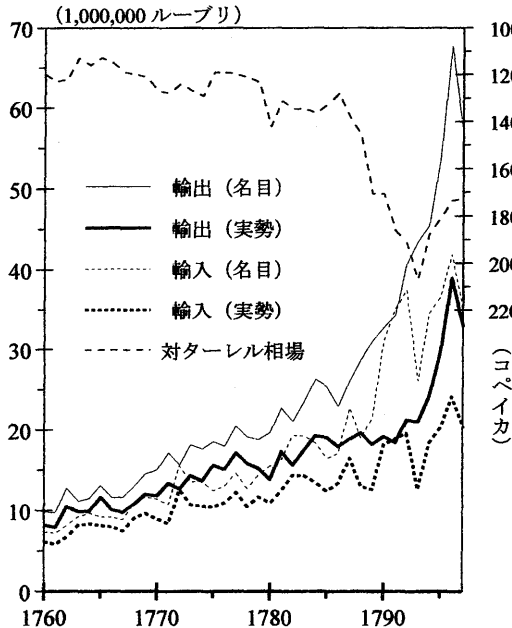
	鉄		大麻		帆布		縄類	
	計	ロシア	計	ロシア	計	ロシア	計	ロシア
1791	5,730	5,407 (94.4)	8,931	7,433 (83.2)	6,548	5,306 (81.0)		
1792	16,129	13,185 (81.7)	12,377	11,218 (90.6)	16,985	15,007 (88.4)	5	
1793	22,055	18,655 (84.6)	19,383	16,583 (85.6)	16,832	13,356 (79.3)	303	303 (100.0)
1794	29,603	24,870 (84.0)	28,460	24,480 (86.0)	30,772	25,373 (82.5)	566	533 (94.2)
1795	26,968	21,431 (79.5)	17,780	14,503 (81.6)	16,670	11,961 (71.8)	2,669	2,450 (91.8)
1796	37,591	32,744 (87.1)	23,294	19,880 (85.3)	14,261	11,529 (80.8)	4,573	4,182 (91.4)
1797	15,690	11,385 (72.6)	9,623	9,139 (95.0)	8,232	7,884 (95.8)	1,280	1,259 (98.4)
1798	17,757	14,575 (82.1)	22,169	17,618 (79.5)	47,227	35,478 (75.1)	1,703	868 (51.0)

典拠) A. Rasch, "American Trade in the Baltic, 1783- 1807", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 13, 1965, pp. 43- 46, 50- 54.

④ ロシア

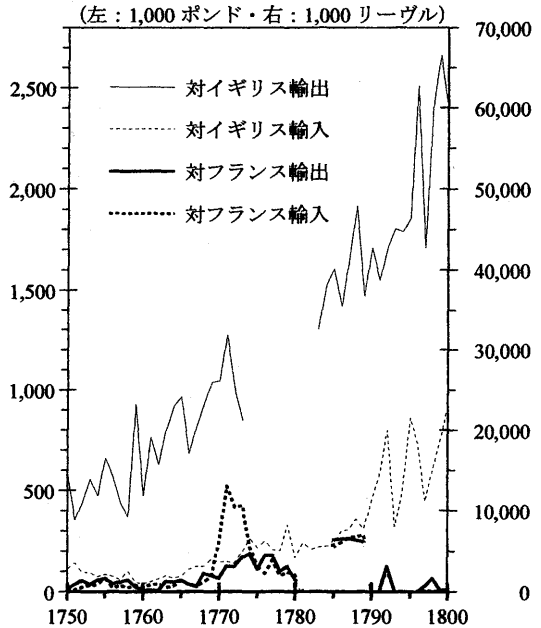
18 世紀のロシア海外貿易はズンド海峡経由のバルト海貿易を動力として成長を続け(図 I-1)、エカチェリーナ二世時代には 1766 年の英露通商条約=イギリス商人への最恵国待遇を梃子として、船舶用品(大麻・亜麻・木材)・棒鉄のイギリス向け輸出、イギリス羊毛製品・英領植民地産品の輸入を加速し(図 I-2・表 I-7)、イギリス重商主義体制の重要な一角を構成した。⁽¹⁷⁾ 他方、1768-74 年の露土戦争・1774 年のキュチュク・カйнаルジ条約によって黒海北岸(ドニエプル=プグ河間)の領有と黒海の自由航行を実現するに伴い、新ロシア総督ポチョムキン(1775-91 年)は南部ステップの植民活動を進める一方、⁽¹⁸⁾ 1778 年にドニエプル河口の港湾都市ヘルソン Kherson を建設し、黒海経由の穀物輸出が勃興する。⁽¹⁹⁾ 折しもアメリカ独立戦争・イギリス海上封鎖によってイギリス市場に偏重する貿易構造の脆弱性が露呈するなか、イギリス商業資本の独占体制から脱却した新たな市場関係の構築は急務となり、商業参議会長官 A・R・ヴォロンツォフ Alexander Romanovich Vorontsov (1773-94 年)は 1780 年の武装中立同盟によって米仏同盟との通商活動を奨励する一方、1782 年の関税改革ではイギリス商人の特権を制限した。⁽²⁰⁾ また仏露貿易の経路として、イギリス海上覇権の及ばない黒海・地中海ルートの開拓に注目し、1784 年の勅令では黒海三港(ヘルソン・セヴァストポリ・テオドシア)を全ての外国商人に開放している。⁽²¹⁾ 通商条約体系も再編され、1783 年の露土通商条約が英仏商人と対等な通商特権(通過貿易への低率関税)を確保し、オスマン領土=海峡経由の通商活動を保全する一方、1785 年の奥露通商条約は黒海・ドナウ河の自由航行を確認してヘルソンの中継機能を強化し、さらに 1787 年の仏露通商条約はフ

図 I-1 ロシア海外貿易



典拠) J. Newman, "Russian Foreign Trade, 1680-1780: The British Contribution", Ph. D. dissertation, University of Edinburgh, 1985, pp. 342-343; A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of Eighteenth-Century Russia*, Chicago, 1985, pp. 164-165, 192-193, 243.

図 I-2 ロシアの英仏貿易



典拠) C. Whitworth, *State of the Trade of Great Britain in its Imports and Exports*, London, 1776 (Reprint, 1969), pp. 29-30; W. Kirchner, "Franco-Russian Economic Relations in the Eighteenth Century", idem, *Commercial Relations between Russia and Europe, 1400-1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967, pp. 164-166, 168.

ランス商人への最恵国待遇を認めた反面、同年をもって1766年の英露通商条約は失効する。⁽²²⁾

革命前夜においてイギリスは依然としてロシア最大の相手市場であったが、それでもフランスは麻類・木材輸出の10%、棒鉄輸出の5%を、また葡萄酒・植民地物産輸入の50%前後を占めたほか、南欧諸国（イベリア両国・地中海諸国）が船舶用品・穀物の仕向け先・熱帯産品の調達市場として成長したことは注目される（図I-2・表I-7）。また新ロシアへの入植が進んだ結果（表I-8）、南部ステップを後背地とする黒海諸港の貿易活動も着実に成長している。とはいえ揺籃期における黒海貿易の地位はなお低く、1780年代のタガンローク・ヘルソン両港の取引規模はそ

表I-7 ロシア海外貿易（バルト海経由）：主要品目の相手市場

① 輸出

a) 大麻・亜麻

	総量	イギリス	オランダ	フランス	イベリア	アメリカ
1760-69	203,364 (100)	117,685 (57.9)	37,461 (18.4)	10,339 (5.1)	12,147 (6.0)	
1770-79	271,173 (100)	150,569 (55.5)	32,292 (11.9)	27,949 (10.3)	21,547 (7.9)	
1780-89	330,267 (100)	181,868 (55.1)	27,261 (8.3)	36,891 (11.2)	36,184 (11.0)	4,950 (1.5)
1790-95	376,600 (100)	254,083 (67.5)	18,833 (5.0)	11,467 (3.0)	43,767 (11.6)	15,150 (4.0)

b) 木材

	総量	イギリス	オランダ	フランス	イベリア
1760-69	938 (100)	348 (37.1)	426 (45.4)	28 (3.0)	44 (4.7)
1770-79	1,293 (100)	511 (39.5)	577 (44.6)	50 (3.9)	44 (3.4)
1780-89	1,837 (100)	747 (40.7)	485 (26.4)	262 (14.3)	193 (10.5)
1790-95	1,481 (100)	821 (55.4)	274 (18.5)	57 (3.8)	186 (12.6)

c) 棒鉄

	総量	イギリス	オランダ	フランス	南欧諸国	アメリカ
1760-69	129,396 (100)	107,633 (83.2)	6,904 (5.3)		3,692 (2.9)	
1770-79	210,268 (100)	174,592 (83.0)	4,908 (2.3)		8,379 (4.0)	
1780-89	223,205 (100)	190,792 (85.5)	3,038 (1.4)	8,867 (4.0)	11,291 (5.1)	2,950 (1.3)
1790-95	234,950 (100)	197,950 (84.3)	1,817 (0.8)	1,950 (0.8)	16,200 (6.9)	15,533 (6.6)

d) 穀物

	総量	イギリス	オランダ	フランス	イベリア	ハンザ都市
1760-69	6,884 (100)		3,496 (50.8)	180 (2.6)	427 (6.2)	1,829 (26.6)
1770-79	17,390 (100)		10,870 (62.5)	349 (2.0)	550 (3.2)	1,744 (10.0)
1780-89	9,797 (100)	139 (1.4)	3,995 (40.8)	67 (0.7)	1,100 (11.2)	972 (9.9)
1790-95	21,254 (100)	467 (2.2)	16,139 (75.9)	211 (1.0)	2,652 (12.5)	1,192 (5.6)

② 輸入

a) 繊維製品

	総量	羊毛製品		その他の繊維製品		
		イギリス	オランダ	総量	イギリス	オランダ
1760-69	21,070 (100)	18,136 (86.1)	2,896 (13.7)	3,965 (100)	996 (25.1)	2,931 (73.9)
1770-79	26,866 (100)	22,962 (85.5)	3,864 (14.4)	13,847 (100)	4,785 (34.6)	8,862 (64.0)
1780-83	22,383 (100)	21,330 (95.3)	1,015 (4.5)	12,195 (100)	5,554 (45.5)	6,474 (53.1)

b) 葡萄酒

	総量	オランダ	ハンザ都市	フランス	イベリア	地中海諸国
1760-69	2,635 (100)	164 (6.2)	45 (1.7)	2,293 (87.0)	41 (1.6)	
1770-79	4,152 (100)	191 (4.6)	89 (2.1)	2,918 (70.3)	840 (20.2)	
1780-89	5,623 (100)	106 (1.9)	22 (0.4)	3,071 (54.6)	1,895 (33.7)	784 (13.9)
1790-95	4,563 (100)	85 (1.9)	48 (1.1)	1,274 (27.9)	2,276 (49.9)	798 (17.5)

c) 植民地産品

	総量	イギリス	オランダ	ドイツ	フランス	南欧諸国	アメリカ
1760-69	3,543 (100)	1,014 (28.6)	1,144 (32.3)	769 (21.7)	497 (14.0)	27 (0.8)	
1770-79	6,393 (100)	1,123 (17.6)	1,749 (27.4)	993 (15.5)	2,149 (33.6)	210 (3.3)	
1780-89	7,094 (100)	704 (9.9)	696 (9.8)	1,219 (17.2)	3,286 (46.3)	979 (13.8)	565 (8.0)
1790-95	4,979 (100)	1,297 (26.0)	398 (8.0)	1,061 (21.3)	1,339 (26.9)	816 (16.4)	136 (2.7)

典拠) J. Newman, op. cit., Appendix; H. C. Johansen, op. cit., Appendix. ※ 南欧諸国はイベリア・地中海諸国を含む。

れぞれ 40 万ルーブリ前後にとどまり (表 I-9)、仮に両港合算で黒海諸港の輸出・輸入規模を年間 100 万ルーブリ程度と見積もったとしても、当該期のロシア輸出・輸入年額 2,000 万ルーブリ (図 I-1) に対する比重は 5 % 程度にすぎない。穀物輸出の動向を見ても (表 I-10 ①)、1780 年代における平均総量 395,300 チェトベルチのうち、バルト海諸港がその 80 % に相当する 314,400 チェトベルチの水準を維持したのに対して、黒海諸港はわずかに 14,500 チェトベルチ、比重にして全体の 3.7 % にとどまった。しかし注目すべきはむしろその販路にある。すなわち、バルト海諸港の場合、1780 年代の穀物輸出は専らオランダを対象としたが (表 I-10 ②)、黒海諸港の場合、詳細は不明ながら、貿易取引の 60 % がオスマン臣民のギリシア商人によって遂行された状況から判断して (表 I-9)、主にギリシア商人の活動領域である地中海・南欧市場に向かったと推定される。現に黒海諸港のマルセイユ向け輸出は、1783 年の 160 チェトベルチから 1786 年の 69,000 チェトベルチ、1793 年の 162,000 チェトベルチへと上昇する一方、バルト海経由のフランス向け輸出は 2,000 チェトベルチの水準にとどまるから、フランス向け穀物輸出に関する限り、その動脈はバルト海ルートから黒海・地中海ルートへ転換したと言える。イギリス重商主義のバルト海貿易独占、あるいはオスマン帝国の黒海貿易独占に対抗的な仏露貿易の胎動を確認できよう。⁽²³⁾

続く瑞露戦争・対仏戦争の勃発、とりわけ対仏戦争に伴う各国の海上封鎖・拿捕活動はバルト海貿易を大幅に攪乱し、1780 年代末 - 90 年代前半を通じて主要品目の輸出・輸入規模が減少・停滞する一方 (表 I-7)、ロシア貿易総額は、名目価格こそルーブリ紙幣の増発・減価によって倍増したものの、実勢価格では膠着している (図 I-1)。バルト海貿易の閉塞を打開するべく、商業

表 I-8 ロシア人口動態 (成年男子) (人)

人口調査	旧領土計	入植地計	新ロシア計	エカテリナヴラ	ヘルソン	クリミア
第三回 (1762 年)	9,014,287	1,928,525	105,379	49,068	56,311	
第四回 (1782 年)	10,209,797	2,836,327	290,026	148,309	90,068	516,649
第五回 (1795 年)	10,685,352	3,519,486	519,950	243,411	146,888	129,651

典拠) 旧領土・入植地の数値は、A. Kahan, *op. cit.*, p. 16. 新ロシアの数値は、V. Kardasis, *Diaspora Merchants in the Black Sea: The Greeks in Southern Russia, 1775- 1861*, Lanham, 2001, p. 29.

表 I-9 ロシア黒海貿易の動向・主体 (ルーブリ)

年	総 額	ギリシア商人	アルメニア商人	ロシア商人	ヨーロッパ商人
1783 (タガンローク輸出)	351,087 (100)	207,351 (59)	73,309 (21)	38,726 (11)	6,411 (2)
1785 (ヘルソン輸入)	413,388 (100)	249,667 (60)	60,605 (15)	28,592 (7)	40,882 (10)

典拠) V. Kardasis, *op. cit.*, pp. 98- 99.

表 I-10 ロシア穀物輸出

① 輸出拠点 (全国境) (1,000 chetvert)

平均 総量	バルト海経由					白海経由			黒海経由				
	小麦	大麦	ライ麦	蕎麦	小計	小麦	ライ麦	小計	小麦	大麦	ライ麦	小計	
1761 - 70	204.3	12.2	7.4	149.7	6.3	175.6 (85.9)	13.3	15.4	28.7 (14.1)	0.0	0.0	0.0	0.0 (0.0)
1771 - 80	497.3	65.4	23.8	253.3	12.6	355.2 (71.4)	35.0	106.9	142.0 (28.5)	0.2	0.0	0.0	0.2 (0.0)
1781 - 90	395.3	40.2	20.3	226.7	27.2	314.4 (79.5)	20.8	45.4	66.5 (16.8)	14.1	0.0	0.3	14.5 (3.7)
1791- 1800	442.8	87.3	49.3	188.7	10.3	335.6 (75.8)	20.9	0.0	22.5 (5.1)	77.3	4.2	3.2	84.7 (19.1)

② 輸出市場 (バルト海経由) (chetvert)

	計	オランダ	ハンザ都市	北欧諸国	イギリス	フランス	イベリア
1771 - 75	332,391 (100)	205,261 (61.6)	42,701 (12.8)	3,322 (1.0)	0 (0.0)	6,394 (1.9)	5,852 (1.8)
1776 - 80	152,858 (100)	93,116 (60.9)	4,406 (2.9)	4,128 (2.7)	0 (0.0)	1,960 (1.3)	10,272 (6.7)
1781 - 85	229,197 (100)	85,277 (37.2)	25,924 (11.3)	37,474 (16.4)	5,518 (2.4)	2,113 (0.9)	24,408 (10.6)
1786 - 90	88,140 (100)	66,553 (75.5)	4,559 (5.2)	4,490 (5.1)	2,141 (2.4)	2,460 (2.8)	6,992 (7.9)
1791 - 95	290,121 (100)	217,021 (74.8)	16,305 (5.6)	4,170 (1.4)	5,769 (2.0)	1,098 (0.4)	41,200 (14.2)

1 last = 80 bushels = 13.9 chetvert で換算 (1 bushel = 36.37 リットル、1 chetvert = 209.21 リットル)。

典拠) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 169- 170, 172- 175; J. Newman, *op. cit.*, pp. 271- 273; H. C. Johansen, *op. cit.*, Appendix.

参議会長官ヴォロンツォフは対日使節ラクスマン Adam Kirikovich Laksman の派遣 (1791 年)、キャフタ貿易の再開 (1792 年) によってシベリア経由極東貿易・アラスカ経由米露貿易の開拓に努めたが、⁽²⁴⁾ エカチェリーナ二世は自由主義運動の波及を警戒して開明派のヴォロンツォフを解任し、むしろ革命政権への経済制裁に専念することになる。まず 1793 年 4 月 8 日の関税改革では盟邦イギリス・オランダへの規制措置を緩和した反面、フランス製品への輸入関税を引き上げ、同年 4 月 26 日・12 月 13 日の関税規定ではフランス製品の大半を禁輸品目に指定した。また 1793 年 4 月 14 日 (25 日) には仏露国交の断絶を受けて 1787 年の仏露通商条約を破棄する一方、⁽²⁵⁾ 前述同年 3 月 14 日 (25 日) のロンドン協定では 1766 年の英露通商条約を復活し、両当事国・中立諸国におけるフランス商船の入港禁止を確認している。すなわちロシアは、先の武装中立同盟ではフランスの対英戦争＝アメリカ独立戦争を支援するべく交戦国・中立国の相互通商を奨励したのに対して、今回の英露同盟ではむしろイギリスの対仏戦争＝フランス革命戦争を援助するべく一転して交戦国・中立国の通商活動を禁止する立場をとったのである。こうしてロシア海外貿易におけるフランスの地位は激減し、イギリスを主要相手とする市場編成が回復する (図 I-2・表 I-7)。⁽²⁶⁾

とはいえ、かつての自由主義路線が完全に復活したわけではない。エカチェリーナ二世は、イギリス製品の流入による産業危機に加え、先の対土・対瑞戦争に伴う深刻な財政逼迫・通貨混乱が進むなか、⁽²⁷⁾ 1792 年の奥露同盟・1793 年の英露同盟では一貫して対仏出兵を留保し、経費節減を試みたものの、1795 年の英露同盟では脱落したプロイセン兵力を補填するべく陸軍派遣に同意せざるを得ず、1796 年の関税改革ではイギリス綿製品・酒類に従価 70 %・200 - 300 % の高率関税を導入し、国家財源の拡充・貿易収支の改善を図っている。対仏包囲の観点から英露関係を回復したとはいえ、イギリス通商利害から脱却した独自の政策路線を維持したことが留意されよう。⁽²⁸⁾

対照的に露土戦争の展開は、一時的には黒海貿易を遮断したものの、長期的には 1792 年のヤッシー条約に伴う黒海北岸の領土拡張、オスマン要塞オチャコフ Ochakov・ハジベイ Hadjibey の接収によって南部農業・黒海貿易のさらなる発展に貢献している。まず新ロシア総督ツヴォフ (1793 - 96 年) はブグ＝ドニエステル河間の植民活動を進め、優遇条件の保証・自由身分の付与を梃子に国内農奴の移住を促したのみならず、海外移民 (バルカン農民・ドイツ少数宗派・フランス亡命貴族) の入植を図った。また女帝は 1794 年に要塞ハジベイを解体して港湾都市オデッサ Odessa の建設に着手したが、同市はブグ＝ドニエステル河口から一定の距離を保つため、河川輸送の便宜を享受しつつも河口都市ヘルソンに顕著な砂州堆積の弊害は無く、また断崖絶壁に面するためアゾフ海諸港とは異なって大型船舶の着岸に十分な水深があり、しかもどの既設諸港よりも南方に位置するため結氷期間も 12 月中旬 - 1 月上旬の最短にとどまり、黒海貿易の拠点都市としての発展が期待された。女帝はナポリ出身の将校リバス Don Joseph de Ribas・オランダ人技師ヴォランド Franz de Voland を派遣して都市整備を進める一方、1792 年の勅令では入植市民に対する 6 年の免税措置を、1795 年の勅令では信仰宗派の自由・宗教団体の組織を認め、黒海通商に精通するギリシア商人の吸引に努めた。オデッサ人口は 1795 年の 2,300 人から 1797 年の 4,000 人、1802 年には 9,000 人へと増大したが、なかでもギリシア商人の移住が進み、1799 年の時点で同市に居留する商人 208 名のうち、その 60 % に相当する 126 名が外国商人、とりわけギリシア商人を筆頭とするオスマン臣民であった。ギリシア商人は内陸の穀作農民に対する資金前貸を通じて生産過程を掌握、輸出向け穀物を調達する一方、消費市場たるオスマン帝都・祖国エーゲ海沿岸における人脈・取引関係を通じて輸出販路も確保し、オデッサの南欧向け穀物輸出を牽引することになる。⁽²⁹⁾

しかし露土戦争に続く対仏戦争の発生は、一方ではバルト海貿易を攪乱して代替経路としての黒

海貿易の存在価値を高めた反面、他方では仏露通商条約を解消して輸出販路としてのフランス市場を喪失せしめることになった。現に黒海諸港の穀物輸出は、露土戦争での低迷を経て、戦後の 1793 年には主要 4 港合計で 134,352 チェトベルチまで上昇したものの、仏露断交に続く 1794 年には 4 港とも輸出を縮小し、63,142 チェトベルチまで急落している (表 I - 11)。黒海貿易の有望な仕向け先として期待されたフランスに代わる販路が模索されるなか、上記 1793 年のロンドン協定によって復活した英露通商条約は、バルト海貿易における旧来のイギリス商人の通商特権を回復すると同時に、これまでフランス商人に対してのみ承認してきた黒海・アゾフ海諸港での関税特権をイギリス商人に適用することを確認している。かくしてバルト海貿易と同じく黒海貿易においても、一時試みられた仏露通商の開拓は放棄され、再び英露貿易の振興が追求されたのである。⁽³⁰⁾

1790 年代の黒海貿易を概観すれば、まず新興都市オデッサの貿易活動は着実に上昇し、船舶寄港は 1794 年の 7 隻から 1795 年の 39 隻、1796 年の 86 隻へと拡大する一方、1795 - 1800 年において輸入総額は 43,000 ルーブリから 260,000 ルーブリへと 6 倍に、輸出総額は 25,000 ルーブリから 290,000 ルーブリへと 10 倍以上に急増した (表 I - 12)。とはいえ 1790 年代のオデッサ貿易収支は、都市建設に伴う資材・物資搬入のために一貫して輸入超過・貿易赤字を記録し、また輸入・輸出の取引規模も伝統的な貿易拠点として機能してきたアゾフ海のタガンロークに及ばず、輸入貿易で概ね後者の半分程度、輸出貿易では、判明する 1798 年の数値を見る限り、わずかに 10 % にとどまる。また黒海諸港全体の貿易規模を見れば、P・ハリヒーは 1793 - 97 年の輸出・輸入総額の合計として年間平均 190 万ルーブリという数値を示しており、先に見た 1780 年代のタガンローク・ヘルソン両港の輸出・輸入総額 100 万ルーブリ (合計 200 万ルーブリ) と比べて大きな変動はない。むしろ、当該期においてロシア輸出・輸入総額の合計は平均年額 7,690 万ルーブリ (うちバルト海貿易 7,130 万ルーブリ、白海貿易 370 万ルーブリ) へと倍増したから、結果的にロシア貿易総額に占める黒海貿易の比重は 1780 年代の 5 % から 2.5 % へと半減したことになる。⁽³¹⁾ しかし穀物輸出の動きを見る場合 (表 I - 10 ①)、バルト海諸港の平均総量は 1780 年代の 314,400 チェトベルチから 1790 年代の 335,600 チェトベルチへと漸増する一方、黒海諸港の輸出総量は 1780 年代の 14,500 チェトベルチから 1790 年代の 84,700 チェトベルチへと 6 倍に拡大し、穀物輸出に占める割合は 19.1 % まで上昇している。しかもバルト海諸港がライ麦を主力としたのに対して、黒海諸港は商品価値の高い小麦に特化する傾向があり、1790 年代の小麦輸出に関する限り、バルト海経由の 87,300 チェトベルチに対して黒海経由は 877,300 チェトベルチに達し、両者はほぼ拮抗した。

表 I - 11 黒海諸港の穀物輸出 (chetvert)

	計	オチャコフ	ヘルソン	ニコライエフ	タガンローク
1792	44,695 (100)	8,875 (19.9)	14,812 (33.1)	15,682 (35.1)	5,326 (11.9)
1793	134,352 (100)	46,615 (34.7)	29,399 (21.9)	26,010 (19.4)	32,328 (24.1)
1794	63,142 (100)	33,390 (52.9)	2,758 (4.4)	6,511 (10.3)	20,483 (32.4)

典拠) 搬出拠点については、P. Herlihy, *Odessa: A History 1794- 1914*, Cambridge, Mass., 1986, p. 6.

表 I - 12 黒海諸港の海外貿易 (ルーブリ)

	タガンローク			オデッサ		
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支
1795				24,824	43,065	- 18,241
1796		182,744		79,422	92,559	- 13,137
1797		388,788		79,091	129,492	- 50,401
1798	858,705	447,657	411,048	90,977	117,888	- 26,911

典拠) M. L. Harvey, "The Development of Russian Commerce on the Black Sea and Its Significance", Ph. D. dissertation, University of California, 1938, p. 76; P. Herlihy, *Odessa*, pp. 19, 39; V. Sirotkin, "Le renouvellement en 1802 du traité de commerce franco- russe de 1787", *La Russie et l'Europe XVIIe- XXe siècles*, Paris, 1970, pp. 79- 80.

なお新帝パーヴェル一世は、1797年4月5日の賦役制限令に見られる如く、一般に女帝時代の原則に逆行して貴族特権を縮小したと言われる。⁽³²⁾ その反面、女帝時代の積極外交によって逼迫した国家財政を再建するべく、貿易攪乱・租税負担で疲弊する領主経営の救済に努め、1797年2月10日(21日)の英露通商条約更新によってバルト海経由イギリス向け輸出貿易を促進する一方、同年12月18日の「貴族振興銀行」の創設によって領主勢力への低利融資・負債軽減を試みたことも事実である。⁽³³⁾ しかし露土関係の緊迫を招いた母帝の寵臣ポチョムキン・ツヴォフらの南部開発には好意を示さず、むしろ新ロシア三県を統合してその名を先帝に因むエカチェリノスラフ県を抹消する一方、露土戦争によって併合した領土への財政補助を中断、オデッサのギリシア人居住区を廃止したほか、1797年10月12日の関税改革では黒海諸港に対する25%の関税免除も撤廃し、概して黒海・地中海貿易には否定的立場をとった。⁽³⁴⁾ ただし1797年のマルタ騎士団に対する保護宣言は、マルタ島が地中海における穀物貿易の中継基地として機能してきた事実を踏まえる場合、客観的には黒海経由の穀物輸出を刺激する効果をもったと言えよう。⁽³⁵⁾

⑤ オスマン帝国

オスマン帝国は「地理上の発見」以後も東西貿易の中継機能を保ち、一方ではカピチュレーション capitulation の付与＝領事裁判権・関税特権の承認を梃子として、ヴェネツィアのほかオランダ・イギリス商人から新大陸銀・羊毛製品を吸収、東方世界に放出し、他方ではアラブ・アルメニア商人の隊商貿易、ペルシア湾・紅海経由の海上貿易を通じて、インドより綿布・香料・染料を、ペルシアより生糸・絨毯を輸入し、西欧世界に転売した(表I-13)。⁽³⁶⁾ また帝国領内では、ルーマニア・エジプトを両極とする域内貿易が発達し、ギリシア商人の独占的な黒海貿易によってドナウ河下流の肥沃なルーマニア穀倉地帯から首都向け穀物の60%を確保する一方(表I-14)、エジプト商人の東地中海貿易を通じてナイル河口デルタ地帯より食糧・原料を調達し、帝都イスタンブールを中心とする「帝国経済」Imperial Economyを構築したのである。⁽³⁷⁾

こうした自律的な貿易構造は18世紀後半より急速に変容する。まずヨーロッパ貿易においては、市場編成においてイギリス・オランダの地位が減少する一方、1740年のカピチュレーション(最恵国待遇・3%関税)を契機としたマルセイユ商人の台頭が著しく(図I-3・表I-13)、18世紀中葉には輸出・輸入ともヨーロッパ貿易全体の50%を占めたほか、1747年にカピチュレーションを獲得した奥領トスカーナの中継基地リヴォルノの成長も注目される。相手市場の変化に伴い、輸入品目ではラングドック羊毛製品・仏領西インド産品(砂糖・染料・コーヒー)が、輸出品目では小アジア西部・バルカン南部の食糧・原料(羊毛・綿花)・煙草が上昇する一方(表I-15)、

表I-13 オスマン帝国のヨーロッパ貿易：輸出市場内訳 (%)

	フランス	オランダ	イギリス	ヴェネツィア	リヴォルノ	ハブスブルク	計
1634	26.6	7.8	39.8	25.8	—	—	100.0
1686	19.0	21.0	39.0	12.0	7.0	2.0	100.0
1784	36.5	18.3	9.2	12.0	24.0		100.0

典拠) B. W. McGowan, *Economic Life in Ottoman Europe: Taxation, Trade and the Struggle for Land, 1600-1800*, Cambridge, 1981, p. 18; H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300-1914*, Cambridge, 1994, p. 728.

表I-14 オスマン帝国の穀物調達市場(1758年) (1,000キラ)

総計	海運組合加盟商人				独立商人	政府代理商
	ドナウ河流域	黒海沿岸地帯	バルカン	小計		
7,050 (100)	1,600 (22.7)	2,623 (37.2)	1,800 (25.5)	6,423 (91.1)	47 (0.6)	580 (8.2)

典拠) L. Güçer, "Grain Supply of Istanbul in the 18th Century", C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800-1914*, Chicago, 1980, pp. 30-31.

輸出貿易の拠点も、東方物産の窓口であったシリア・エジプトから綿作・農業地帯を背後に控える港湾都市スミルナ・サロニカ両港へと移行する(表 16・17・18)。こうしてヨーロッパ貿易は伝統的な東西中継貿易の一翼としての役割を縮小し、なかでも仏土貿易は萌芽的な中核・周辺関係＝農工分業体制の性格を示したのである。⁽³⁸⁾ 並行して従来帝都に從属してきたバルカン西南は、今やフランス向け原料供給を拡大するなか、次第に帝国経済から分離する傾向を強めたため、オスマン帝国は東西貿易の中継機能を縮小したエジプトから必要物資を調達し、帝国経済の延命を図ることになった。⁽³⁹⁾

また黒海貿易については、1774 年のキュチュク・カイナルジ条約及び 1784 年の埃土通商条約によってロシア・オーストリア商人が黒海貿易に参入した結果、露領ウクライナ・埃領ガリツィ

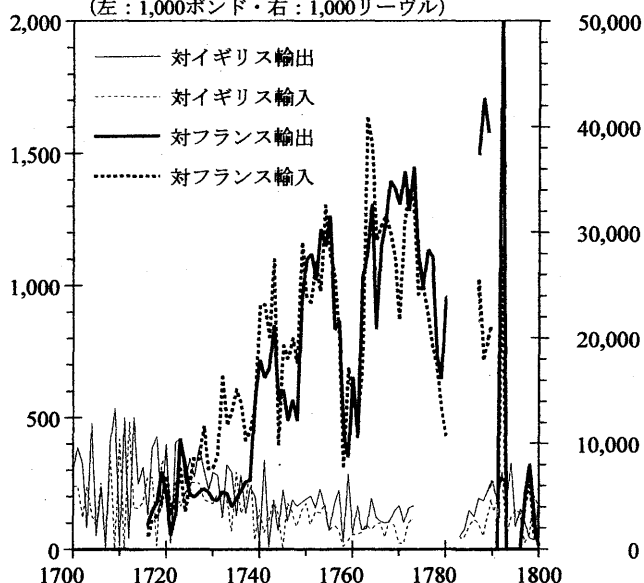
アの穀作地帯と南欧の消費市場を連結する穀物貿易が成長し、オスマン帝国の内海であった黒海地域は今やロシア地中海貿易の通過経路として機能することになった。のみならず 1787 - 92 年の対露・対埃戦争に際してモルダヴィア・ワラキア両国は露埃軍隊の占領下に置かれ、ルーマニアのオスマン軍隊向け兵糧・帝都向け穀物供給は一時途絶している。1791・92 年のシストヴァ・ヤッシー条約によってオスマン帝国のルーマニア統治は回復するものの、代価として 1792 年の新法はルーマニア両国における穀物の強制・無償徴発を廃止し、適正価格での買取を保証したため、オスマン帝国の食糧調達を支えてきたルーマニア穀物貿易の独占体制も大幅に弛緩したのである。⁽⁴⁰⁾

続くフランス革命の勃発に伴い、ヨーロッパ貿易におけるフランスの地位が急落する一方、イギリスの比重が漸増し、従来のフランス独占体制は解体する(図 I - 3)。また対仏戦争の開始によって東欧両国がバルカン問題から後退するに伴い、オスマン政府は首都向け食糧・軍隊向け兵糧供給を維持するべくルーマニア通商規制を再び強化し、1793 年に家畜輸出を規制する一方、1794 年には余剰穀物の海外輸出を禁止、帝都向け輸出を義務付けている。しかしルーマニア両国は 1792 年の不作・1793 年の疫病流行・1794 年の干魃・1795 年の厳冬によって穀物生産を縮小したため、不足部分を埃領トランシルヴァニア・ポーランドより輸入して補填せざるを得ず、オスマン支配体制・貿易統制への不満は高まった。⁽⁴¹⁾ 1795 - 1800 年においてバルカン東部＝黒海沿岸はオスマン穀物輸入の 30 %に相当する 150 万キラを帝都に供給し、依然最大の食糧基地として機能していたが、その規模は前述 1750 年代における 400 万キラの水準・60 %の比重から絶対的・相対的に半減し、バルカン西南＝地中海沿岸及びエジプトが全体の 50 %を充足している(表 I - 19)。

1795 年の仏土国交回復に伴い、オスマン海外貿易におけるフランスの地位、とりわけバルカン

図 I - 3 オスマン帝国の英仏貿易

(左:1,000ポンド・右:1,000リーヴル)



典拠) イギリスについては、C. Whitworth, *op. cit.*, pp. 37- 38; A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, Oxford, 1935, pp. 179- 180, 188, 193. フランスについては、R. Romano, "Documenti e prime considerazioni intorno alla «Balance du commerce» della Francia dal 1716 al 1780", *Studi in onore di Armando Saporì*, Milano, 1957, p. 1288; R. Paris, *De 1660 à 1789: Le Levant*, Paris, 1957, pp. 600- 601.

南部の対仏輸出は再び上昇し（図 I-3・表 I-18）、1797 年のカンボ・フォルミオ条約によるイオニア諸島の仏領編入はフランスのアドリア経由バルカン市場進出を助長することになる。しかも 1796 年におけるフランスのルーマニア領事設置はフランスの黒海貿易を準備する一方、対仏戦争に伴うイギリス東洋貿易の拡大とスエズ・ルートの志向は、独自の中継貿易を目指すエジプト太守の分離傾向を刺激し、フランス革命戦争を通じてオスマン帝国経済の動揺は加速したと言えよう。

表 I-15 イギリス・フランスのレヴァント貿易：品目構成

① イギリス (1,000 ポンド)

	輸 出				輸 入		
	計	毛織物	再輸出品		計	生糸	原綿・綿糸
1752 - 54	150 (100)	135 (89.7)		1752 - 54	128 (100)	81 (63.4)	20 (15.7)
1772 - 76	125 (100)	92 (73.4)		1775	146 (100)		63 (43.5)
1790 - 92	192 (100)	30 (15.7)	100 (52.1)	1785	147 (100)		63 (43.2)
1793 - 97	94 (100)	12 (12.6)	68 (72.3)	1789	223 (100)		128 (57.2)

② フランス (1,000 リーヴル)

	輸 出				輸 入		
	計	毛織物	熱帯産品		計	繊維原料	うち棉花
1750 - 54	14,600 (100)	8,243 (56.5)	4,745 (32.5)	21,420 (100)	11,439 (53.4)	3,760 (17.6)	
1786 - 89	16,675 (100)	5,767 (34.6)	8,720 (52.3)	33,025 (100)	19,145 (58.0)	9,853 (29.8)	

典拠) イギリスについては、A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 193- 194; R. Davis, "English Imports from the Middle East 1580- 1780", M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East from the Rise of Islam to the Present Day*, London, 1970, p. 202; M. Kutz, a. a. O., S. 250- 251; 川分圭子「近代英国のレヴァント貿易——18 世紀の衰退について——」『史林』第 73 巻 1990 年、91、93、96 頁。フランスについては、服部、前掲書、301 - 302 頁。

表 I-16 ヨーロッパ向け輸出貿易：主要拠点内訳 (%)

	イスタンブール	スマイルナ	ギリシア	シリア	エジプト	計
1700	11	30	5	25	29	100
1784	4	32	24	23	13	100

典拠) B. W. McGowan, *op. cit.*, p. 28; H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *op. cit.*, p. 734.

表 I-17 フランス向け輸出貿易：主要拠点内訳 (1,000 リーヴル)

	計	スマイルナ	サロニカ	シリア	エジプト	その他
1717 - 21	15,340 (100)	2,306 (15.0)	607 (4.0)	4,435 (28.9)	2,494 (16.3)	5,498 (35.8)
1724 - 28	13,580 (100)	1,806 (13.3)	689 (5.1)	3,806 (28.0)	1,560 (11.5)	5,719 (42.1)
1736 - 40	13,960 (100)	1,949 (14.0)	388 (2.8)	5,039 (36.1)	2,017 (14.4)	4,567 (32.7)
1750 - 54	21,420 (100)	5,089 (23.8)	1,399 (6.5)	5,780 (27.0)	2,532 (11.8)	6,620 (30.9)
1765 - 69	24,480 (100)	9,606 (39.2)	3,351 (13.7)	5,716 (23.3)	2,889 (11.8)	2,918 (11.9)
1773 - 77	25,160 (100)	9,142 (36.3)	3,998 (15.9)	4,258 (16.9)	3,172 (12.6)	4,590 (18.2)
1785 - 89	32,440 (100)	14,221 (43.8)	2,847 (8.8)	5,327 (16.4)	2,863 (8.8)	7,182 (22.1)

典拠) R. Paris, *op. cit.*, pp. 370, 393, 403, 415, 447, 480; R. Owen, *The Middle East in the World Economy 1800- 1914*, London, 1981, p. 6.

表 I-18 サロニカ輸出貿易 (1,000 ピアストル)

	計	フランス向け		計	フランス向け
1700 - 18	900 (100)	300 (33.3)	1750 - 70	3,500 (100)	1,300 (37.1)
1722 - 37	1,100 (100)	550 (50.0)	1771 - 77	6,000 (100)	2,800 (46.7)
1738 - 43	1,600 (100)	800 (50.0)	1778 - 87	7,500 (100)	2,200 (29.3)
1744 - 49	1,450 (100)	450 (31.0)	1786 - 00	9,500 (100)	2,500 (26.3)

典拠) N. Svoronos, *Le commerce de Salonique en XVIIIe siècle*, Paris, 1956, pp. 319, 387; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *Balkan Economic History, 1550- 1950: From Imperial Borderlands to Developing Nations*, Bloomington, 1982, p. 42.

表 I-19 オスマン帝国の穀物調達市場 (1795 - 00 年) (1,000 キラ)

総 計	黒海沿岸		マルマラ海 沿岸	地中海沿岸		
	ルメリア	アナトリア		ルメリア	アナトリア	エジプト
5,021,731 (100)	1,567,504 (31.2)	120,000 (2.4)	887,623 (17.7)	1,452,228 (28.9)	5,000 (0.1)	989,375 (19.7)

典拠) T. Güran, "The State Role in the Grain Supply of Istanbul: The Grain Administration, 1793- 1839", *International Journal of Turkish Studies*, Vol. 3, 1984, p. 40.

註

- (1) レヴァント貿易については、P. Masson, *Histoire de commerce français dans le Levant au XVIII^e siècle*, Paris, 1886 (Rep., New York, 1967); R. Paris, *De 1660 à 1789: Le Levant*, Paris, 1957 [G. Rambert (ed.), *Histoire du commerce de Marseille*, 7 vols., Paris, 1949- 66, Vol. 5]; 服部、前掲書、第 6 章「フランスのレヴァント貿易の変動」、深沢克己『商人と更紗——近世フランス=レヴァント貿易史研究——』東大出版会 2007 年。ロシア貿易については、S. Rojdestvensky/ I. Lubimenko, “Contributions à l’histoire des relations commerciales franco- russes au XVIII^e siècle”, *Revue d’histoire économique et sociale*, Vol. 17, 1929, pp. 399- 400; W. Kirchner, “Franco- Russian Economic Relations in the Eighteenth Century”, idem, *Commercial Relations between Russia and Europe, 1400- 1800: Collected Essays*, Bloomington, 1967. ハンザ経由のバルト海貿易に論及したものとしては、P・ビュテル(深沢・藤井訳)『近代世界商業とフランス経済——カリブ海からバルト海まで——』同文館 1997 年、104 - 111 頁、玉木俊明『北方ヨーロッパの商業と経済 1550 - 1815 年』知泉書館 2008 年、287 - 292 頁。
- (2) フランス黒海貿易については、F. Charles-Roux, “La Monarchie française de l’ancien régime et la question de la Mer Noire”, *Revue de la Méditerranée*, Vols. 25, 27, 1948; P. W. Bamford, *Forests and French Sea Power 1660- 1789*, Tronto, 1956, pp. 196- 198. エジプト貿易については、P. Masson, *op. cit.*, pp. 307- 312. なおアントワヌの著作として、A. I. Anthoine, *Essai historique sur le commerce et la navigation de la Mer-Noire*, Paris, 1820, pp. 117- 132.
- (3) 仏露通商条約については、J. L. Van Regemorter, “Commerce et politique: Préparation et négociation du traité franco- russe de 1787”, *Cahier du monde russe et soviétique*, Vol. 4, 1963; F. Fox, “French- Russian Commercial Relations in the 18th Century and the French- Russian Commercial Treaty of 1787”, Ph. D. dissertation, University of Delaware, 1966. エジプト通商条約については、P. Masson, *op. cit.*, pp. 637- 648.
- (4) E. F. Heckscher, *The Continental System: An Economic Interpretation*, Oxford, 1922, pp. 27- 29; 吉田静一『フランス重商主義論』未来社 1962 年、72 - 110、123 - 126 頁。
- (5) E. F. Heckscher, *op. cit.*, p. 47; A. I. Anthoine, *op. cit.*, pp. 289- 291; 吉田、前掲書、128 頁、註(2)。
- (6) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 26- 27, 47- 48; G. Lebel, *op. cit.*, pp. 318- 319; 吉田、前掲書、126 - 128 頁。
- (7) S. Marzagalli, “French Merchants and Atlantic Networks: The Organization of Shipping and Trade between Bordeaux and United States, 1793- 1815”, M. S. Beerbühl/ J. Vögele (ed.), *Spinning the Commercial Web: International Trade, Merchants, and Commercial Cities, c.1640-1939*, Frankfurt a/ M, 2004; idem, “Establishing Transatlantic Trade Networks in Time of War: Bordeaux and the United States, 1793- 1815”, *Business History Review*, Vol. 79, 2005.
- (8) A. Kahan, “18th Century Russian- British Trade: Russia’s Contribution to the Industrial Revolution in Great Britain”, A. G. Cross (ed.), *Great Britain and Russia in the 18th Century: Contacts and Comparisons*, Newtonville, Mass., 1979; H. H. Kaplan, “Russia’s Impact on the Industrial Revolution in Great Britain during the Second Half of the 18th Century: The Significance of International Commerce”, *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 29, 1981; P. H. Clendinning, “The Anglo- Russian Trade Treaty of 1766: An Example of 18th Century Power Group Interests”, *Journal of European Economic History*, Vol. 19, 1990; 鈴木健夫「イギリス産業革命と英露貿易」同編『「最初の工業国家」を見る眼』早大出版部 1987 年、玉木俊明「イギリスのバルト海貿易 (1731 - 1780 年)」『社会経済史学』第 63 巻 1998 年。
- (9) H. L. Hoskins, *British Routes to India*, London, 1928, pp. 10- 11, 19- 25, 34- 35, 43- 44; A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, Oxford, 1935, pp. 156- 178; R. Davis, “English Imports from the Middle East 1580- 1780”, M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East from the Rise of Islam to the Present Day*, London, 1970; 川分圭子「近代英国のレヴァント貿易——18 世紀の衰退について——」『史林』第 73 巻 1990 年。
- (10) J. Ehman, *The British Government and Commercial Negotiations with Europe 1783- 1793*, Cambridge, 1962; J. B. Williams, *British Commercial Policy and Trade Expansion 1750- 1850*, Oxford, 1972.
- (11) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 179- 180. エジプト通商条約については、H. L. Hoskins, *op. cit.*, pp. 44- 46.
- (12) J. Ehman, *op. cit.*, pp. 134- 135; T. J. Hope, “Britain and the Black Sea Trade in the Late Eighteenth Century”, *Revue roumaine d’études internationales*, Vol. 2 (24), 1974; idem, “The Importance of the Ottoman Empire to British Interests in the Late 18th Century”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 34, 1995; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 51, pp. 491- 497.

- (13) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 43- 46; A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 179- 180; F. Crouzet, “Wars, Blockade, and Economic Change in Europe, 1792- 1815”, *Journal of Economic History*, Vol. 24, 1964, pp. 569- 570; 吉田、前掲書、128 頁。
- (14) J. W. Fredrickson, “American Shipping in the Trade with Northern Europe 1783-1860”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 4, 1956; A. Rasch, “American Trade in the Baltic, 1783- 1807”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 13, 1965; 服部春彦「18 世紀のフランス領西インドとアメリカ貿易」『史林』第 70 巻 1987 年。
- (15) A. Clauder, *American Commerce as Affected by the Wars of the French Revolution and Napoleon, 1793- 1812*, Philadelphia, 1932 (Reprint ed., 1972); A. W. Crosby, *America, Russia, Hemp, and Napoleon: American Trade with Russia and Baltic, 1783- 1812*, Columbus, 1965, pp. 76- 78; K. Ahonen, *From Sugar Triangle to Cotton Triangle: Trade and Shipping between America and Baltic Russia, 1783- 1860*, Jyvaskyla, 2005, pp. 67- 69.
- (16) J. A. Field, *America and the Mediterranean World 1776- 1882*, Princeton, 1969, pp. 27- 38; C. A. Keene, “American Shipping and Trade, 1789- 1820: The Evidence from Leghorn”, *Journal of Economic History*, Vol. 38, 1978, pp. 683- 684, 689- 690; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 109- 114.
- (17) A. Kahan, *The Plow, the Hammer, and the Knout: An Economic History of 18th- Century Russia*, Chicago, 1985, pp. 198- 210; J. Newman, “Russian Foreign Trade, 1680- 1780: The British Contribution”, Ph. D. dissertation, University of Edinburgh, 1985; H. H. Kaplan, *Russian Overseas Commerce with Great Britain during the Reign of Catherine II*, Philadelphia, 1995; 拙稿「エカチェリーナ二世時代におけるバルト海貿易と北方体制——1766 年英露通商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・大学教育総合センター紀要』第 4 号 2007 年。
- (18) M. Raeff, “The Style of Russia’s Imperial Policy and the Prince G. A. Potemkin”, G. N. Grob (ed.), *Statesmen and Statecraft of Modern West: Essays in Honor of Dwight E. Lee and H. Donaldson Jordan*, Barre, 1967; J. A. Duran, “Catherine II, Potemkin, and Colonization Policy in Southern Russia”, *Russian Review*, Vol. 28, 1969; R. Bartlett, *Human Capital: The Settlement of Foreigners in Russia, 1762- 1804*, Cambridge, 1979, pp. 116- 118, 124- 134. なお土肥恒之『「死せる魂」の社会史——近世ロシア農民の世界——』日本エディタースクール出版部 1989 年、12 - 13 頁では、新ロシアの人口は第三回調査で 64,460 人、第四回調査で 193,451 人、第五回調査で 343,696 人とされる。
- (19) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 48- 51; P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 94- 95.
- (20) J. S. Zimmerman, “Alexander Romanovich Vorontsov: 18th Century Enlightened Russian Statesman, 1741- 1805”, Ph. D. dissertation, City University of New York, 1975, pp. 65- 70. なお小稿の対象時期全般における関税政策については、伊藤昌太「農奴制ロシアにおける関税政策の特質」福島大学『歴史』第 19 号 1967 年。
- (21) F. Fox, *op. cit.*, pp. 214- 215; H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 114- 116, 133- 134; A. I. Anthoine, *op. cit.*, pp. 170- 186.
- (22) H. P. Liebel, “Free Trade and Protectionism under Maria Theresa and Joseph II”, *Canadian Journal of History*, Vol. 14, 1979, pp. 367- 368; 尾高晋己「オスマン帝国とロシアの通商・航海条約（1783）について」愛知学院大学『人間文化』第 22 号 2007 年; 拙稿「エカチェリーナ二世時代におけるロシア黒海貿易と南下政策——1787 年仏露通商条約の経済的・政治的意義——」『鳥取大学・教育センター紀要』第 5 号 2008 年。
- (23) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 28- 29; A. Kahan, *op. cit.*, pp. 214- 215.
- (24) C. M. Foust, *Muscovite and Mandarin: Russia’s Trade with China and its Setting, 1727- 1805*, Chapel Hill, 1969, pp. 314- 315; J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 70- 71, 74- 77, 159- 162.
- (25) F. Fox, *op. cit.*, pp. 331- 332.
- (26) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 159- 165; J. Ehman, *op. cit.*, pp. 135- 136; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 51, pp. 491- 497.
- (27) エカチェリーナ二世は既に 1768 - 74 年の露土戦争に際して 1768 年から不換紙幣＝アッシングナツィアを発行するとともに、ホープ商会 Hope & Co.を通じてアムステルダム金融市場から借款供与を受けたが、1787 - 92 年の対土・対瑞戦争に際しても戦費調達的手段として紙幣・外債発行を繰り返し、この結果ルーブリ通貨の減価・国内課税の強化を招いて、輸出向け生産に従事する領主経営を攪乱した。K. Heller, *Die Geld- und Kreditpolitik des russischen Reiches in der Zeit der Assignaten (1768- 1839/ 43)*, Wiesbaden, 1983; M. G. Buist, *At Spes non Fracta: Hope & Co. 1770- 1815: Merchant Bankers and Diplomats at Work*, Hague, 1974, pp. 93- 110; J. C. Riley, *International Government Finance and the Amsterdam Capital Market 1740- 1815*, Cambridge, 1980, pp. 153- 158.

- (28) H. H. Kaplan, *op. cit.*, pp. 165- 166; A Kahan, *op. cit.*, pp. 246- 247.
- (29) P. Herlihy, *Odessa: A History 1794- 1914*, Cambridge, Mass., 1986, pp. 10- 19; idem, *op. cit.*, pp. 82- 83, 123- 125; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 56- 58, 76, 78- 79; R. Bartlett, *op. cit.*, pp. 134- 142; V. Kardasis, *Diaspora Merchants in the Black Sea: The Greeks in Southern Russia, 1775- 1861*, Lanham, 2001, pp. 79- 81, 97- 100. 邦語文献では、嵐田浩吉『オデッサ——黒海に現れたコスモポリス——』東洋書店 2007 年。
- (30) L. Harvey, *op. cit.*, pp. 55- 56.
- (31) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 19- 20.
- (32) B. Dmytryshyn (ed.), *Imperial Russia: A Source Book, 1700- 1917*, New York, 1967, pp. 141- 142; 田中陽児・倉持俊一・和田春樹編『世界歴史大系・ロシア史』(2)山川出版社 1994 年、108 - 109 頁。
- (33) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 54, pp. 1- 22; R. E. McGrew, “A Note on Some European Foreign Office Archives and Russian Domestic History, 1790- 1812”, *Slavic Review*, Vol. 23, 1964, pp. 535- 536; idem, “The Politics of Absolutism: Paul I and the Bank of Assistance for the Nobility”, *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 7, 1973.
- (34) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 58- 59; N. E. Saul, *Mediterranean World*, pp. 31- 32; A. I. Anthoine, *op. cit.*, pp. 244- 245.
- (35) C. Vassallo, “The Maltese Merchant Fleet and the Black Sea Grain Trade in the Nineteenth Century”, *International Journal of Maritime History*, Vol. 13, 2001, pp. 20- 21.
- (36) 坂本 勉「中東イスラーム世界の国際商人」『岩波講座・世界歴史』第 15 卷〔商人と市場〕岩波書店 1999 年、長島 弘「インド洋とインド商人」同上講座、第 14 卷〔イスラーム・環インド洋世界〕2000 年、150- 152 頁。
- (37) H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300- 1914*, Cambridge, 1994, pp. 179- 182, 474- 530. 黒海貿易に関しては、T. Stoianovich, “The Conquering Balkan Orthodox Merchant”, *The Journal of Economic History*, Vol. 20, 1960, pp. 238- 242; M. M. Alexandrescu- Dersca, “Quelques données sur le ravitaillement de Constantinople au XVIIe siècle”, Association des études balkaniques et sud- est européennes (ed.), *Les actes du premier congrès international des études balkaniques et sud-est européennes*, Vol. 3, Sofia, 1966; idem, “Sur la ravitaillement d’Istanbul au XVIIe siècle en relation avec les principautés roumaines”, *Revue d’histoire Maghrébine*, Vol. 10, 1983; 拙稿「オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア」(上)(下)『鳥取大学・教育地域科学部紀要』(地域研究) 第 4 巻第 2 号・第 5 巻第 1 号 2003 年。エジプト貿易に関しては、R. Murphey, “Provisioning Istanbul: The State and Subsistence in the Early Modern Middle East”, *Food and Foodways*, Vol. 2, 1988; 中岡三益『アラブ近現代史——社会と経済——』岩波書店 1991 年、26 - 31 頁。
- (38) C. F. Volney, “Ottoman Trade with Europe, 1784”, C. Issawi (ed.), *The Economic History of the Middle East 1800- 1914: A Book of Readings*, Chicago, 1966, pp. 30- 37; T. Stoianovich, “Pour un modèle du commerce du Levant: Économie concurrentielle et économie de bazar, 1500- 1800”, Association internationale d’études du sud- est européen, *Bulletin*, Vol. 12, 1974; R. Mantran, “Transformation du commerce dans l’Empire ottoman au die- huitième siècle”, T. Naffi/ R. Owen (ed.), *Studies in Eighteenth Century Islamic History*, London, 1977; idem, “Commerce maritime et économie dans l’Empire ottoman au XVIIIe siècle”, J.- L. Bacqué- Grammont/ P. Dumont (ed.), *Économy et société dans l’Empire Ottoman*, Paris, 1983; B. W. McGowan, *Economic Life in Ottoman Europe: Taxation, Trade and the Struggle for Land, 1600- 1800*, Cambridge, 1981, pp. 15- 27; H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *op. cit.*, pp. 726- 729, 731- 732, 735- 737.
- (39) H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *op. cit.*, pp. 729- 731.
- (40) M. M. Alexandrescu-Dersca, “Contribution à l’étude de l’approvisionnement en blé de Constantinople au XVIIIe siècle”, *Studia et Acta Orientalia*, Vol. 1, 1957; idem, “Les rapports économiques de l’Empire ottoman avec les principautés roumaines et leur réglementation par les *Khatt-i Serif* de privilèges (1774- 1829)”, J.- L. Bacqué- Grammont/ P. Dumont (ed.), *op. cit.*.
- (41) T. Güran, “The State Role in the Grain Supply of Istanbul: The Grain Administration, 1793- 1839”, *International Journal of Turkish Studies*, Vol. 3, 1984; F. Marinescu, “The Trade of Wallachia with the Ottoman Empire between 1791 and 1821”, *Balkan Studies*, Vol. 22, 1981, pp. 300- 304.

〔Ⅱ〕フランス総裁政府と第二回対仏同盟（1798—1802年）

（1）外交関係

当該段階の国際関係は、総裁政府のエジプト遠征をめぐる英露・露土同盟の成立、その結果としてのロシアの地中海進出をめぐる英露関係の悪化と仏露関係の接近、以上を特質とする。

① エジプト遠征の展開と三国同盟の形成

総裁政府は右派・左派に対する一連のクーデターによって国内支配を確立する一方、1798年より衛星国家「ローマ共和国」（教皇領）・「ヘルベティア共和国」（スイス）を建設し、イタリア支配を拡充した。続く対英戦略をめぐる総裁ルーベール Reubell 及びラ・レヴェリエール La Revellière がブリテン上陸作戦を計画する一方、イタリア軍司令官ナポレオン・外相タレーランはむしろイギリス東方貿易の攪乱・フランス地中海貿易の振興を念頭にエジプト攻略を主張し、総裁政府は1798年4月12日にエジプト派兵を決定、6月のマルタ占領を経て、7月にカイロを制圧する。⁽¹⁾

フランスのマルタ占領・エジプト遠征は、アメリカの独立以来スエズ経由の東洋貿易を模索してきたピット政権、及びマルタ騎士団への保護権を主張するパーヴェルの警戒を惹起したのみならず、何よりもエジプトへの宗主権を保持するオスマン帝国の反発を招いた。外相タレーラン・駐土公使リュファン Pierre Jean Marie Ruffin（1797—98年）は遠征目的としてマムルーク勢力の駆逐・フランス商人の保護を強調したものの、イオニア占領に続くエジプト遠征はセリム三世の疑念を払拭できず、同年9月2日に仏土戦争が勃発する。かくしてハプスブルク包囲の観点から近世を一貫してきた仏土両国の友好関係は解体し、東方状勢をめぐる国際関係は新たな時代を迎えた。⁽²⁾

仏土関係が緊迫するなか、ピット政権は1798年7月より駐土公使 S・スミス Spencer Smith（1795—99年）を通じて英土同盟を交渉する一方、提督ネルソンの艦隊を派兵して同年8月1日のアプキール海戦に勝利し、同年12月には軍事顧問団を派遣してオスマン軍隊の改革を支援するなど、対仏提携に努めた。⁽³⁾ 他方パーヴェルは、フランスのマルタ島占領を契機に従来の中立路線を見直し、先に更迭したパーレンを近衛隊長・帝都総督に抜擢して対外戦争に備える一方、東方状勢に精通する駐土大使コチュベイを外務参議会長官（1797—99年）に、黒海貿易に従事するギリシア商人トマーラ Vasily Tomara を駐土大使（1797—1802年）に起用して露土関係の改善に努めた。さらに同年11月9日、パーヴェルはマルタ騎士団長に就任し、同島の奪回を表明する。これを受けて1798年9月5日のオスマン勅令はロシア海軍の海峡通航を承認し、ロシア黒海艦隊は史上初めて合法的にボスフォラス海峡に入港・停泊する。18世紀を通じて仇敵関係にあった露土両国が、フランス包囲の観点から一転して協調関係に入ったことが注目されよう。⁽⁴⁾

以後、英露両国の反仏・親土外交を基盤として対仏同盟の編成が進む。まず1798年12月18日（29日）・1799年6月11日（22日）の聖ペテルブルク条約によって英露同盟が成立し、両国はオランダ・北イタリア・マルタ島の奪回に関する兵力提供・財政補助を確認した。続く1798年12月23日（1799年1月3日）のコンスタンチノーブル条約では露土同盟（8年期限）が成立し、ロシアは海軍艦艇・陸軍兵力の提供を、オスマン政府は補給物資の供与を約束したほか、秘密条項（第4条）では戦時におけるロシア艦隊の排他的な海峡通航を承認した。最後に1799年1月5日のコンスタンチノーブル条約によって英土同盟（8年期限）が成立し、三国同盟が完成する。⁽⁵⁾ これに対して、プロイセン新王フリードリヒ＝ヴィルヘルム三世（1797—1840年）は依然中立を保ったが、オーストリア宰相ツグートは既に1798年5月19日にナポリ王国と軍事同盟を締結しており、1799年1月10日のナポリ陥落＝「パルテノピア共和国」の建設に伴い三国同盟に合流している。⁽⁶⁾

対仏同盟の完成に伴い、パーヴェルは積極外交に対応した官僚人事を進め、1799年4月に和

派の宰相ベズボロドコが病死するに伴い、新たに主戦派の宰相＝外務参議会長官ロストプチン Fedor Vasilevich Rostopchin (1799 - 1801 年) を採用する一方、親仏派の副宰相クラークを更迭、親英派の副宰相 N・P・パーニン (1799 - 1801 年) を登用した。以後イタリア半島ではロシア陸軍将校スヴォロフ Alexander Vasilevich Suvorov が仏軍を掃討する一方、アドリア海では黒海艦隊提督ウシャコフ Fedor Fedorovich Ushakov がイオニア諸島を奪回、1799 年 4 月に「イオニア共和国」を樹立する。この結果、同年 8 月にナポレオンはスペイン艦隊の支援でエジプトから脱出する一方、露土両国は 1800 年 3 月 21 日 (4 月 2 日) のコンスタンチノーブル条約によってイオニア共和国におけるオスマン帝国の宗主権とロシア帝国の正教徒保護・海軍基地使用を確認した。⁽⁷⁾

② フランス統領政府の成立と仏露関係の接近

エジプトより帰還したナポレオンは 1799 年 10 月のチューリヒ会戦によってスヴォロフの部隊を駆逐する一方、同年 11 月 9 日 (ブリュメール 18 日) のクーデターによって統領政府 *Consulat* を樹立、自ら第一統領に就任した。統領政府は国内支配を確立するべく対外戦争の終息を急いだが、外務官僚グータン Guttin はその手段として仏露同盟の結成を提唱し、交渉材料としてオスマン領土の共同分割を提案している。しかし外相タレーラン (1799 - 1804 年) はオスマン領土分割を非現実的とみる一方、第一統領ナポレオンはむしろ英墺両国との対露包囲を志向し、1799 年 12 月 25 日に同盟交渉を開始した。だが英墺両国ともこの提案を拒否したため、以後グータンの構想に基づいてオスマン領土分割・マルタ島割譲を梃子とした仏露同盟を試みる。その反面、オスマン政府とは 1800 年 1 月にエル・アリシュ講和条約を締結し、エジプト撤退を約束している。⁽⁸⁾

他方パーヴェルは、陸海両軍の戦功によってフランス勢力を駆逐したにもかかわらず、むしろそれ故にそれぞれ地中海・北イタリア利害の保全を追求する英墺両国から警戒されるに至った。現にオーストリアはチューリヒ会戦に際してロシア軍の救援要請を拒否し、1799 年 12 月にイタリア東岸のアンコナを単独占拠する一方、ピット政権はスエズ経由の貿易経路を保全する上でイオニア諸島の黒海艦隊を警戒し、1800 年 9 月にマルタ島を占領している。同盟諸国の離反行為に失望したパーヴェルは 1799 年末にスヴォロフ部隊・ウシャコフ艦隊の帰還を指示し、1800 年には英墺両国との大使交換を解消して対仏同盟から離脱する一方、むしろフランス統領政府の成立を共和政権の崩壊として歓迎し、一転して仏露提携を画策することになった。⁽⁹⁾ また宰相ロストプチンも内政問題に専念するべく対外戦争の終息を望み、1800 年 10 月 12 日の覚書ではオスマン領土分割を手段とする仏露同盟を提案している。⁽¹⁰⁾ 以後パーヴェルは親英派の副宰相 N・P・パーニンを罷免、親仏派の副宰相コリチェフ Stepan Alexeevich Kolychev (1800 - 01 年) を任命する一方、イギリスのバルト海封鎖に対抗するべく、1800 年 7 月 25 日のデンマーク船団攻撃 (「フレヤ事件」 Freya) を契機として、同年 12 月 4 - 6 日 (16 - 18 日) にはロシア・デンマーク・スウェーデン・プロイセン四国の「武装中立同盟」を組織した。⁽¹¹⁾ またイギリス東洋貿易を攪乱するべく仏露共同のコーカサス経由インド遠征を立案し、1801 年 2 月よりコサック部隊を中央アジアに派兵する一方、同年 3 月には副宰相コリチェフをパリ特使として派遣し、仏露同盟を打診した。⁽¹²⁾

並行して仏露両国はそれぞれアメリカ政府への接近を図った。統領政府の場合、エジプト攻略・東方進出の失敗に伴い北米進出＝西領ルイジアナの回復を画策し、その前提として米仏関係の改善を志向する一方、パーヴェルは武装中立同盟を拡充する手段として中継貿易国家アメリカの加盟に期待したのである。対してアダムズ政権は 1800 年 9 月 30 日のモルフォンテヌ条約によって 1778 年の米仏同盟を正式に廃棄し、参戦義務を解消して米仏両国の中立・友好関係を再建する一方、⁽¹³⁾ 大統領子息の駐普大使 J・Q・アダムズ John Quincy Adams (1797 - 1801 年) の助言に基づいて

1800年12月に武装中立同盟に参加した。続く共和派の大統領ジェファソン（1801 - 09年）も外交政策においては連邦派の中立主義を踏襲し、統領政府を間接的に支援している。⁽¹⁴⁾

対仏同盟の解体・米露両国の支援に乗じて統領政府は優位に立ち、1800年5月のヘリオポリス会戦でエジプト支配を復活する一方、同年6月のマレンゴ会戦・12月のホーエンリンデン会戦を経た1801年2月9日のリュネヴィル条約によって仏墺講和を締結、先のカンポ・フォルミオ条約を再認してライン左岸・イタリア支配を確立する。また1800年10月の仏西密約では西領ルイジアナの買収を約束し、北米進出の足場を築く一方、1801年3月には「エトルリア王国」（墺領トスカーナ）を樹立、イタリア支配も拡充した。⁽¹⁵⁾ 他方、武装中立同盟は1801年3月に北海・バルト海の主要河川を武力制圧し、列国の包囲体制に直面したピット内閣は3月14日に辞任する。⁽¹⁶⁾

③ アレクサンドル一世の即位と仏露関係の解体

仏露同盟に反対して失脚した親英派の外務官僚パーニン・近衛隊長パーレンは、仏露提携・武装中立同盟を警戒するイギリス大使ウィトワース・ハノーヴァー大使館付武官ベニクセン Bennigsen と内通してクーデターを画策し、1801年3月11日（23日）に皇帝パーヴェルを暗殺、アレクサンドル一世（1801 - 25年）を擁立する。⁽¹⁷⁾ 新帝はクーデターの報償としてパーレンを外務参議会議長官に任命する一方、パーニンを外交顧問として登用し、また常設の行政機関として国家評議会（常設会議）を組織した。外交顧問パーニンは、伯父のN・I・パーニンが構築した英露同盟・北方体制の再建を唱えて仏露協調の解消・統領政府の粉碎を提言し、新帝は直ちにインド遠征を中止する一方、同年3月28日にマルタ騎士団長の地位を放棄、また駐英大使S・R・ヴォロンツォフ（1801 - 06年）を再任して英露国交の回復に努めた。⁽¹⁸⁾ 対してアディントン内閣（1801 - 04年）は特使セント・ヘレン St. Helens を派遣して英露関係を回復する一方、武装中立同盟に対抗して丁領ヴァージン諸島を占領、1801年4月のコペンハーゲン海戦（碇泊地の戦い）でデンマーク海軍を撃破したほか、同年10月にはエジプト戦線でもフランス勢力を駆逐、対外危機を脱した。⁽¹⁹⁾

アレクサンドル一世は即位直後の政変不安・英露危機を解消するに伴い、1801年6月に在外勤務より帰国した腹心＝「若き友人たち」、すなわちV・P・コチュベイ、P・A・ストロガノフ Pavel Aleksandrovich Stroganov、N・N・ノヴォシリツェフ Nicholas Nikolaevich Novosiltsev、A・J・チャルトリスキー Adam Jerzy Czartoryskiら4名を中心に「秘密委員会」Secret Committee（1801 - 07年）を組織し、外交方針を協議した。⁽²⁰⁾ その一員コチュベイは、女帝時代にギリシア計画・仏露同盟を策定した宰相ベズボロドコの甥として、パーニンの英露提携・対仏戦争を批判し、同年7月の覚書では仏露友好・中立外交の展開とオスマン帝国領土の保全を訴えた。⁽²¹⁾ また同帝自身は必ずしも統領政府の対外戦略に脅威を覚えず、むしろ専制君主ナポレオンの行政手腕を高く評価するなか、対仏戦争への中立を志向した。このため同帝は同年10月に親英派のパーニン・主戦派のパーレンを更迭して外務参議会議長官コチュベイ（1801 - 02年）を再任する一方、駐仏大使モルコフ Arkady Ivanovich Morkov（1801 - 03年）を派遣して講和交渉を進め、同年9月26日（10月8日）の仏露和親条約を経て、続く9月28日（10月10日）のパリ密約では仏露両国のイタリア撤退・イオニア独立を確認した。また同年10月には墺露両国の大使交換を再開する一方、1802年6月のメーメル会談で普露関係も改善している。⁽²²⁾ こうしてロシアを基軸に友好関係が回復するなか、1802年3月27日のアミアン条約によって英仏両国は講和、続く同年6月25日のアミアン条約では仏土両国も講和し、エジプト遠征に始まる一連の国際紛争が終結する。⁽²³⁾ 先の対仏戦争と同様、帝位交代に伴う外交方針の転換が戦争の帰趨を左右した点が注目されよう。

なお国際平和を回復したアレクサンドル一世は本格的な内政改革に着手し、なかでもピョートル

大帝時代以来の参議会制度を廃止して新たに大臣制度を導入している。以後、宰相＝外相 A・R・ヴォロンツォフ (1802 - 05 年)・外相補佐チャルトリスキー (1802 - 05 年) が外交政策を主導する一方、内務大臣コチュベイ (1802 - 07 年)・内相補佐スペランスキー Mikhail Mikhailovich Speranskii (1802 - 12 年) がツァーリズム国家の基盤整備に従事することになる。⁽²⁴⁾

他方、オスマン帝国はエジプト直轄統治を回復したとは言え、エジプト支配の弛緩は否めず、むしろ列国の軍事支援に対する代償としてルーマニアに関する一連の権利を承認することになった。まず 1802 年 10 月の勅令は上記 1792 年の勅令が保証するロシアのルーマニア権益、なかでも公国君主の任免における 7 年任期制・ツァーリ裁可権を再認し、同年には親露派のモルダヴィア君主 A・モルズィ Alexandru Moruzi (1802 - 06 年) 及びワラキア君主 C・イブシランティ Constantin Ipsilanti (1802 - 06 年) が即位する。⁽²⁵⁾ また上述 1802 年 6 月のアミアン条約は、オスマン帝国領土の保全を条件として、仏土戦争に伴い停止されていたフランスのルーマニア領事派遣を回復する一方、⁽²⁶⁾ 続く 1803 年 1 月 17 日の勅令では新たにイギリス大使エルギン Thomas Brune Elgin (1799 - 1803 年) に対してルーマニア領事設置権を承認し、間もなく初代ブカレスト領事サマラー Francis Summerers (1803 - 07 年) が着任する。⁽²⁷⁾ かくしてこれまで奥露両国の独占してきたルーマニア領事設置は英仏両国に開放され、オスマン帝国のルーマニア支配は大幅に縮小したのである。

註

- (1) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 24- 27.
- (2) H. L. Hoskins, *op. cit.*, pp. 54- 56; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 254- 255, 262- 263.
- (3) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 28- 30.
- (4) N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 43- 46, 56- 69, 73- 74; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 263- 264.
- (5) N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 74- 77; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 266- 267; G. N. Ryne, "Anglo- Russian Agreements of 1798- 1799", *Supplement to MERSEH*, Vol. 2, pp. 33- 36; J. C. Hurewitz, "Russia and the Turkish Straits: A Re-valuation of the Origins of the Problem", *World Politics*, Vol. 14, 1961, pp. 611- 612. 同盟条約は、J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 126- 133, 140- 141; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 54, pp. 349- 354, 379- 388, 389- 394.
- (6) K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 289- 300; L. Mikoletzky, "The Interdependence of Economics and Politics: An Example from the Austro- Russian Alliance during the Napoleonic Wars", *Journal of European Economic History*, Vol. 2, 1973.
- (7) N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 96- 111; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 257- 258, 269- 270.
- (8) H. Ragsdale, *Détente in the Napoleonic Era: Bonaparte and the Russians*, Lawrence, 1980, pp. 1- 2, 23- 35; idem, "The Origins of Bonaparte's Russian Policy", *Slavic Review*, Vol. 27, 1968. 外務官僚グータンについては氏名・生没年とも不詳であるが、その仏露同盟構想は自身の在露経験 (1784 - 96 年) に基づくとされる。
- (9) N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 126- 141, 144- 148; K. A. Roider, *op. cit.*, pp. 318- 319.
- (10) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 36- 40, 43- 44, 107- 113; idem, "Was Paul Bonaparte's Fool? The Evidence of the Danish and Swedish Archives", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 7, 1973; idem, "Documents on the Foreign Policy of Paul from the Former Prussian Archives", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 7, 1973; J. M. P. McErlean, "Rostopchin, Fedor Vasilevich", *MERSEH*, Vol. 31, pp. 165- 171.
- (11) O. Feldbaek, *Denmark and the Armed Neutrality 1800- 1801: Small Power Policy in a World War*, Copenhagen, 1980; idem, "The Foreign Policy of Tsar Paul I, 1800- 1801: An Interpretation", *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, Bd. 30, 1982. 関連条約については、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 55, pp. 411- 438; J. B. Scott (ed.), *The Armed Neutralities of 1780- 1800: A Collection of Official Documents Preceded by the Views of Representatives Publicists*, New York, 1918.
- (12) J. W. Strong, "Russia's Plans for an Invasion of India in 1801", *Canadian Slavonic Papers*, Vol. 7, 1965; M. Atkin, "The Pragmatic Diplomacy of Paul I: Russia's Relations with Asia, 1796- 1801", *Slavic Review*, Vol. 38, 1979, pp. 68- 70.
- (13) 有賀・宮里編『新版・概説アメリカ外交史』有斐閣 1983 年、39 - 40 頁、本橋、前掲書、35 - 36 頁。

- (14) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 79- 84; N. N. Bolkhovitinov, *The Beginning of Russian- American Relations, 1775- 1815*, Cambridge, Mass., 1975; N. E. Saul, *Distant Friends: The United States and Russia, 1763- 1867*, Kansas, 1991, pp. 35- 36.
- (15) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 53- 65; idem, "Russian Influence at Lunéville", *French Historical Studies*, Vol. 5, 1968; L. M. Roberts, "The Negotiations Preceding the Peace of Lunéville, 1801", *Transactions of the Royal Historical Society*, Vol. 15, 1901; P. Schroeder, "The Collapse of the Second Coalition", *Journal of Modern History*, Vol. 59, 1987.
- (16) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 81- 82. デンマークは3月29日のハンブルク侵攻・4月5日のリュエバック占領によってエルベ・トレヴェエ河を封鎖する一方、プロイセンは3月30日にイギリス王室の祖国＝ハノーヴァー選帝侯国に進駐してエルベ・ヴェーゼル・エムス河を遮断している。
- (17) J. J. Kenney, "Lord Whitworth and the Conspiracy against Paul I: The New Evidence of the Kent Archive", *Slavic Review*, Vol. 36, 1977; L. Loewenson, "The Death of Paul I (1801) and the Memoires of Count Bennigsen", *Slavonic and East European Review*, Vol. 29, 1950. 駐露大使ウィトワースは、解任通告の後もロシア領内に留まり、情婦オルガ Olga Alexandrovna Zherebtsova (失脚した先帝の寵臣ツヴォフの実妹)を通じて不満分子と接触しつつ、ツァーリズム国家の内部崩壊を図るべく宮廷クーデターを扇動したと言われる。
- (18) P. K. Grimsted, *The Foreign Ministers of Alexander I: Political Attitudes and Conduct of Russian Diplomacy 1801- 1825*, Berkeley, 1969, pp. 68- 73; N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 158- 159; O. Feldbaek, "The Anglo- Russian Rapprochement of 1801: A Prelude to the Peace of Amiens", *Scandinavian Journal of History*, Vol. 3, 1978. 常設会議については、山本俊朗『アレクサンドル一世時代史の研究』早大出版部 1987年、第一部・第二章「常設会議」。
- (19) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 89- 90, 96- 100; 百瀬・熊野・村井編、前掲書、186 - 187頁。
- (20) E. Roach, "The Origins of Alexander I's Unofficial Committee", *Russian Review*, Vol. 28, 1969; D. Christian, "The Political Views of the Unofficial Committee in 1801: Some New Evidence", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 12, 1978; 山本、前掲書、第一部・第一章「秘密委員会」。なおP・A・ストロガノフ(1772 - 1817年)は、後にモンターニュ派の中核となるG・ロム Gilbert Romme (1750 - 95年)から個人教育を受け、1790年のフランス留学ではジャコバン・クラブと交流しており、秘密委員会ではフランス革命を意識した憲法制定・人権保証・教育改革を提起したほか、農奴解放の必要を主張している。E. E. Roach, "Stroganov, Pavel Aleksandrovich", *MERSEH*, Vol. 37, pp. 220- 222. またN・N・ノヴォシリツェフ(1762 - 1838年)はその従兄弟ストロガノフのフランス留学に随行して啓蒙思想を吸収し、自由主義改革の手段として皇太子の長男アレクサンドルの即位を期待したため、パーヴェル治世にはイギリス勤務を甘受したが、むしろこの機会に功利主義者J・ベンサムやヴォロンツォフ兄弟と交流をもった。D. L. Schlafly, "Novosil'tsev, Nikolai Nikolaievich", *MERSEH*, Vol. 25, pp. 120- 123. 最後にA・J・チャルトリスキー(1770 - 1861年)はポーランド有力貴族チャルトリスキー家門の子弟であるが、フランス留学を通じて啓蒙思想・重農主義に傾倒し、1791年5月のポーランド憲法公布を補佐する一方、1793年1月の領土分割をめぐってロシアへの武力抵抗に参加した経験をもつ。1794年、家門存続を優先する実父の方針から、女帝への忠誠を証明する人質としてロシア宮廷に身柄を移されたが、その才覚は女帝に評価され、皇太子の長男アレクサンドルとも親交を持った。続くパーヴェル治世にはサルディニア大使として左遷されたが、アレクサンドルの皇帝即位に伴い帰国している。D. Schlafly, "Czartoryski, Adam Jerzy", *MERSEH*, Vol. 8, pp. 136- 139.
- (21) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 80- 87.
- (22) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 75- 76, 87- 89; N. E. Saul, *Mediterranean World*, pp. 159- 160; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 56, pp. 221- 226, 231- 238.
- (23) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, Berkley, 1951, pp. 2- 3, 5- 6; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 272- 274, 278- 281. 条約内容は、J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 154- 155; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 56, pp. 289- 304, 375- 380. なお英仏両国のアミアン条約・第10条は英仏利害の対立するマルタ島をシチリア宗主下・ロシア保護下に置くことを確認したが、アレクサンドル一世はマルタ問題によって地中海問題に拘束されることを危惧し、1802年12月には列国のマルタ共同監督を主張している。N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 160- 164.
- (24) なお宰相ヴォロンツォフは1801年にツァーリ権力の制限・貴族特権の尊重を骨子とする「ロシア人民憲章」Charter of Russian Peopleを起草している。M. Raeff (ed.), *Plans for Political Reform in Imperial Russia, 1730- 1905*,

Englewood Cliffs, 1966, pp. 75- 84. またスペランスキー (1772 - 1839 年) は、女帝時代末期の 1796 年にクラークの秘書を務めたが、新帝パーヴェルの即位によってクラークが副宰相に就任するに伴い国政の舞台に登場し、アレクサンドル一世の即位後は元老院の権限回復を目指す「元老院派」の一員として活動した。内相補佐に就任した 1802 年の覚書「国家の基本法」では立憲君主政体を提案し、大臣会議の創設に強い影響を与えたとされる。M. Raef (ed.), *op. cit.*, pp. 85- 92; idem, *Michael Speransky: Statesman of Imperial Russia, 1772- 1839*, Hague, 1957; D. Christian, “The Political Ideals of Michael Speransky”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 54, 1976.

(25) K. Hitchins, *The Romanians, 1774- 1866*, Oxford, 1996, pp. 16- 17; M. M. Alexandrescu- Dersca, “Sur le regime des ressortissants ottomans en Moldavie (1711- 1829)”, *Studia et acta orientalia*, Vol. 5- 6, 1967, pp. 164- 165; 黛, 前掲論文, 18 - 20 頁。

(26) G. Lebel, *op. cit.*, pp. 89- 94; K. Hitchins, *op. cit.*, pp. 47- 48.

(27) P. Simionescu/ R. Valentin, “Documents inédits concernant la création du consulat britannique à Bucarest (1803)”, *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 8, 1969; P. Cernovodeanu, “The Setting up of the English Consulate in the Romanian Principalities (1803) and Its Activity until 1807”, *Revue roumaine d'études internationales*, Vol. 1(11), 1971, pp. 190- 191.

(2) 通商関係

① フランス

総裁政府は 1798 年 1 月 18 日の「ニヴォーズ法」によって、イギリス製品・英領産品を輸送する中立商船を拿捕したのみならず、イギリスに寄港した中立船舶の来航も禁止し、また中継拠点ベルギー・オランダを直接・間接に支配して北海・バルト海の監視を強化した。以上の措置は、中立船舶の媒介するイギリス海外貿易を攪乱した反面、中継貿易に従事する北欧諸国・合衆国の反発を招き、バルト海貿易・対米通商とも下落する(表Ⅱ-1)。⁽¹⁾ 他方、同年 7 月のエジプト占領はイギリス東洋貿易を遮断するとともにイオニア・エジプト経由の販路開拓を図るものであったが、現実には三国同盟の形成に伴い、オスマン政府から通商特権の停止・ルーマニア領事の退去処分を受ける一方、ロシア黒海艦隊にイオニア諸島を奪われたほか、喫領リヴォルノ経由のオスマン産品輸入も途絶し、革命前夜より続くレヴァント貿易の衰退はむしろ決定的となる。

続く統領政府は、事態を打開するべく、1799 年 12 月にニヴォーズ法を廃止して中立諸国の通商活動を保証し、1800 年 12 月の武装中立同盟を後盾としてバルト海貿易・対米通商を回復する一方、デンマーク政府にズンド海峡の封鎖を打診してイギリス向け木材供給を攪乱したほか、同年 11 月にはベルギーのイギリス向け穀物輸出を規制している。⁽²⁾ 地中海世界では、1800 年 3 月 18 日の対ナポリ通商条約、1801 年 3 月 21 日の仏西通商条約、同年 9 月 29 日の仏葡通商条約によって輸出販路を確保する一方、1801 年 3 月のエトルリア王国樹立によってリヴォルノ経由のオスマン産品輸入を回復し、またこれらの条約締結諸国・衛星諸国におけるイギリス商船の入港を規制した。かくして北海・バルト海から地中海へと至る「沿岸制度」Coast System が構築されたのである。⁽³⁾

沿岸制度の整備に伴いナポレオンはマルセイユ拠点・黒海経由の仏露通商に多大な関心を示し、前述 1801 年 9 月の仏露和親条約によって、政治的には仏露両国の友好関係を確認する一方、経済的には仏露通商条約の復活、及び黒海航行をめぐる仏土交渉の仲介を約束した。⁽⁴⁾ 続く 1802 年、ナポレオンは一連のアレクサンドル一世宛て親書において、黒海貿易を通じたフランス製品・植民地産品の対露輸出、ロシア穀物・木材の対仏輸出を展望する一方、⁽⁵⁾ 外相タレーランはマルセイユ商業会議所の請願を受けて黒海貿易の現状調査を進めたが、コンスタンチノーブル領事秘書ゴードンは、先の総裁政府時代におけるワラキア使節の経験から、南部ロシア・ドナウ諸国・西アジアがフランス葡萄酒・油脂・香水・砂糖・コーヒー・繊維製品の有望な販路であること、南部ロシアが穀物・塩漬け肉・大麻・亜麻・灰汁・タール・煙草の重要な供給地帯であるほか、モルダヴィア・

表Ⅱ-1 フランス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	イギリス	オランダ	ハンザ都市	ドイツ諸邦	バルト海世界		
						プロイセン	デンマーク	スウェーデン
1798	229.7	0.0 (0.0)	34.1 (14.8)	20.4 (8.9)	54.5 (23.7)	3.8 (1.7)	6.6 (2.9)	0.7 (0.3)
1799	282.3	0.4 (0.1)	40.4 (14.3)	33.2 (11.8)	78.8 (27.9)	11.1 (3.9)	12.9 (4.6)	0.5 (0.2)
1800	248.3	0.1 (0.0)	37.8 (15.2)	12.1 (4.9)	70.1 (28.2)	9.4 (3.8)	11.1 (4.5)	0.3 (0.1)
1801	277.4	0.4 (0.1)	41.6 (15.0)	25.6 (9.2)	73.9 (26.6)	13.3 (4.8)	9.2 (3.3)	0.9 (0.3)
1802	326.0	15.5 (4.8)	49.7 (15.2)	17.6 (5.4)	76.3 (23.4)	7.2 (2.2)	3.9 (1.2)	1.2 (0.4)
1803	349.1	17.1 (4.9)	54.6 (15.6)	22.2 (6.4)	74.1 (21.2)	13.5 (3.9)	6.6 (1.9)	1.1 (0.3)

② 輸入

1798	226.4	0.0 (0.0)	51.4 (22.7)	8.5 (3.8)	23.8 (10.5)	3.6 (1.6)	7.5 (3.3)	1.6 (0.7)
1799	219.8	0.0 (0.0)	71.5 (32.5)	6.8 (3.1)	31.6 (14.4)	2.6 (1.2)	2.6 (1.2)	1.3 (0.6)
1800	303.6	0.0 (0.0)	80.7 (26.6)	19.0 (6.3)	41.1 (13.5)	24.8 (8.2)	37.7 (12.4)	1.2 (0.4)
1801	386.2	0.0 (0.0)	103.1 (26.7)	33.0 (8.5)	47.0 (12.2)	35.3 (9.1)	20.8 (5.4)	2.1 (0.5)
1802	457.6	6.7 (1.5)	85.2 (18.6)	26.8 (5.9)	45.3 (9.9)	38.9 (8.5)	22.3 (4.9)	4.8 (1.0)
1803	473.0	2.1 (0.4)	66.8 (14.1)	6.4 (1.4)	39.1 (8.3)	64.2 (13.6)	14.7 (3.1)	5.9 (1.2)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 253- 254; 服部、前掲書、116 - 117 頁。

表Ⅱ-2 イギリス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	フランス	オランダ	ドイツ諸邦	バルト海世界			
					プロイセン	デンマーク	スウェーデン	ロシア
1798	30,219	4 (0.0)	665 (2.2)	8,073 (26.7)	344 (1.1)	401 (1.3)	47 (0.2)	610 (2.0)
1799	33,640	9 (0.0)	29 (0.1)	6,500 (19.3)	299 (0.9)	309 (0.9)	49 (0.1)	751 (2.2)
1800	38,120	1,174 (3.1)	2,795 (7.3)	9,485 (24.9)	624 (1.6)	417 (1.1)	78 (0.2)	927 (2.4)
1801	37,767	1,193 (3.2)	3,874 (10.3)	8,750 (23.2)	533 (1.4)	337 (0.9)	106 (0.3)	841 (2.2)
1802	41,412	2,390 (5.8)	4,393 (10.6)	8,005 (19.3)	818 (2.0)	427 (1.0)	91 (0.2)	1,282 (3.1)
1803	31,458	1,184 (3.8)	1,692 (5.4)	5,111 (16.2)	1,544 (4.9)	1,684 (5.4)	82 (0.3)	1,260 (4.0)

② 輸入

1798	27,858	21 (0.1)	609 (2.2)	2,092 (7.5)	968 (3.5)	176 (0.6)	226 (0.8)	2,417 (8.7)
1799	26,837	30 (0.1)	213 (0.8)	2,820 (10.5)	1,055 (3.9)	194 (0.7)	348 (1.3)	2,662 (9.9)
1800	30,571	110 (0.4)	1,007 (3.3)	2,352 (7.7)	1,734 (5.7)	242 (0.8)	309 (1.0)	2,382 (7.8)
1801	32,796	222 (0.7)	1,052 (3.2)	2,044 (6.2)	1,387 (4.2)	209 (0.6)	306 (0.9)	2,247 (6.9)
1802	31,442	424 (1.3)	1,001 (3.2)	1,192 (3.8)	1,058 (3.4)	156 (0.5)	327 (1.0)	2,182 (6.9)
1803	27,992	479 (1.7)	647 (2.3)	919 (3.3)	831 (3.0)	325 (1.2)	289 (1.0)	2,335 (8.3)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 248- 249.

ワラキアの経済価値も高いことを報告した。⁶⁾ 他方、アレクサンドル一世は駐土大使トマーラを通じて黒海航行をめぐる仏土交渉を仲介し、この結果 1802 年 6 月のアミアン条約においてフランス商人は史上初めて黒海自由航行権を獲得している。⁷⁾ 続く 1802 年 9 月 16 日、前年の和親条約に基づいて 1787 年の仏露通商条約が回復され、黒海經由仏露貿易の法的基盤が整備された。⁸⁾

なお 1802 年 3 月の終戦に伴い、統領政府はイギリス商船への規制を解除した反面、1786 年の英仏通商条約の更新は保留し、イギリスとの自由貿易を拒否した。むしろ同年 6 月 22 日の関税改革では外国植民地の熱帯産品に対して仏領産品よりも 50 - 100 % 高い差別関税を課したほか、1803 年 4 月 28 日の関税改革では 1791 年の高率関税を復活、なかでも綿製品には 8 フラン/kg の高率関税を導入し、実質的にイギリス製品の駆逐・フランス産業の保護を図った。現に戦後、対英輸出の上昇に比して対英輸入は低迷し、アミアン和平とは裏腹に両国の経済摩擦は高まった。⁹⁾

② イギリス

ピット政権は対仏同盟の再建に伴い海上封鎖を復活したが、狭義の軍需物資（武器・弾薬）のほかに軍艦資材・兵糧への転用が可能な船舶用品（木材・麻布）・穀物も禁輸品目とし、またフラン

(1,000,000 フラン)

ロシア	小 計	スペイン		地中海世界			アメリカ 合衆国
		イタリヤ	オスマン	トスカーナ	オスマン	小 計	
0.1 (0.0)	11.2 (4.9)	51.2 (22.3)	8.3 (3.6)	0.0	6.5 (2.8)	14.8 (6.4)	10.9 (4.7)
0.0 (0.0)	24.5 (8.6)	65.4 (23.2)	5.8 (2.1)	0.0	1.3 (0.5)	7.1 (2.5)	2.5 (0.9)
0.1 (0.0)	20.9 (8.4)	62.4 (25.1)	3.4 (1.4)	0.0	0.6 (0.2)	4.0 (1.6)	0.3 (0.1)
0.3 (0.1)	23.7 (8.5)	54.3 (19.6)	9.4 (3.4)	0.0	1.4 (0.5)	10.8 (3.9)	9.3 (3.4)
2.9 (0.9)	15.2 (4.7)	74.7 (22.9)	14.7 (4.5)	0.0	13.5 (4.1)	28.2 (8.7)	15.0 (4.6)
3.8 (1.1)	25.0 (7.2)	70.2 (20.1)	12.5 (3.6)	0.0	14.4 (4.1)	26.9 (7.7)	17.1 (4.9)

1.6 (0.7)	14.3 (6.3)	44.5 (19.7)	20.6 (9.1)	11.1 (4.9)	8.0 (3.5)	39.7 (17.5)	19.7 (8.7)
0.1 (0.0)	6.6 (3.0)	64.0 (29.1)	12.5 (5.7)	7.0 (3.1)	2.6 (1.2)	22.1 (10.0)	3.6 (1.6)
0.2 (0.1)	63.9 (21.9)	64.4 (21.2)	1.7 (0.6)	0.0	0.2 (0.1)	1.9 (0.6)	10.9 (3.6)
0.7 (0.2)	58.9 (15.2)	71.4 (18.5)	13.2 (3.4)	0.0	2.0 (0.5)	15.2 (3.9)	22.7 (5.9)
4.3 (0.9)	70.3 (15.4)	73.8 (16.1)	33.9 (7.4)	6.8 (1.5)	12.5 (2.7)	53.2 (11.6)	55.3 (12.1)
10.5 (2.2)	95.3 (20.2)	121.8 (25.8)	25.8 (5.5)	5.7 (1.2)	26.2 (5.5)	57.7 (12.2)	44.7 (9.4)

(1,000 ポンド：公式価格)

小 計	ポルトガル	地中海世界			アメリカ 合衆国	西インド	東インド
		イタリヤ	オスマン	小 計			
1,402 (4.6)	924 (3.1)	217 (0.7)	57 (0.2)	274 (0.9)	5,580 (18.5)	5,198 (17.2)	1,146 (3.8)
1,408 (4.2)	1,185 (3.5)	347 (1.0)	201 (0.6)	548 (1.6)	7,057 (21.0)	5,947 (17.7)	2,436 (7.2)
2,046 (5.4)	1,199 (3.1)	569 (1.5)	157 (0.4)	726 (1.9)	7,886 (20.7)	4,087 (10.7)	2,860 (7.5)
1,817 (4.8)	823 (2.2)	362 (1.0)	168 (0.4)	530 (1.4)	7,518 (19.9)	4,386 (11.6)	2,946 (7.8)
2,618 (6.3)	1,284 (3.1)	1,950 (4.7)	163 (0.4)	2,113 (5.1)	5,329 (12.9)	3,926 (9.5)	2,930 (7.1)
4,570 (14.5)	561 (1.8)	642 (2.0)	154 (0.5)	796 (2.5)	5,273 (16.8)	2,380 (7.6)	2,733 (8.7)

3,787 (13.6)	705 (2.5)	145 (0.5)	42 (0.2)	187 (0.7)	1,783 (6.4)	5,419 (19.5)	7,627 (27.4)
4,259 (15.9)	1,062 (4.0)	225 (0.8)	33 (0.1)	258 (1.0)	1,819 (6.8)	6,162 (23.0)	4,285 (16.0)
4,667 (15.3)	927 (3.0)	412 (1.3)	200 (0.7)	612 (2.0)	2,358 (7.7)	7,369 (24.1)	4,942 (16.2)
4,149 (12.7)	1,108 (3.4)	126 (0.4)	141 (0.4)	267 (0.8)	2,707 (8.3)	8,436 (25.7)	5,424 (16.5)
3,723 (11.8)	962 (3.1)	724 (2.3)	182 (0.6)	906 (2.9)	1,924 (6.1)	8,531 (27.1)	5,795 (18.4)
3,780 (13.5)	1,160 (4.1)	654 (2.3)	175 (0.6)	829 (3.0)	1,914 (6.8)	6,132 (21.9)	6,349 (22.7)

ス領内に寄港した商船だけでなく公海洋上を航行する船舶にも海上臨検を行い、さらにフランスとの直接通商にとどまらずフランス本国と仏領植民地との中継貿易も規制対象とした。これに対して北欧両国・合衆国、及びこれら中立諸国を媒介に輸出貿易を展開する普露両国は、前述 1800 年 12 月の武装中立同盟によって、禁輸品目を純粋な軍需物資に限定すること、臨検行為の実施を港湾近辺に限ること、「中立諸国の自由貿易」free ships, free goods を保証すること、以上を提唱してフランス貿易を続行したため、イギリスの対仏戦略は挫折を余儀なくされた。のみならずイギリス海外貿易は 1800 - 01 年から下落に転じ、なかでもバルト海貿易・対米通商は鈍化・縮小している（表 II - 2）。この結果、海軍向け木材が枯渇したほか、産業革命の進展・農業人口の減少から 8 分の 7 を海外市場に、うち 75 % を東欧世界に依存する穀物の不足が深刻となり、折しも 1800 年の天候不順・凶作によって国内穀価が急騰するなか、都市暴動が頻発して食糧危機は頂点に達する。⁽¹⁰⁾

以後ピット政権はバルト海貿易の閉塞を補完するレヴァント市場の開拓を急ぎ、前述 1799 年 1 月のコンスタンチノーブル条約では、政治的な英土同盟の形成と並んで、経済的にはレヴァント会社に対する両海峡・黒海・ドナウ河航行の認可、逆にフランス商人に対するオスマン領内通商の禁

表Ⅱ-3 アメリカ海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	イギリス	フランス	オランダ	ドイツ諸邦	バルト海世界		
						デンマーク	ロシア	小計
1798	61,327	11,909 (19.4)	1,477 (2.4)	4,714 (7.7)	14,563 (23.7)	1,400 (2.3)	60 (0.1)	1,562 (2.5)
1799	78,666	18,931 (24.1)		697 (0.9)	17,250 (21.9)	951 (1.2)	46 (0.1)	1,718 (2.2)
1800	70,972	19,086 (26.9)	40 (0.1)	4,373 (6.2)	8,044 (11.3)	357 (0.5)	(0.0)	473 (0.7)
1801	93,021	30,931 (33.3)	3,985 (4.3)	6,234 (6.7)	10,516 (11.3)	531 (0.6)	9 (0.0)	699 (0.8)
1802	71,957	16,084 (22.4)	7,611 (10.6)	5,051 (7.0)	6,229 (8.7)	639 (0.9)	74 (0.1)	877 (1.2)
1803	55,800	17,801 (31.9)	4,402 (7.9)	3,987 (7.1)	3,280 (5.9)	701 (1.3)	(0.0)	1,031 (1.8)

② 輸入

1798	68,552	17,331 (25.3)	1,057 (1.5)	1,757 (2.6)	3,739 (5.5)	226 (0.3)	1,007 (1.5)	1,277 (1.9)
1799	79,069	29,133 (36.8)	2,776 (3.5)	663 (0.8)	6,929 (8.8)	802 (1.0)	2,275 (2.9)	3,269 (4.1)
1800	91,253	32,877 (36.0)	3,378 (3.7)	776 (0.9)	4,999 (5.5)	377 (0.4)	1,525 (1.7)	2,282 (2.5)
1801	111,364	39,519 (35.5)	3,197 (2.9)	2,529 (2.3)	4,687 (4.2)	401 (0.4)	1,672 (1.5)	2,223 (2.0)
1802	76,350	30,266 (39.6)	1,443 (1.9)	1,683 (2.2)	3,568 (4.7)	277 (0.4)	1,706 (2.2)	2,178 (2.9)
1803	64,642	30,372 (47.0)	1,292 (2.0)	1,300 (2.0)	1,462 (2.3)	347 (0.5)	1,859 (2.9)	2,332 (3.6)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 259- 263.

止を確認している。また 1800 年 9 月のマルタ島占領は、イギリス海軍の戦略拠点としてのみならず、レヴァント貿易の中継拠点としても重要な意味をもった。現に 1800 年以降、イギリスのレヴァント貿易、なかでも輸入貿易は上昇傾向を示している(表Ⅱ-2)。レヴァント貿易への関心が高まるなか、駐土大使エルギンは 1800 年 2 月に黒海貿易について報告し、これまでバルト海経由で輸出されてきた木材・大麻が近年では港湾都市オデッサから黒海経由で輸出されていること、バルト海経由の木材輸出が専らイギリス市場を主要販路とするのに対して、黒海経由の木材輸出はフランス海軍を主な顧客としていることを警告し、イギリス商人の黒海参入を提言している。⁽¹¹⁾

続くアディントン内閣は 1801 年 4 月のコペンハーゲン条約によってデンマーク武装中立主義を解除する一方、ロシア帝位の交代・英露関係の回復を契機として同年 6 月 17 日に英露航海条約を締結し、バルト海貿易の危機は終息する。⁽¹²⁾ また英仏戦争の終結に続く 1802 年 7 月 24 日のオスマン勅令はイギリス商船の黒海自由航行を正式に認め、旧来制限されてきたイギリス商人の穀物・獣脂・木材輸入を解禁するとともに、従来ロシア商人のみ享受してきた特恵税率をイギリス商人にも適用した。⁽¹³⁾ かくしてイギリスは英露両国の独占してきた地中海・黒海貿易への参入を実現し、以後レヴァント会社の貿易活動は未曾有の繁栄を記録、政府も補助金給付を停止する。⁽¹⁴⁾

③ アメリカ

交戦諸国の直接通商が停止するなか、中立国家アメリカの中継貿易は未曾有の発展を遂げる。なかでも各国西インド植民地との取引が輸出・輸入とも全体の 30 %前後を占め、相互に敵対するヨーロッパ各国はアメリカ商船を媒介として従来の植民地貿易を維持したことがうかがえる。その一環としてバルト海貿易も着実に上昇しており(表Ⅱ-3)、依然としてデンマーク向け熱帯産品の輸出・ロシア船舶用品の輸入を中軸とするが、なかでも在露領事ハリスの着任を背景としてアメリカのロシア産品輸入は 1803 年に両国史上最大の水準に達している(表Ⅱ-4)。

アメリカ商船の中継貿易は国際紛争の続く地中海方面にも及び、その中心はリヴォルノ経由のイタリア貿易にあったが、スミルナ拠点のオスマン通商に加えて、エジプト経由のコーヒー輸入も開始している。⁽¹⁵⁾ 1801 年 5 月にはトリポリ地方政権のアメリカ商船拿捕事件が発生したが、ジェファーソン政権は現地へ海軍を派遣する一方(トリポリ戦争：1801 - 05 年)、在露領事ハリスはアレクサンドル一世に救援を求め、同帝はトリポリの宗主国家オスマン政府にアメリカ商船の解放を

(1,000 ドル)

イベリア 諸国	地中海世界	西インド				計	東インド
		英領	仏領	西領	その他		
3,097 (5.0)	1,692 (2.8)	4,256 (6.9)	5,317 (8.7)	5,081 (8.3)	5,088 (8.3)	19,742 (32.2)	449 (0.7)
5,250 (6.7)	1,920 (2.4)	6,285 (8.0)	2,777 (3.5)	8,993 (11.4)	9,274 (11.8)	27,329 (34.7)	606 (0.8)
6,313 (8.9)	3,923 (5.5)	6,405 (9.0)	5,123 (7.2)	8,270 (11.7)	3,641 (5.1)	23,439 (33.0)	1,177 (1.7)
4,852 (5.2)	2,662 (2.9)	9,700 (10.4)	7,148 (7.7)	8,438 (9.1)	2,240 (2.4)	27,526 (29.6)	1,636 (1.8)
2,345 (3.3)	3,215 (4.5)	6,689 (9.3)	6,711 (9.3)	6,016 (8.4)	4,221 (5.9)	23,637 (32.8)	1,497 (2.1)
4,396 (7.9)	2,205 (4.0)	5,715 (10.2)	3,684 (6.6)	877 (1.6)	4,652 (8.3)	14,928 (26.8)	355 (0.6)

2,478 (3.6)	726 (1.1)	2,926 (4.3)	15,380 (22.4)	8,139 (11.9)	3,867 (5.6)	30,312 (44.2)	8,707 (12.7)
4,091 (5.2)	753 (1.0)	6,083 (7.7)	2,023 (2.6)	10,974 (13.9)	6,478 (8.2)	25,558 (32.3)	6,448 (8.2)
4,674 (5.1)	1,105 (1.2)	5,774 (6.3)	9,335 (10.2)	10,588 (11.6)	4,252 (4.7)	29,949 (32.8)	11,795 (12.9)
4,615 (4.1)	902 (0.8)	6,968 (6.3)	13,593 (12.2)	12,800 (11.5)	5,476 (4.9)	38,837 (34.9)	14,125 (12.7)
1,869 (2.4)	436 (0.6)	4,308 (5.6)	9,101 (11.9)	4,326 (5.7)	3,307 (4.3)	21,042 (27.6)	8,479 (11.1)
1,633 (2.5)	294 (0.5)	4,381 (6.8)	4,552 (7.0)	1,818 (2.8)	3,367 (5.2)	14,118 (21.8)	7,765 (12.0)

表Ⅱ-4 アメリカのバルト海貿易：主要品目の相手市場

① 輸出 (砂糖・コーヒー・煙草：1,000 デンマーク・リヴル/ラム：ホッグスヘッド)

	砂糖		ラム		コーヒー		煙草	
	計	デンマーク	計	デンマーク	計	デンマーク	計	デンマーク
1798	3,276	3,262 (99.6)	2,096	2,087 (99.6)	1,428	1,428 (100)	250	250 (100)
1799	3,683	3,417 (92.8)	1,822	1,822 (100)	626	621 (99.2)	2,703	2,694 (99.7)
1800	1,377	1,338 (97.2)	1,147	1,147 (100)	430	379 (88.1)	500	500 (100)
1801	4,381	3,560 (81.3)	781	721 (92.3)	1,163	1,081 (92.9)	222	222 (100)
1802	2,056	2,056 (100)	3,594	3,445 (95.9)	404	294 (72.8)	294	274 (93.2)
1803	1,802	1,634 (90.7)	7,512	6,727 (89.6)	270	238 (88.1)	591	523 (88.5)

② 輸入 (鉄・大麻・縄類：シップボンド/帆布：反=31.4m)

	鉄		大麻		帆布		縄類	
	計	ロシア	計	ロシア	計	ロシア	計	ロシア
1798	17,757	14,575 (82.1)	22,169	17,618 (79.5)	47,227	35,478 (75.1)	1,703	868 (51.0)
1799	28,020	23,952 (85.5)	28,534	25,223 (88.4)	24,571	21,611 (88.0)	2,796	2,003 (71.6)
1800	13,764	10,641 (77.3)	3,492	3,492 (100)	6,464	6,276 (97.1)	1,753	1,728 (98.6)
1801	30,698	26,037 (84.8)	22,870	22,604 (98.8)	37,135	33,100 (89.1)	8,365	4,858 (58.1)
1802	36,516	30,715 (84.1)	24,571	23,695 (96.4)	12,853	10,408 (81.0)	1,692	1,438 (85.0)
1803	44,698	41,226 (92.2)	38,922	35,609 (91.5)	35,763	34,255 (95.8)	1,433	1,077 (75.2)

典拠) A. Rasch, op. cit., pp. 43-46, 50-54.

要請するとともに、アメリカ商船の海峡・黒海自由航行を提言している。この試みは挫折するが、米露貿易がバルト海経由のみならず黒海・地中海経由でも志向された点は留意されよう。⁽¹⁶⁾

④ ロシア

パーヴェル一世は、1799年の三国同盟によって統領政府への経済制裁を援護し、イギリスのバルト海封鎖を支援する一方、オスマン政府にフランス地中海貿易の規制を要請した。⁽¹⁷⁾しかし1800年に対仏同盟から離脱して仏露提携を追求するなか、同年10月30日には一転してイギリス商船の拿捕を開始、同年11月にはイオニア諸島のロシア艦隊が地中海の封鎖を試み、同年12月には武装中立同盟を先導してイギリス経済を圧迫した。続く1801年1月・2月にはイギリス向け木材・穀物輸出を全面禁止し、封鎖体制は頂点に達する。以上の措置は、対外的にはイギリスの海軍増強・対仏戦略を撓乱した反面、国内的には領主階級のイギリス向け生産や織布工場の安価なイギリス綿糸の輸入を阻害し、国内不満を醸成して1801年のクーデターの一因になったと言える。⁽¹⁸⁾

このため新帝アレクサンドル一世は、クーデターを支援した親英官僚・領主勢力の意向を踏まえ、

表Ⅱ-5 ロシア海外貿易：経路内訳 (1,000 ルーブリ)

	輸 出			輸 入		
	総 額	黒海経由	うちオデッサ	総 額	黒海経由	うちオデッサ
1798	63,379 (100)		90.977	48,188 (100)	581.722 (1.2)	117.888 (20.3)
1799	68,997 (100)		111.258	41,051 (100)	822.825 (2.0)	303.822 (36.9)
1800			287.540		594.357	264.651 (44.5)
1801			519.906			501.820
1802	63,300 (100)	2,132.072 (3.4)	1,534.114 (72.0)	45,800 (100)	1,467.119 (3.2)	719.982 (49.1)
1803	67,100 (100)	3,939.240 (5.9)		44,500 (100)	2,368.708 (5.3)	

※ 黒海経由のカッコ内数値は貿易総額に占める%、オデッサ貿易のカッコ内数値は黒海貿易に占める%。

典拠) V. G. Sirotkin, op. cit., p. 80. オデッサ貿易の総額は、M. L. Harvey, op. cit., p. 76; P. Herlihy, *Odessa*, pp. 19, 39.

1801年5月の関税改革によってイギリス製品（繊維製品・金属製品・陶磁器・ガラス）の輸入を解禁したほか、他の品目への高率関税も緩和し、自由貿易路線へと復帰した。また英露国交の回復とともに通商条約の更新を試み、同年6月の英露航海条約によって両国の自由貿易を確認したが、外務官僚パーニンはバルト海諸国の武装中立同盟に配慮し、戦時の中立貿易も確認している。⁽¹⁹⁾

戦後1802年の大臣制度導入に伴い、初代商務大臣ルミアンツェフ（1802 - 10年）が通商政策を主導する。商相ルミアンツェフはバルト海貿易を通じたイギリス経済への従属を懸念して黒海拠点の独自の貿易体系、とりわけフランス通商を志向し、前述1801年の和親条約に従って1802年9月に1787年の仏露通商条約を回復する。⁽²⁰⁾ 続く1803年5月13日の関税改革では黒海貿易の25%関税免除を復活し、1804年3月5日にはオデッサ通過貿易の自由を承認、18ヶ月以内の貨物保管には対外関税を免除した。⁽²¹⁾ またアレクサンドル一世は輸出貿易の前提として農業振興を重視し、1801年12月の勅令によって都市民・国有地農民の未開墾地購入を許可する一方、1803年2月の勅令では領主の任意に基づく有償方式（土地割譲）・村落単位の農奴解放を認めた。⁽²²⁾ 黒海貿易に不可欠な南部植民については、1801年の勅令でドナウ河経由の移民を規制し、バルカン農民の流出を警戒するオスマン政府を懐柔した反面、黒海経由で流入した移民にはロシア市民権を付与した。続く1802年1月の勅令はオデッサ市民に25年間の免税措置、軍隊向け宿営提供の免除を認め、都市人口の拡大を図った。⁽²³⁾ さらに同年10月の勅令は新ロシアを再びニコライエフ・エカチェリノスラフ・タヴリダ三県に分離し、ニコライエフ県知事から独立したツァーリ直属のオデッサ市長としてフランス亡命貴族リシュリユー Richelieu（1803 - 14年）を任命した。⁽²⁴⁾

世紀転換期のロシア海外貿易は、1798・1802年の名目総額を比較した場合、対仏戦争にも関わらず輸出6,000万・輸入4,000万ルーブリの水準を維持し（表Ⅱ-5）、戦費調達に伴う紙幣増発・通貨減価を考慮しても大きな変動は無い。その一方、対仏戦争に伴う露土同盟の形成・イオニア諸島の確保は、両海峡・地中海航行の安全を前提とする黒海貿易の成長を促し、18世紀末段階では輸出・輸入それぞれ100万ルーブリ程度と推定される黒海諸港の取引総額は、1802年には輸出200万ルーブリ・輸入150万ルーブリまで、国際紛争が終結した1803年には輸出400万ルーブリ・輸入250万ルーブリまで、上昇している。この結果、ロシア貿易総額に占める黒海貿易の比重も18世紀末の2.5%程度から1802年には3%、1803年には5 - 6%まで伸張した（表Ⅱ-5）。

なかでも新興都市オデッサの成長は目覚ましく、1799 - 1802年において輸出総額は10万ルーブリから150万ルーブリへと、輸入取引も80万ルーブリから150万ルーブリへと拡大し、1802年の黒海貿易において輸出の70%、輸入の50%、寄港船舶の65%を吸収し、黒海貿易の主導的な地位を確立する。⁽²⁵⁾ オデッサ寄港船舶の船籍を見れば（表Ⅱ-6）、オスマン臣民たるギリシア商人が依然全体の36%を占める一方、ロシア商人の比重も20%まで上昇したが、その大半はオデッ

サに移住し、ロシア市民権を獲得したギリシア商人と推定される。英仏商船は 1802 年の国際条約・オスマン勅令によって黒海海域への参入を公認されたが、その比重はなお低い。ギリシア商人はロンドン初めヨーロッパ主要市場に血族のネットワークを形成しており、英仏両国の黒海通商はこうしたギリシア商人を媒介として展開されたとされる。

オデッサの主力輸出産品は、後背の黒土地帯・南部ステップで生産される各種穀物、とりわけ小麦から成り、1802 年のオデッサ輸出総額 1,525,671 ループリのうち 1,329,776 ループリは穀物であったとされる。黒海諸港の穀物輸出は、前述の如く 1790 年代には年間平均 8 万チェトベルチを記録したが、1802 年には 52 万チェトベルチへと激増し、1803 - 04 年にはさらに倍加して 100 万チェトベルチの大台に達した (表 II - 7)。(26) 販路は不詳ながら、プレイヤーによればその 25% はマルセイユに向かったとされる。

また 1799 - 1800 年に深刻な凶作・食糧不足を見たイギリスに関しては、オデッサから直接の穀物輸送こそなかったものの、英露両国の支配するマルタ島・イオニア諸島、あるいは地中海貿易の中継拠点リヴォルノを経由して、一定の穀物輸出が展開されたものと推定されている。ソウルによれば、イギリス穀物輸入において間接貿易の形態で流入した黒海穀物の割合は、戦中の 1801 年に 8.4% を記録したものの、アミアン和約後は 1802 年で 1%、1803 年で 1.8% へと低落している。黒海貿易が戦時の海上封鎖に伴うバルト海貿易の攪乱を代替したことが確認できよう。(27)

なおロシア海外貿易の輸出品目において (表 II - 8)、船舶用品 (大麻・亜麻・木材)・鉄は依然全体の 30% を占めるが、穀物も 17 - 18% の比重まで躍進し、主力品目の一翼を担うに至っている。南部農業の発展・黒海貿易の開拓が、ロシア穀物輸出の拡大に大きく寄与したと言えよう。

表 II - 8 ロシア海外貿易：主要品目内訳

① 輸出

(1,000,000 ループリ)

年度	総額	大麻・亜麻	木材	鉄	繊維製品	油脂	穀物
1802	63.3 (100)	15.1 (23.9)	1.44 (2.3)	4.62 (7.3)	3.71 (5.9)	11.5 (18.2)	11.1 (17.5)
1803	67.1 (100)	19.1 (28.5)	2.02 (3.0)	4.63 (6.9)	3.58 (5.3)	12.0 (17.9)	12.7 (18.9)

② 輸入

(1,000,000 ループリ)

年度	総額	鉱物	金属製品	化学製品	繊維製品	砂糖	茶
1802	45.8 (100)	0.86 (1.9)	0.59 (1.3)	3.53 (7.7)	15.8 (34.5)	5.57 (12.2)	1.88 (4.1)
1803	44.5 (100)	0.88 (2.0)	0.64 (1.4)	2.93 (6.6)	13.6 (30.6)	6.04 (13.6)	1.68 (3.8)

典拠) メンデリソン (飯田貫一他訳) 『恐慌の理論と歴史』[全 4 巻] 青木書店 1961 年、第 4 巻、428 - 441 頁。

⑤ オスマン帝国

オスマン帝国の域内貿易はフランスのイオニア併合・エジプト遠征によって大幅に攪乱され、帝都向け食糧供給は 18 世紀末の 500 万キラから 19 世紀初頭の 300 万キラへと減少している。なかでも 18 世紀末に合算で 50% を占めた地中海沿岸地帯 (ギリシア・エジプト) の絶対的・相対的下落が著しく、フランス占領下のエジプトに至っては穀物供給をほぼ停止している (表 II - 9)。このためオスマン政府は、1740 年のカピチュレーションを停止してフランス商人のレヴァント貿易を規制する一方、1799 年の三国同盟を後盾としてフランスの領土拡張を牽制し、1800 年のコンスタンチノーブル条約及びエル・アリシュ条約によってそれぞれイオニア諸島・エジプト太守への宗主

表 II - 6 オデッサの船舶寄港 (1803 年)

船籍	隻
オスマン	353 (36.2)
オーストリア	295 (30.2)
ロシア	225 (23.1)
イオニア	37 (3.8)
フランス	22 (2.3)
イギリス	7 (0.7)
その他	38 (3.9)
計	977 (100.0)

典拠) N. E. Saul, *Russia and the Mediterranean World 1797- 1807*, Chicago, 1970, pp. 178- 179.

表 II - 7 黒海諸港の穀物輸出

年	chetvert
1791- 1800 (平均)	84,700
1802	519,211
1803	950,141
1804	1,004,108

典拠) 1791-1800 年の平均は前掲表 I - 10, 1802- 04 年の数値は、N. E. Saul, *op. cit.*, p. 179, n. 13.

権を獲得・回復することに成功した。また地中海貿易の閉塞を補填する必要から黒海貿易の統制、とりわけルーマニア通商の規制を強化し、フランスのルーマニア領事設置権を剥奪する一方、1799年にはルーマニア両国のドナウ河経由オーストリア・ポーランド向け木材輸出を制限したほか、1802年には食肉の海外輸出を禁止した。この結果、食糧供給における黒海沿岸地帯＝バルカン東部の役割は高まり、当該期を通じて供給総量は150万キラから200万キラへと3割の増大を、全体に占める比重も30%から過半の60%へと急増している（表Ⅱ-9）。⁽²⁸⁾

こうしてオスマン政府は英露両国の後援によって帝国経済の再建に成功するが、しかしながらその代償としてルーマニア・黒海貿易の独占体制を縮小したことも確かである。まず1799年の英土同盟では、同盟条約の条件としてイギリス商船の黒海航行を暫定的に認め、戦後1802年7月の勅令によってイギリス商人の黒海航行権を公式に認可するに至った。また仏土関係を修復した1802年6月のアミアン条約では、フランス商人のカピチュレーションを回復するに伴い、フランス商人に対しても初めて黒海航行の権利を認めている。さらに上述1802年10月の勅令は、露土同盟の見返りとしてルーマニア君主人事におけるツァーリの裁可権を認めるとともに、ルーマニア穀物供給制度を調整し、規定品目を除いてオスマン政府の先買特権を廃止すること、規定品目は時価支払で取引されること、その供給総量は両国の合議で決定され、かつ上限が設定されること、以上を確認している。こうして、既に黒海貿易の権利を享受する露境商人に加えて今や英仏商人が黒海貿易に参入したほか、オスマン帝国のルーマニア穀物徴発はロシア政府の監督によって縮小を余儀なくされ、かくしてオスマン帝国の黒海独占は最終的に崩壊する一方、ルーマニア両国はオスマン帝国経済の周辺地域から漸次脱却して世界市場に接続してゆくのである。⁽²⁹⁾

表Ⅱ-9 オスマン帝国の穀物調達市場 (1,000キラ)

	総計	黒海沿岸		マルマラ海 沿岸	地中海沿岸		
		ルメリア	アナトリア		ルメリア	アナトリア	エジプト
1795- 1800	5,021 (100)	1,567 (31.2)	120 (2.4)	887 (17.7)	1,452 (28.9)	5 (0.1)	989 (19.7)
1800- 1805	3,144 (100)	1,970 (62.7)	142 (4.5)	333 (10.6)	669 (21.3)		28 (0.9)

典拠) T. Güran, *op. cit.*, p. 40.

註

- (1) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 48- 50; 吉田、前掲書、127頁。
- (2) H. Ragsdale, "A Continental System in 1801: Paul I and Bonaparte", *Journal of Modern History*, Vol. 42, 1970.
- (3) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 77- 78; 吉田、前掲書、141 - 144頁。
- (4) V. G. Sirotkin, "Le renouvellement en 1802 du traité de commerce franco- russe de 1787", *La Russie et l'Europe XVIIe-XXe siècles*, Paris, 1970, pp. 89- 90; A. I. Anthoine, *op. cit.*, pp. 249- 251.
- (5) V. G. Sirotkin, *op. cit.*, pp. 84- 85; P. Herlihy, *Odessa*, pp. 18- 19.
- (6) V. G. Sirotkin, *op. cit.*, pp. 80- 84; V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 4- 5. 他にもスミルナ領事A・ローボー Raubaud はイギリス・レヴァント会社の活動はフランス商人と競合する危険が少ないこと、クレタ副領事V・T・フルサード Fourcade はフランス黒海貿易を拡大する手段として南部ロシアのオデッサ・ヘルソン、ルーマニアのヴァルナ・ガラツ諸港の使用を推奨すべきこと、以上を指摘している。
- (7) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 22- 23; A. I. Anthoine, *op. cit.*, pp. 252- 256.
- (8) V. G. Sirotkin, *op. cit.*, pp. 90- 91.
- (9) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 83- 84; 吉田、前掲書、146 - 150頁。
- (10) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 71- 75, 85- 88; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 84- 85; R. G. Albion, *Forests and Sea Power: The Timber Problem of the Royal Navy*, Cambridge, Ma., 1926, pp. 316- 345; W. F. Galpin, *The Grain Supply of England during the Napoleonic Period*, Philadelphia, 1925 (Reprint ed., New York), pp. 123- 134.

- (11) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 182- 183; T. J. Hope, "Britain and the Black Sea Trade", pp. 172- 173.
- (12) 吉田、前掲書、145 頁; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 56, pp. 105- 134.
- (13) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 180- 181, 186- 187; C. Issawi, *The Economic History of Turkey 1800- 1914*, Chicago, 1980, pp. 85- 86; A. Ü. Turgay, "Ottoman- British Trade through Southeastern Black Sea Ports during the Nineteenth Century", J.- L. Bacqué-Grammont/ P. Dumont (ed.), *op. cit.*, pp. 299- 300.
- (14) A. I. Bagis, "British Economic Policy in the Ottoman Empire under George III", W. Hale/ A. I. Bagis (ed.), *Four Centuries of Turco- British Relations: Studies in Diplomatic Economic and Cultural Affairs*, Pickering, 1984, pp. 46- 47; P. Cernovodeanu, "British Economic Interests in the Lower Danube and the Balkan Shore of the Black Sea between 1803 and 1829", *Journal of European Economic History*, Vol. 5, 1976, pp. 106- 109. 代理公使 A・ストラトン Alexander Straton (1803 年) は『黒海の家運・貿易』*Black Sea Navigation and Trade* を執筆し、穀物・木材の調達市場、工業製品・植民地産品の販売市場としてなかでもルーマニア両国との貿易関係を展望している。
- (15) H. A. Reed, "Yankees at the Sultan's Port: The First Americans and Early Trade with Smyrna and Mocha", J. -L. Bacqué- Grammont/ P. Dumont (ed.), *Contributions à l'histoire économique et sociale de l'Empire Ottoman*, Leuven, 1983.
- (16) J. A. Field, *op. cit.*, pp. 27- 67; N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 40- 41.
- (17) なお対仏戦争の再発に伴う貿易活動の攪乱を背景として新規市場が模索され、1799 年には「露米会社」Russian American Company が通商特許を獲得、シベリア経由の露領アメリカ (アラスカ) 通商に着手している。
- (18) D. S. Macmillan, "Paul's 'Retributive Measures' of 1800 against Britain: The Final Turning-Point in British Commercial Attitudes towards Russia", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 7, 1973, pp. 69- 71, 75- 76.
- (19) D. S. Macmillan, "Russo- British Trade Relations under Alexander I", *Canadian- American Slavic Studies*, Vol. 9, 1975, pp. 439- 440; 伊藤昌太「19 世紀前半期ロシアの関税問題」『西洋史研究』新輯第 9 号 1966 年、7 頁。
- (20) H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 103- 104; V. G. Sirotkin, *op. cit.*, pp. 79- 80, 86- 89. ルミアンツェフは 1795 年に在外勤務より帰国した後、歴代諸帝の財政・通貨政策を補佐し、1801 年には運河・河川整備に従事して物資輸送の促進、輸出貿易の拡大に努めていた。D. L. Schlafly, "Rumiantsev, Nikolai Petrovich", *MERSEH*, Vol. 32, pp. 11- 15.
- (21) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 65- 66; V. Kardasis, *op. cit.*, pp. 100- 101.
- (22) 田中・倉持・和田編、前掲書、113 - 114 頁。
- (23) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 24- 34.
- (24) リシュリユーはルイ 13 世時代の高名な宰相リシュリユー公爵の甥の息子にあたり、大祖父が創設したアカデミーを卒業した後、1783 - 84 年にヨーロッパ各地を旅行して見聞を広めた。1789 年にはスヴォロフ指揮下のロシア軍隊に参加し、1790 年にオスマン軍隊との戦闘で負傷したものの、エカチェリーナ二世から功績を評価され、勲章を授与されている。その後フランス本国における革命政権の崩壊によって 1801 - 02 年に一時帰国したが、コルシカ出身の元首に対する嫌悪、ロシア新帝に対する好意から再びロシアを訪問していた。
- (25) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 19- 20; N. E. Saul, *Mediterranean World*, pp. 177- 180.
- (26) なお当該期のロシア穀物輸出総量が不明なため、黒海貿易の位置を判定することは困難であるが、P・ハリヒーは 19 世紀初頭のロシア小麦輸出に占める黒海諸港の比重として 16.3 % という数値を挙げている。P. Herlihy, *Odessa*, pp. 19- 20. これは A・カハンが 1790 年代について示した 20 % の比重に対して後退を意味するが (前掲表 I - 10)、いずれにせよ黒海諸港が穀物輸出の重要な経路として機能したことに変わりはないと言えよう。
- (27) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 9- 10; W. F. Galpin, *op. cit.*, pp. 10- 11; C. J. Fuchs, "Der englische Getreidehandel und seine Organisation", *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F., Bd. 20, 1890, S. 14; N. E. Saul, *Mediterranean World*, p. 178, n. 8.
- (28) M. M. Alexandrescu- Dersca, "Les rapports économiques", pp. 324- 325; F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 294- 295, 304- 306.
- (29) なお 1792 - 1806 年のワラキア関税統計によれば、市場価格に基づく新たな自由取引として、オスマン市場に家畜・酪農品・加工食品・繊維製品・獣皮・木材・果実・塩を輸出する一方、オスマン市場より繊維原料・繊維製品・皮革製品・魚介類・果実・タバコ・香料を輸入したとされる。取引の性格はなお一次産品輸出・工業製品輸入という本国・属国関係を体現するものになっていると言えよう。F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 315- 318.

〔Ⅲ〕フランス第一帝制と第三回対仏同盟（1803—11年）

（1）外交関係

当該期には、第一帝制の樹立をめぐる英露同盟の再建、続く仏土関係の接近と露土戦争の再発、さらには仏露同盟の形成と英土同盟の成立、以上の如き同盟関係の頻繁な再編が見られる。

① フランス第一帝制の成立と三国同盟の再建

ナポレオンはアミアン和約に反してオランダ・イタリア支配を維持し、1802年8月の憲法修正によって終身統領に就任する一方、イギリス政府もフランス軍事政権の台頭を警戒してマルタ駐留を続行したため、早くも1803年5月に英仏戦争が再発する。⁽¹⁾以後ナポレオンはハノーヴァー・イタリア南部に侵攻する一方、1804年3月にはブルボン王族アンガン公の処刑・フランス民法典の交付によって支持基盤を確立、同年5月の憲法改正で第一帝制を樹立する。他方、外相タレーラン（1804—07年）は対仏包囲を警戒して露土両国と接近し、アレクサンドル一世にはオスマン領土分割を条件とする仏露提携を打診した反面、⁽²⁾セリム三世には駐土大使ブリュヌ Guillaume Brune（1802—04年）を通じてオスマン領土保全を前提とする帝位承認・両海峡通航権を要求した。⁽³⁾アディントン内閣・ピット内閣（1804—06年）も駐露大使ワーレン John Warren（1802—04年）・後任レヴェソン＝ゴワ Leveson-Gower（1804—07年）、及び駐土大使エルギン・後任アープスノート Charles Arbuthnot（1804—07年）を通じて英露同盟の復活・英土同盟の維持に努めた。⁽⁴⁾

英仏両国から同盟関係を求められるなか、ロシア宰相＝外相A・R・ヴォロンツォフは、商業参議会長官の経験から商業利害に立脚した外交政策を唱え、領土経済を攪乱した先帝パーヴェルの積極外交や海外市場を縮小したコチュベイの中立外交を批判し、むしろフランスの地中海・黒海進出を阻止するべく英露同盟の締結を主張した。⁽⁵⁾また祖国ポーランドの独立を希求する外相補佐チャルトリスキーは、1803年の覚書『外交方式』において大国の膨張主義を予防＝小国の独立状態を保障する国家連合を提唱し、当面はフランスの領土拡張を阻止する手段として英露両国の対仏同盟を支持した反面、フランス単独のオスマン支配に備えた列国のオスマン領土分割も検討している。⁽⁶⁾以後アレクサンドル一世はイギリス特使ノヴォシリツェフを派遣して英露同盟を交渉する一方、駐土大使イタリンスキー Andrei Yakovlevich Italinsky（1803—06年）を派遣して仏土同盟の成立を妨害し、1803年12月には仏露国交を断絶する。⁽⁷⁾続く第一帝制の成立を契機に同帝は対仏提携を急ぎ、1804年5月の普露密約・同年10月（11月）の奥露密約によって東欧三国の連携を確認しつつ、続く1805年3月30日（4月11日）に英露同盟を締結する一方、⁽⁸⁾同年9月21日に露土同盟を更新し、秘密条項ではロシア軍艦の排他的な海峡通航とオスマン軍隊の対仏出兵を確認した。⁽⁹⁾

他方オスマン政府は、イオニア併合・エジプト遠征以来、フランスの膨張主義を警戒した反面、エジプト解放の代償として黒海進出を図るイギリス外交にも疑念を抱き、1803年7月20日にはさしあたり英仏戦争への中立を表明した。しかし続く1805年11月7日、フランス第一帝制が同盟締結の最後通牒を通告するに及び、セリム三世はフランス大使ブリュヌの強制送還をもって応え、以後1798年の英土同盟・上記1805年の露土同盟を通じて対仏同盟に合流する。⁽¹⁰⁾かくしてフランス包囲を共通利害とする三国同盟が復活し、露土両国は再び連帯関係に入ったのである。

なおアメリカ合衆国・ジェファーソン政権は、1803年4月のサン・ロレンソ条約で仏領ルイジアナを買収、広大な西部地帯を獲得する一方、間接的にフランス軍事財政の補充に寄与した。⁽¹¹⁾また英仏戦争の再発に伴い、1803年に初代ペテルブルク領事ハリス Levett Harris を派遣して米露関係の安定に努めたが、アレクサンドル一世はルーマニア進出の手本としてルイジアナ買収問題に興味を示す一方、宰相ヴォロンツォフも米露貿易の手段として領事着任を歓迎している。⁽¹²⁾

② 仏土関係の接近と露土戦争の再発

ロシア黒海艦隊は1805年7月にイオニア諸島を制圧する一方、イギリス海軍は同年10月のトラファルガー海戦に勝利したが、フランスは同年10月のウルム会戦・12月のアウステルリッツ三帝会戦に連勝し、同年12月26日のプレスブルク条約＝仏墺講和によってイストリア・ダルマツィアを獲得、アドリア支配を拡充した。⁽¹²⁾以後ナポレオンは衛星国家の血族支配を進め、1806年3-7月にナポリ国王・オランダ国王・ベルク大公として実兄ジョゼフ・実弟ルイ・義弟ミュラを任命する一方、同年7月に「ライン同盟」を編成して神聖ローマ帝国を解消した。また英露同盟に対抗した仏土同盟を志向し、駐土大使セバスチャーニ Horace Sebastiani (1806-08年) はクリミア奪回を、⁽¹³⁾ ヤッシー領事レイナル Charles Reinhard はルーマニア支配の回復を打診している。⁽¹⁴⁾

対してセリム三世も三帝会戦の敗戦・仏墺講和の成立に失望して英露両国との連携を放棄し、むしろフランスの軍事支援を後盾としたバルカン・黒海支配の回復を志向する。以後1806年1月10日には主要国として初めてフランス元首の帝位を公認し、続く8月24日には親露派のモルダヴィア君主A・モルズィ及びワラキア君主C・イプシランティを廃位、新たに親土派の後任君主S・カリマキ Scarlat Callimachi 及びA・スーツ Alexsandru Sutu (同年8-10月) を任命している。⁽¹⁵⁾ また同年9月には対仏戦争への中立を表明し、露土同盟の秘密条項を破棄してロシア海軍の海峡通航を制限する一方、1807年1月25日には1798年の英土同盟が満了・失効した。⁽¹⁶⁾

アレクサンドル一世は、1805年に親英派・宥和派の宰相＝外相ヴォロンツォフが引退・死去して間もなく外相補佐チャルトリスキーを更迭、軍部出身の外相プトベルク Andrei Gotthard Budberg (1806-08年) を登用して対仏戦争に対処した。⁽¹⁷⁾ しかし一連の敗戦・仏墺講和の樹立を契機に外交方針の転換を迫られ、フランス亡命貴族オーブリ Pierre Yakovlevich Oubril をパリ特使として派遣し、1806年7月20日の休戦協定によってロシアのイオニア放棄・フランスのドイツ撤兵を確認する。⁽¹⁸⁾ また駐土大使イタリンスキーはツァーリの事前承認無きオスマン政府のルーマニア君主人事に強く抗議し、この結果同年10月にモルダヴィア君主モルズィ及びワラキア君主イプシランティ (1806-07年) が復位したほか、ロシア海軍の海峡通航も回復して露土緊張も収拾するに至った。かくして仏露講和が成立するかに見えたが、主戦派の外相プトベルクは軍事作戦での解決に固執し、休戦協定の批准を拒否して対仏戦争を続行する一方、南方進出の野心からルーマニア君主問題を口実として同年11月にモルダヴィア侵攻を開始し、対してセリム三世もフランスの後盾を期待して12月に宣戦、露土戦争 (1806-12年) が再発するのである。⁽¹⁹⁾

イギリス・グレンヴィル内閣 (1806-07年) は野党ウィッグの外相フォックスを起用して挙国体制を築き、ライン同盟の結成を契機として1806年9月に英普同盟を組織した。また仏土接近を阻止するべく駐土大使アープスノートを通じて英土同盟の破棄を非難する一方、ルーマニア問題に介入してロシアの主張を支持し、1807年2月には提督ダックウォース Duckworth を派遣して同盟再建を求めた。⁽²⁰⁾ しかしセリム三世はフランス大使セバスチャーニの助言から交渉を拒み、同年3月にはダーダネルス海峡より帰還するイギリス艦隊を砲撃、英土両国も戦争状態に入る。⁽²¹⁾

③ 1807年のティルジット条約と仏露同盟の形成

ナポレオンは1806年10月のイエナ・アウエルシュタット会戦でプロイセンを敗った反面、海上ではイギリス海軍の優位を崩せず、同年11月22日のベルリン勅令＝大陸封鎖によってイギリス経済の圧迫を図った。しかし大陸封鎖の達成にはバルト海最大の輸出国家ロシアの参加が不可欠であったから、1807年6月のフリートラント会戦の勝利を契機に仏露講和を打診する。他方、アレクサンドル一世も対土戦線に軍隊主力を投入する必要から対仏戦争の終息を急ぎ、同年6月25日 (7

月7日)にティルジット条約が締結された。当該条約は、一方では両国の休戦とフランスのイオニア諸島・ダルマツィア回復を確認した講和条約であっただけでなく、他方ではフランスの中欧覇権とロシアのルーマニア支配を相互に尊重する両国のヨーロッパ分割協定、及びこれを前提に両国の対英協調を保証する軍事同盟でもあった。こうしてかつて18世紀末に試みられて挫折した、仏露協調を前提とするロシア南下政策の原則がここに再現したのである。以後フランスは駐露大使コランクール Armand Augustin Louis de Caulaincourt (1707 - 11年)を通じて公式の同盟交渉を開始する。⁽²²⁾ なお同年7月9日のティルジット条約=仏普講和は、仏露講和とは対照的に、否むしろ仏露両国の密約の故に、プロイセンに対してエルベ以西・ポーランドの放棄と「ヴェストファーレン王国」・「ワルシャワ大公国」の建設、巨額の賠償支払など、過酷な内容を強制したのである。

大陸封鎖の実現にはズンド海峡を領有するデンマークの動向も重要な鍵を握った。このため第一帝制は1807年7月よりハンザ都市・北ドイツに駐留して南部国境を威嚇し、大陸制度の受諾と対英同盟の締結・ズンド海峡の封鎖を迫った。⁽²³⁾ 他方、ポートランド内閣(1807 - 09年)の外相G・キャニング George Canning は、普露両国が戦線を離脱するなか、残された盟邦スウェーデンとの紐帯を強化するべく1807年6月に英瑞同盟を更新する一方、ズンド海峡通航を防衛するため同年8月にデンマーク特使ジャクソン Jackson を派遣し、英丁同盟の締結を要請した。⁽²⁴⁾ デンマーク外相ベルンシュトルフ Bernstorff (1800 - 10年)は、仏露同盟・英瑞同盟の二大陣営から提携を求められるなか、丁仏同盟の締結=対英戦争の勃発に伴う中継貿易の破壊を恐れ、英丁同盟の形成=対仏戦争の遂行を選好した。しかし国王クリスチャン七世は、フランスの警戒を回避するべく、丁英同盟を専守同盟とする条件に固執したため交渉は決裂、1807年9月に英丁戦争が再発する。この結果、同年10月に丁仏同盟が成立し、むしろイギリス包囲体制が拡大することになった。⁽²⁵⁾

オスマン政府は、対露戦争の膠着・対英戦争の潜在を打破するべく、仏土同盟の早期締結を求めたが、フランスはクリミア半島・ルーマニア奪回の支援を約束した反面、交換条件として対英同盟の締結・フランス通商活動の保護を要求した。しかしセリム三世の集権政策と親仏外交・対露戦争に反発する地方勢力・宮廷官僚は1807年5月の政変によって新帝ムスタファ四世(1807 - 08年)を擁立する一方、フランスは同年6月の仏露休戦に伴いもはやオスマン帝国を支援する理由を失っており、同盟交渉は破綻する。⁽²⁶⁾ 続く同年7月1日のダーダネルス海戦(「ロシアのトラファルガー」 Russian Trafalgar)においてロシア艦隊がオスマン海軍に勝利する一方、⁽²⁷⁾ 同年7月のティルジット条約によってフランスはロシア南下政策を支持したため、オスマン帝国の軍事的・外交的な劣勢は明らかとなった。こうしたなかイギリス外相キャニングは、仏露提携に対抗した英土関係の修復を図り、同年6月にダックウォース艦隊を撤収する一方、オスマン特使パグット Arthur Paget を派遣して同盟交渉を打診する。⁽²⁸⁾ このため急遽フランスは露土講和の斡旋に乗り出し、同年8月24日にスロボシア休戦協定(1808年3月21日期限)が締結された。⁽²⁹⁾

④ 1808年のエルフルト条約と仏露同盟の確立

続く1808年、仏露協調は一層強化される。まずナポレオンは1807年11月に外相シャンパーニ Champagny (1807 - 11年)を登用し、同年10月にエトルリア王国、1808年5月にパルマ公国、1809年9月にローマ共和国を併合してイタリア直轄支配を進めた。また1807年10月の仏西密約に基づいて親英国家ポルトガルへの侵攻を開始、首都リスボンを制圧したのみならず、1808年6月にはスペイン政変=新王フェルナンド七世の即位に便乗して実兄ジョゼフを国王ホセ一世(1808 - 13年)として擁立し、イベリア支配を開始した。これに対してポートランド内閣はブラジルに脱出したポルトガル王室と連携してイベリア半島の武装勢力を支援し、所謂「半島戦争」(スペイン独立

戦争)が勃発する。⁽³⁰⁾ 他方、アレクサンドル一世は親仏路線に批判的な秘密委員会の解体を図り、国内行政に関しては内相コチュベイの病気を機会に親仏派の内相補佐スペランスキーを重用する一方、ストロガノフを対土戦線に、ノヴォシリツェフをウィーン勤務(1808 - 12年)に充て、また主戦派の外相プトベルクを更迭して親仏派の後任外相ルミアンツェフ(1807 - 14年・商相兼務)に外政を委ねた。外相=商相ルミアンツェフは、イギリス経済覇権から脱却した商業活動を育成するべく英露協調を否定する一方、黒海・地中海貿易を振興する手段として対土戦争・バルカン進出を志向し、オスマン支配に抵抗するセルビア独立運動を支援した。また、弱体なオスマン国家の海峡支配こそ是認したものの、強力なオスマン国家の登場、あるいは他国のオスマン征服・海峡封鎖が懸念される場合には、仏露両国のオスマン共同分割とロシア単独の海峡支配に踏み切る必要を認めた。以後アレクサンドル一世は、1807年10月(11月)に英露戦争を、続く1808年2月に瑞露戦争を開始する一方、デンマーク新王フレゼリク六世(1808 - 39年)に仏丁同盟の発動=対英・対瑞戦争への介入を要請し、同年3月には露土戦争も再開した。⁽³¹⁾ こうして仏露両国は、それぞれ半島戦争・対土=対瑞戦争の遂行に専念するなか、相互の後盾を求め、1808年9月30日(10月12日)のエルフルト条約によって前年のティルジット条約を再認したほか、フランスのドイツ支配・イペリア侵攻、ロシアのルーマニア支配・フィンランド併合を互いに公認したのである。⁽³²⁾

スウェーデンでは、露丁両国に挟撃されるなか、1809年3月の政変(1809年革命)によって主戦派のグスタフ四世が失脚、老齢の新王カール十三世(1809 - 18年)が即位する。同王は同年9月17日のフレドリクスハム条約によってツァーリを元首とするフィンランド大公国を認めただけで、同年12月の丁瑞講和・1810年1月の仏瑞講和によってイギリス包囲の一翼を担った。また1810年11月、フランス出身の元帥ベルナドット Bernadotte (カール・ユーハン Karl Johan) がスウェーデン王位継承権を獲得するに伴い仏瑞両国の紐帯は一段と深まり、英瑞戦争が発生している。⁽³³⁾

オスマン帝国では1808年7月の再度の政変で新帝マフムート二世(1808 - 39年)が即位し、同年10月7日の「同盟誓約」(「オスマン帝国のマグナ・カルタ」 Magna Carta of the Ottomans) ではアーヤーン勢力の地方権益を公認する一方、その代償として徴兵・徴税義務を求め、⁽³⁴⁾ またフランスには迅速な露土講和の仲介を督促した。しかし今や仏露同盟を強化するフランスはこの要請を拒否し、以後マフムート二世にとって新たな盟邦の獲得は死活問題となる。⁽³⁵⁾ 他方、ポートランド内閣も仏露同盟・北欧両国に対抗するべく英土関係に期待し、駐土大使アダミア Robert Adair (1809 - 10年) を派遣して同盟交渉を開始した。この結果両国は1809年1月5日にダーダネルス条約を締結、イギリスのオスマン領土保全とオスマン帝国の対仏宣戦を確認した。⁽³⁶⁾ またオーストリアは侍従長タレーランと内通して帝制転覆を策謀する一方(「タレーランの裏切」)、1809年4月の英墺同盟ではイギリスのイペリア侵攻とオーストリアの対仏開戦を約束している。⁽³⁷⁾

対仏同盟の再建に対して、ナポレオンは1809年1月にタレーランを更迭する一方、対外的には同年5月にウィーンを制圧、続く10月のシェーンブルン条約によってアドリア東岸のイストリア・クロアチアを獲得し、1810年4月にはハプスブルク皇女と婚姻して国威発揚・仏墺連携を図った。また同年7月にオランダ王国、続く12月にハンザ都市・オルデンブルク公国を併合してバルト海支配に着手し、イギリス・パーシヴァル内閣(1809 - 12年)への包囲体制を強化した。

他方、アレクサンドル一世は仏露同盟の強化と並行して権力機構の整備を図り、1810年に内相補佐スペランスキーは一連の改革計画を立案している。このうち大臣制度の再編(警察省の新設・商務省の廃止・内務省の拡充)・国家評議会の改革(立法・軍事・民事・財政の4部門化)が実行に移され、以後スペランスキーは事実上の宰相として国防・外交を除く国務全般を牽引した。⁽³⁸⁾

なおアメリカ合衆国の共和派マディソン政権（1809 - 17年）は、中立外交を保ちながらも孤立を危惧して米露関係の安定に努め、1809年に駐露公使 J・Q・アダムズ（1809 - 14年）を派遣する一方、外相＝商相ルミアンツェフも通商関係の安定のため 1808年に初代フィラデルフィア領事ダシコフ Andrei Yakovlevich Dashkov（1808 - 10年）を派遣、露米会社の在外通信員を兼任させるとともに、1811年には大使（1811 - 17年）に任命し、正式国交を樹立している。⁽³⁹⁾

註

- (1) W. Ekedahl, "The Principal Causes of the Renewal of the War between England and France in 1803", *Transactions of the Royal Historical Society*, N. S., Vol. 8, 1894; J. H. Rose, "Lord Elgin's Report on Levantine Affairs and Malta, 28 February 1803", *English Historical Review*, Vol. 36, 1921.
- (2) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 20- 21; N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 175- 177, 180- 185; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 328- 329; P. Coquelle, "L'ambassade du Maréchal Brune à Constantinople (1803- 1805)", *Revue d'histoire diplomatique*, Vol. 18, 1904.
- (3) H. Beeley, "A Project of Alliance with Russia in 1802", *English Historical Review*, Vol. 195, 1934.
- (4) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 94- 99.
- (5) M. Kukiel, *Czartoryski and European Unity, 1770- 1861*, Princeton, 1955, pp. 41- 60; P. K. Grimsted, "Czartryski's System for Russian Policy 1803: A Memorandum, edited with Introduction and Analysis", *California Slavic Studies*, Vol. 5, 1970; C. Morley, "Alexander I and Czartoryski: The Polish Question from 1801 to 1813", *Slavonic and East European Review*, Vol. 25, 1947; idem, "Czartoryski's Attempts at a New Foreign Policy under Alexander I", *American Slavic and East European Review*, Vol. 12, 1953; W. H. Zawadzki, "Prince Adam Czartoryski and Napoleonic France, 1801- 1805: A Study in Political Attitudes", *Historical Journal*, Vol. 18, 1975; 山本俊朗「アレクサンドル一世と『外交方式』『社会科学討究』第 17 卷 1971 年（同、前掲書、再録）、池本今日子「アダム・イエジ・チャルトリススキ公のロシア外交政策（1803 - 1805）」『西洋史論叢』第 15 号 1993 年。
- (6) S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 329- 330; N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 172- 173, 212- 213.
- (7) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 129- 139; N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 188- 189; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 57, pp. 391- 398, Vol. 58, pp. 15- 32, 81- 126.
- (8) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 35- 36; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 333- 334; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 162- 167; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 58, pp. 215- 224.
- (9) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 17- 18, 23- 40; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 330- 333.
- (10) C. Egan, *Neither Peace nor War: Franco- American Relations 1803- 1812*, Baton Rouge, 1983; 有賀・宮里編、前掲書、40 - 41 頁、本橋、前掲書、57 - 58 頁。
- (11) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 92- 96; N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 37- 40; N. Hans, "Tsar Alexander and Jefferson: Unpublished Correspondence", *Slavonic and East European Review*, Vol. 32, 1953.
- (12) N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 194- 197; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 58, 339- 350.
- (13) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 79- 84, 89- 91; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 344- 345; P. Coquelle, "La mission de Sebastiani à Constantinople", *Revue d'histoire diplomatique*, Vol. 17, 1903; idem, "Sebastian ambassadeur à Constantinople, 1806- 08", *Revue d'histoire diplomatique*, Vol. 18, 1904.
- (14) G. Lebel, *op. cit.*, pp. 273- 286; M. Holban, "Rapport sur la Valachie et la Moldavie par Reinhard", *Revue historique du sud- est européen*, Vol. 7, 1930; idem, "Texte d'un rapport inédit du Ministre Reinhard sur la Valachie et la Moldavie par Reinhard", *Revue historique du sud- est européen*, Vol. 12, 1935.
- (15) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 67- 72, 101- 102; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 334- 335, 349- 350; K. Hitchins, *op. cit.*, pp. 48- 49; 黛、前掲論文、20 - 24 頁。
- (16) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 37- 38; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, 167- 183.
- (17) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 144- 145; Anonymous, "Budberg, Andrei Gotthard", *MERSEH*, Vol. 5, p. 218.

- (18) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 152- 160; N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 206- 209.
- (19) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 102- 106; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 351- 354; P. F. Shupp, *The European Powers and the Near Eastern Question, 1806- 1807*, New York, 1931.
- (20) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 106- 107, 112- 113; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 350, 352.
- (21) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 127- 128, 141- 147, 182- 183; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 357- 360.
- (22) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 160- 163; C. J. Tucker, “Anglo- Russian War of 1807- 1812”, *MERSEH*, Vol. 1, pp. 236- 239; B. Dmytryshyn (ed.), *op. cit.*, pp. 175- 183; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 59, pp. 231- 250.
- (23) R. Ruppenthal, “Denmark and the Continental System”, *Journal of Modern History*, Vol. 15, 1943, pp. 8- 10.
- (24) R. Carr, “Gustav IV and the British Government”, *English Historical Review*, Vol. 60, 1945.
- (25) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 215- 216; 百瀬・熊野・村井編、前掲書、188 - 189 頁。
- (26) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 171- 173, 178- 181, 206- 207; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 378- 383.
- (27) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 44- 45; N. Saul, *Mediterranean World*, pp. 219- 220.
- (28) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 38- 40.
- (29) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 185- 192, 213- 214, 219- 222; S. J. Shaw, *op. cit.*, pp. 390- 392.
- (30) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 369- 370.
- (31) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 167- 177.
- (32) M. S. Anderson, *Eastern Question.*, pp. 42- 43; V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 342- 343; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 60, pp. 263- 270.
- (33) 百瀬・熊野・村井編、前掲書、190 - 195 頁、本間晴樹「1809 年革命とスウェーデン王権」『歴史学研究』第 626 号 1991 年、稲葉千晴「フィンランド大公国の成立——スウェーデンからロシアへ——」『北欧史研究』第 1 号 1982 年、清水良三「19 世紀初頭のロシア・フィンランド関係についての研究」『国士館大学政治論叢』第 72 号 1994。
- (34) S. J. Shaw/ E. K. Shaw, *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, 2vols., Cambridge, 1977, Vol. 2, pp. 2- 3; 永田雄三「マフムート二世の中央集権化政策の一端」『オリエント』第 12 巻 1969 年、159 - 161 頁。
- (35) S. J. Shaw/ E. K. Shaw, *op. cit.*, pp. 12- 13; V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 355- 356, 361- 364.
- (36) M. S. Anderson, *Eastern Question.*, pp. 43- 44; A. Cunningham, “Robert Adair and the Treaty of the Dardanelles”, *idem, op. cit.*; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 189- 191; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 60, pp. 323- 334.
- (37) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 371- 372; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 60, pp. 383- 386.
- (38) M. Raef (ed.), *op. cit.*, pp. 92- 109; B. Dmytryshyn (ed.), *op. cit.*, pp. 184- 189. なおスペランスキーは他に立法・行政権力の分離、立法機構における元老院の改革・帝国議会 Duma の創設等々を建議している。
- (39) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 121- 122, 151- 158; N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 48- 55.

(2) 通商関係

① フランス

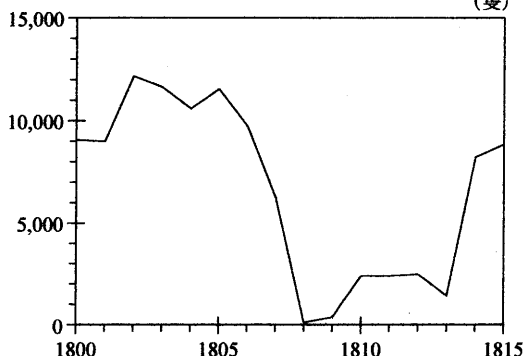
統領政府は既に前述 1803 年 4 月の関税改革でイギリス製品輸入を抑制していたが、英仏開戦に続く同年 6 月 20 日の法令でイギリス製品・英領産品の直接・間接輸入を禁止する一方、ハノーヴァー占領後はハンブルク・ブレーメン両市を封鎖し、1804 年 3 月 13 日の法令はイギリスより来航した中立船舶の入港を規制した。以上の措置は中立諸国を経由するイギリス産品の流入を加速したため、1805 年 2 月 6 日の関税規定は原産国の如何によらず綿製品・植民地産品の輸入関税を強化している。しかし同年 10 月のトラファルガー海戦の敗北＝制海権の喪失によってフランス植民地貿易が途絶し、熱帯産品の取引におけるイギリスの優位が明白となるなか、1806 年 2 月 23 日の法令はイギリス綿製品の輸入を全面禁止する一方、同年 3 月 4 日の法令は熱帯産品の輸入関税を禁止的税率まで高め、両者を統合した同年 4 月 30 日の「帝国関税法」によって保護関税体制が確立する。しかし戦略的な経済封鎖については、制海権の喪失に伴い、水際＝港湾での密輸取締以外に有

効な手段は無く、1805年12月のプレスブルク条約でアドリア海東岸を、1806年10月のイェナ・アウエルシュタット会戦以後はバルト海沿岸一帯を封鎖した。⁽¹⁾ こうした経済的・戦略的な通商規制の頂点として1806年11月22日の「ベルリン勅令」Berlin Decreeは大陸諸国の対英通商を禁止する一方、同年12月2日の法令は北海沿岸及びエルベ・ヴェーゼル河口に関税哨兵線を設置し、「大陸封鎖」Continental Blockadeが成立する。⁽²⁾ 大陸制度の加盟国は第一帝制の軍事活動と並行して拡大し、前述1807年7月のティルジット条約・同年10月のフォンテーヌブロー条約でバルト海貿易の主要市場・通商経

路たるロシア・デンマーク両国が、⁽³⁾ 同年10月のエトルリア王国併合で地中海貿易の中継拠点リヴォルノが、同年11月のイペリア遠征に伴い親英国家ポルトガルが加盟する。⁽⁴⁾ 他方、オランダ国王ルイは大陸封鎖に反して対英通商を続けたため、第一帝制は1810年7月にオランダ直轄支配を、同年12月にハンザ都市・オルデンプルク併合を断行し、バルト海の封鎖を確立する。⁽⁵⁾ 以後ズント海峡の通航船舶は激減、1808-09年には東航船・西航船とも途絶した(図Ⅲ-1)。

大陸封鎖はイギリス通商を攪乱した反面、フランス経済にも多大な反作用を及ぼした。まず対外的には列国の連鎖的な報復措置が挙げられる。ベルリン勅令の発布は続くイギリスの海上封鎖(後述：1807年11月11日の法令)を招来したため、第一帝制は直後1807年11月23日の「第一次ミ

図Ⅲ-1 ズント海峡通航船舶(東航船・西航船)
(隻)



典拠) Guide and Concordance to the Sound Toll Registers, 1497-1857 on Microfilm, Amsterdam, 2006, pp. 43-52.

表Ⅲ-1 フランス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	イギリス	オランダ	ハンザ都市	ドイツ諸邦	バルト海世界		
						プロイセン	デンマーク	スウェーデン
1803	349.1	17.1 (4.9)	54.6 (15.6)	22.2 (6.4)	74.1 (21.2)	13.5 (3.9)	6.6 (1.9)	1.1 (0.3)
1804	395.2	0.2 (0.1)	53.0 (13.4)	12.0 (3.0)	104.1 (26.3)	22.5 (5.7)	14.7 (3.7)	2.9 (0.7)
1805	384.6	0.0	50.2 (13.1)	13.3 (3.5)	108.3 (28.2)	33.7 (8.8)	22.2 (5.8)	0.6 (0.2)
1806	458.0	0.0	56.4 (12.3)	24.1 (5.3)	126.1 (27.5)	18.7 (4.1)	30.8 (6.7)	0.2
1807	372.1	0.0	45.1 (12.1)	3.3 (0.8)	99.4 (26.7)	1.2 (0.3)	35.6 (9.6)	0.0
1808	329.6	0.0	80.2 (24.3)	5.8 (1.8)	131.8 (40.0)	1.1 (0.3)	2.7 (0.8)	0.0
1809	333.5	0.0	66.7 (20.0)	3.7 (1.1)	115.6 (34.7)	2.0 (0.6)	28.4 (8.5)	0.0
1810	369.3	38.9 (10.5)	44.6 (12.1)	1.9 (0.5)	143.4 (38.8)	0.7 (0.2)	0.8 (0.2)	0.1
1811	327.4	29.9 (9.1)	16.4 (5.0)	3.1 (0.9)	110.5 (33.8)	1.1 (0.3)	9.4 (2.9)	0.1
1812	418.6	76.9 (18.4)	0.0 (0.0)	24.5 (5.6)	111.0 (26.5)	2.1 (0.5)	30.1 (7.2)	0.5 (0.1)

② 輸入

1803	473.0	2.1 (0.4)	66.8 (14.1)	6.4 (1.3)	39.1 (8.3)	64.2 (13.6)	14.7 (3.1)	5.9 (1.2)
1804	492.1	0.0	95.1 (19.3)	11.5 (2.3)	66.6 (13.5)	19.1 (3.9)	7.7 (1.6)	7.0 (1.4)
1805	526.9	0.0	121.7 (23.1)	2.6 (0.5)	80.9 (15.4)	11.0 (2.1)	10.5 (2.0)	2.6 (0.5)
1806	523.2	0.0	126.5 (24.2)	2.5 (0.5)	75.9 (14.5)	2.5 (0.5)	7.9 (1.5)	1.5 (0.3)
1807	407.6	0.0	98.4 (24.1)	0.1	54.9 (13.5)	0.5 (0.1)	5.3 (1.3)	0.0
1808	303.1	0.0	151.8 (50.1)	0.8 (0.2)	78.1 (25.8)	(0.0)	1.4 (0.5)	0.0
1809	330.8	0.0	93.7 (28.3)	0.6 (0.2)	90.7 (27.4)	(0.0)	0.1 (0.0)	0.0
1810	324.8	41.1 (12.7)	58.5 (18.0)	0.8 (0.2)	70.8 (21.8)	0.1 (0.0)	0.8 (0.2)	0.0
1811	253.1	32.4 (12.8)	10.6 (4.2)	2.9 (1.1)	78.5 (31.0)	2.6 (1.0)	8.6 (3.4)	0.9 (0.4)
1812	295.8	26.4 (8.9)	0.0 (0.0)	5.2 (1.8)	110.9 (37.5)	6.5 (2.2)	18.2 (6.2)	1.7 (0.6)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 253-254; 服部、前掲書、116-117頁。

ラノ勅令」で入港船舶に対するイギリス寄港歴の調査を強化する一方、同年 12 月 17 日の「第二次ミラノ勅令」では 1798 年のニヴォーズ法を復活、船籍不問の無差別拿捕を再開している。⁽⁶⁾ しかしこの措置は制海権を握るイギリス海軍の仏領植民地に対する攻撃を加速したのみならず、⁽⁷⁾ 中継貿易に従事するアメリカの対抗措置（後述：1807 年 12 月 23 日の出港禁止法）を招いたため、第一帝制は 1808 年 4 月 17 日の「ベイヨンヌ勅令」Beyonne Decree でアメリカ商船のフランス・イタリア・ハンザ都市への入港を、1810 年 3 月 23 日の「ランブイエ勅令」Rambuille Decree ではフランス諸港への入港を禁止した。⁽⁸⁾ 報復措置の応酬によってフランス海外貿易、とりわけ輸入貿易は下落を続け、1808 年以降のハンザ都市・バルト海諸国・合衆国の急落が著しい。他方、政治支配を梃子にイタリア貿易が絶対的・相対的に上昇したが、レヴァント貿易の中継拠点リヴォルノも輸入総額の 5% を占めており、同港経由のオスマン産品輸入が推定される（表Ⅲ-1）。

こうしたなか内務省・貿易総監はレヴァント・黒海貿易を振興するべくオスマン帝国への最恵国待遇を含む関税制度の改正を提案する一方、外相タレーランも対英戦争に対処する必要から仏土関係の強化を志向し、1803 年 12 月より駐土大使ブリュヌを通じて仏土通商条約を交渉している。⁽⁹⁾ またナポレオンはレヴァント・黒海貿易に精通する商人アントワーンをマルセイユ市長（1805 - 15 年）に任命し、レヴァント貿易の復権を模索した。⁽¹⁰⁾ しかしながら国際的には 1806 年の露土開戦によって黒海貿易が途絶、続く 1807・08 年の仏露同盟・1809 年の英土同盟によって仏土関係が悪化する一方、国内的には革命時代の改革立法によって工業生産の拠点が北部に移行、リヨン絹織物・ラングドック毛織物産業が後退するとともに、海港都市マルセイユの通商特権も依然制限されているなか、同市拠点のレヴァント貿易が 18 世紀の水準に回復することは困難であった。⁽¹¹⁾

また大陸封鎖に伴う国内経済への影響として、国内産業向け原料調達・輸出向け農業生産の圧迫が深刻となった。内相クレテ Cretet は事態打開のため、1809 年 4 月 14 日の「特許状制度」régime de

(1,000,000 フラン)

ロシア	小 計	スペイン	地中海世界				アメリカ 合衆国
			イタリア	トスカーナ	オスマン	小 計	
3.8 (1.1)	25.0 (7.2)	70.2 (20.1)	12.5 (3.6)	0.0	14.4 (4.1)	26.9 (7.7)	17.1 (4.9)
4.3 (1.1)	44.4 (11.2)	89.9 (22.7)	15.2 (3.8)	0.0	7.6 (1.9)	22.8 (5.8)	39.9 (10.1)
3.6 (0.9)	60.1 (15.7)	64.1 (16.7)	20.8 (5.4)	0.0	4.3 (1.1)	25.1 (6.5)	32.2 (8.4)
1.6 (0.3)	51.3 (11.2)	65.3 (14.3)	46.6 (10.2)	0.0	5.8 (1.3)	52.4 (11.4)	45.9 (10.0)
0.4 (0.1)	37.2 (10.0)	65.6 (17.6)	44.8 (12.0)	0.0	2.4 (0.6)	47.2 (12.7)	43.1 (11.6)
0.8 (0.2)	4.6 (1.4)	33.2 (10.1)	47.7 (14.5)	0.0	0.3 (0.1)	48.0 (14.6)	1.8 (0.5)
4.0 (1.2)	34.4 (10.3)	33.9 (10.2)	51.7 (15.5)	0.0	6.6 (2.0)	58.3 (17.5)	1.3 (0.4)
0.8 (0.2)	2.4 (0.7)	38.3 (10.4)	64.9 (17.6)	0.0	5.3 (1.4)	70.2 (19.0)	4.4 (1.2)
0.2 (0.1)	10.8 (3.3)	40.4 (12.3)	72.5 (22.1)	0.0	6.0 (1.8)	78.5 (24.0)	14.6 (4.5)
0.1 (0.0)	32.8 (7.8)	38.1 (9.1)	88.1 (21.0)	0.0	3.9 (0.9)	92.0 (22.0)	24.8 (5.9)
10.5 (2.2)	95.3 (20.2)	121.8 (25.8)	25.8 (5.5)	5.7 (1.2)	26.2 (5.5)	52.0 (11.0)	44.7 (9.4)
3.2 (0.7)	37.0 (7.6)	122.9 (25.0)	14.7 (3.0)	5.7 (1.2)	19.9 (4.0)	34.6 (7.0)	70.7 (14.4)
4.2 (0.8)	28.3 (5.4)	90.2 (17.1)	25.4 (4.8)	5.7 (1.1)	17.1 (3.2)	42.5 (8.1)	107.7 (20.4)
1.3 (0.2)	13.2 (2.5)	63.6 (12.2)	58.0 (11.1)	27.0 (5.2)	10.4 (2.0)	68.4 (13.1)	113.2 (21.6)
0.0 (0.0)	5.8 (1.4)	39.7 (9.7)	47.6 (11.7)	23.1 (5.7)	9.8 (2.4)	57.4 (14.1)	98.7 (24.2)
0.0 (0.0)	1.4 (0.5)	55.8 (18.4)	47.1 (15.5)	15.2 (5.0)	3.7 (1.2)	50.8 (16.8)	29.8 (9.8)
0.8 (0.2)	0.9 (0.2)	38.9 (11.8)	70.6 (21.3)	18.0 (5.4)	9.8 (3.0)	80.4 (24.3)	6.5 (2.0)
0.6 (0.2)	1.5 (0.4)	40.7 (12.5)	71.2 (21.9)	12.1 (3.7)	17.6 (5.4)	88.8 (27.3)	2.0 (0.6)
0.6 (0.2)	12.7 (5.0)	22.1 (8.7)	61.1 (24.1)	6.3 (2.4)	12.5 (4.9)	73.6 (29.1)	8.2 (3.2)
0.5 (0.2)	26.9 (9.1)	21.3 (7.2)	71.6 (24.2)	0.0	5.8 (2.0)	77.4 (26.2)	15.3 (5.2)

licences によって、フランス国産製品・農業産品の輸出、フランス産業向け船舶用品の輸入、イギリス製品の輸入禁止、輸出超過＝貿易黒字の維持、以上の条件を満たすフランス商船にはベルリン・ミラノ勅令の適用を免除する特許状を交付し、事実上イギリスとの通商活動を認めた。また 1810 年 5 月におけるアメリカ通商規制の軟化を受け、同年 7 月 6 日の法令はアメリカとの特許状貿易を認め、同年 11 月 1 日にはランブイエ勅令も撤廃し、アメリカ商船を大陸制度の規定から除外している。また 1810 年 7 月 3 日の「サン・クルー勅令」Saint Cloud は、イギリス海軍の洋上臨検を回避するため、「偽装許可状」permis de simulation によってフランス商船の偽装行為を公認した。⁽¹²⁾ 偽装商船の活動が拡大するに伴い、同年 8 月 5 日の「トリアノン関税表」Trianon Tariff は税収確保の観点から植民地産品の輸入を解禁して従価 50 % の高率関税を導入する一方、同年 10 月 18 日の「フォンテーヌブロー勅令」Fontainebleau Decree はイギリス製品の密輸監視を強めた。⁽¹³⁾

大陸封鎖の緩和に伴い 1810 年より敵国イギリスとの貿易関係は上昇し、またバルト海諸国・アメリカ合衆国との取引関係も復調の兆しを見せた。しかし全体として輸入貿易は一貫して下落する一方、輸出貿易も低迷を続け、いずれもベルリン勅令以前の水準まで回復することはなかった。こうしたなか、ライン同盟に駐在するフランス大使バシエ Bacher は、1810 年 10 月の報告において、フランス海外貿易の危機、とりわけオランダ・ハンザ都市を中継拠点とするライン河・バルト海貿易の閉塞を打開する手段として、新たにオデッサ・ウィーンを中継拠点とする黒海・ドナウ河経由のバルカン・中欧貿易の可能性を示唆している。イギリスのバルト海支配に対抗するべく、依然として仏露両国の連携を前提としたレヴァント・黒海貿易の開拓が模索されたことは興味深い。⁽¹⁴⁾

② イギリス

英仏開戦に伴いイギリス政府も一連の海上封鎖を展開する。アディントン内閣は開戦直後 1803 年 5 月 17 日に自国領内のフランス・オランダ商船を拘束する一方、同年 6 月 24 日には中立船舶の

表Ⅲ-2 イギリス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	フランス	オランダ	バルト海世界				
				プロイセン	デンマーク	スウェーデン	ロシア	小計
1803	31,458	1,184 (3.8)	1,692 (5.4)	1,544 (4.9)	1,684 (5.4)	82 (0.3)	1,260 (4.0)	4,570 (14.5)
1804	34,451	20 (0.1)	2,338 (6.8)	3,941 (11.4)	3,776 (11.0)	125 (0.4)	1,200 (3.5)	9,042 (26.2)
1805	34,309	1 (0.0)	365 (1.1)	5,017 (14.6)	4,360 (12.7)	124 (0.4)	1,508 (4.4)	11,009 (32.1)
1806	36,527		1,157 (3.2)	462 (1.3)	1,438 (3.9)	175 (0.5)	1,700 (4.7)	3,775 (10.3)
1807	34,567		1,657 (4.8)	153 (0.4)	4,898 (14.2)	635 (1.8)	395 (1.1)	6,081 (17.6)
1808	34,554	2 (0.0)	358 (1.0)	70 (0.2)	21 (0.1)	2,358 (6.8)	879 (2.5)	3,328 (9.6)
1809	50,287		2,458 (4.9)	594 (1.2)	258 (0.5)	3,524 (7.0)	877 (1.7)	5,253 (10.4)
1810	45,870	732 (1.6)	487 (1.1)	2,597 (5.7)	236 (0.5)	4,871 (10.6)	731 (1.6)	8,435 (18.4)
1811	32,410	420 (1.3)	261 (0.8)	57 (0.2)	726 (2.2)	522 (1.6)	731 (2.3)	2,036 (6.3)
1812	43,293	1,010 (2.3)	306 (0.7)	84 (0.2)	756 (1.7)	2,308 (5.3)	1,807 (4.2)	4,955 (11.4)

② 輸入

1803	27,992	479 (1.7)	647 (2.3)	831 (3.0)	325 (1.2)	289 (1.0)	2,335 (8.3)	3,780 (13.5)
1804	29,201	140 (0.5)	875 (3.0)	1,543 (5.3)	1,084 (3.7)	194 (0.7)	2,264 (7.8)	5,085 (17.4)
1805	30,345	470 (1.5)	729 (2.4)	2,220 (7.3)	1,072 (3.5)	269 (0.9)	1,527 (5.0)	5,088 (16.8)
1806	28,836	237 (0.8)	637 (2.2)	605 (2.1)	436 (1.5)	192 (0.7)	2,577 (8.9)	3,810 (13.2)
1807	28,855	511 (1.8)	904 (3.1)	284 (1.0)	1,000 (3.5)	219 (0.8)	2,569 (8.9)	4,072 (14.1)
1808	29,629	214 (0.7)	786 (2.7)	56 (0.2)	15 (0.1)	371 (1.3)	814 (2.7)	1,256 (4.2)
1809	33,772	738 (2.2)	1,722 (5.1)	321 (1.0)	122 (0.4)	431 (1.3)	2,023 (6.0)	2,897 (8.6)
1810	41,136	541 (1.3)	748 (1.8)	936 (2.3)	683 (1.7)	427 (1.0)	2,747 (6.7)	4,793 (11.7)
1811	28,627	36 (0.1)	29 (0.1)	252 (0.9)	263 (0.9)	377 (1.3)	1,529 (5.3)	2,421 (8.5)
1812	28,595	711 (2.5)	237 (0.8)	89 (0.3)	220 (0.8)	223 (0.8)	2,323 (8.1)	2,855 (10.0)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 248-249.

フランス植民地貿易を禁止し、同年 6 月・7 月にはエルベ・ヴェーゼル河口を封鎖した。⁽¹⁵⁾ 続くピット政権は 1804 年 8 月 9 日にイギリス海峡・北海沿岸のフランス諸港を封鎖する一方、1805 年 7 月 23 日の「エセックス決議」Essex Decision は中立商船の敵国貿易、なかでもアメリカ商船の中継貿易を妨害した。⁽¹⁶⁾ また同年 10 月のトラファルガー海戦によって制海権を掌握するなか、グレンヴィル内閣・外相フォックスは 1806 年 4 月 8 日の「海上封鎖令」(フォックス封鎖法 Fox's Blockade) によって敵国製品・禁輸品目を運搬する中立船舶のエルベ＝プレスト間への寄港を禁止し、同年 5 月 16 日の「封鎖宣言」Blockade Declaration ではオステンド＝セヌ間の監視を強化する。⁽¹⁷⁾

以上の措置は 1806 年 11 月のベルリン勅令＝大陸封鎖を招いたため、イギリスは対抗的な海上封鎖によってフランス経済の封じ込めを図り、1807 年 1 月 7 日の「枢密院令」Order in Council によって中立商船のフランス植民地貿易(直接貿易)・フランス沿海貿易を規制する一方、続く同年 11 月 11 日の枢密院令は中立商船の母国を経由するフランス植民地貿易(間接貿易)も禁止した。⁽¹⁸⁾ また大陸封鎖によって縮小した対欧貿易を補完するべく、1797 年の英露通商条約(1807 年 3 月 25 日満了)の更新・改正による輸入関税の緩和、及び高級奢侈品(馬車・家具・絹布・宝石)の取引解禁を試みた。しかし 1807 年のティルジット条約＝仏露同盟に伴いイギリスに対するロシア通商規制はむしろ強化され、同年 10 月の大陸制度加盟によって英露通商が急落する一方、イギリス海上封鎖の強化は同年 11 - 12 月に仏米両国の対抗措置(前述のミラノ勅令・後述の出港禁止法)を誘発するに至った。このためイギリス商船は、バルト海東岸リガ・白海沿岸アルハンゲリスク拠点の密輸活動やフィンランド・アフガニスタン経由の間接取引を試みる一方、グレンヴィル内閣もイギリス商船に中立諸国の国旗・船積書類で偽装した密輸活動を公認し、またバルト海諸国の船舶にはイギリス海軍の臨検を免除する「特許状貿易」License Trade を認めた。それでもバルト海貿易の後退は避けられず(表Ⅲ-2)、1807 - 08 年には船舶用品の輸入が激減して大麻価格はトン当た

(1,000 ポンド：公式価格)

ポルトガル	地中海世界			アメリカ 合衆国	西インド		東インド
	イタリア	オスマン	小計		英領	英領以外	
561 (1.8)	642 (2.0)	154 (0.5)	796 (2.5)	5,273 (16.8)	2,380 (7.6)	193 (0.6)	2,733 (8.7)
910 (2.6)	351 (1.0)	81 (0.2)	432 (1.3)	6,398 (18.6)	4,282 (12.4)	312 (0.9)	1,766 (5.1)
1,395 (4.1)	490 (1.4)	132 (0.4)	622 (1.8)	7,147 (20.8)	3,832 (11.2)	319 (0.9)	1,699 (5.0)
1,436 (3.9)	271 (0.7)	130 (0.4)	401 (1.1)	3,613 (9.9)	4,734 (13.0)	1,796 (4.9)	1,937 (5.3)
1,020 (3.0)	534 (1.5)	19 (0.1)	553 (1.6)	7,921 (22.9)	4,579 (13.2)	1,326 (3.8)	1,884 (5.5)
1,074 (3.1)	282 (0.8)	14 (0.0)	296 (0.9)	3,992 (11.6)	5,929 (17.2)	4,830 (14.0)	1,933 (5.6)
1,429 (2.8)	343 (0.7)	102 (0.2)	445 (0.9)	5,188 (10.3)	5,975 (11.9)	6,382 (12.7)	1,648 (3.3)
1,975 (4.3)	165 (0.4)	96 (0.2)	261 (0.6)	7,813 (17.0)	4,790 (10.4)	5,970 (13.0)	1,717 (3.7)
5,110 (15.8)	266 (0.8)	266 (0.8)	532 (1.6)	1,432 (4.4)	4,123 (12.7)	3,047 (9.4)	1,665 (5.1)
3,764 (8.7)	408 (0.9)	564 (1.3)	972 (2.2)	4,136 (9.6)	4,767 (11.0)	4,115 (9.5)	1,779 (4.1)

1,160 (4.1)	654 (2.3)	175 (0.6)	829 (3.0)	1,914 (6.8)	6,132 (21.9)	355 (1.3)	6,349 (22.7)
696 (2.4)	196 (0.7)	148 (0.5)	344 (1.2)	1,651 (5.7)	7,682 (26.3)	346 (1.2)	5,215 (17.9)
937 (3.1)	275 (0.9)	104 (0.3)	379 (1.2)	1,767 (5.8)	6,720 (22.1)	736 (2.4)	6,072 (20.0)
918 (3.2)	263 (0.9)	136 (0.5)	399 (1.4)	1,000 (3.5)	8,815 (30.6)	1,227 (4.3)	3,755 (13.0)
883 (3.1)	191 (0.7)	113 (0.4)	304 (1.1)	2,848 (9.9)	7,980 (27.7)	1,341 (4.6)	3,402 (11.8)
681 (2.3)	172 (0.6)	57 (0.2)	229 (0.8)	836 (2.8)	8,778 (29.6)	2,838 (9.6)	5,853 (19.8)
887 (2.6)	222 (0.7)	185 (0.5)	407 (1.2)	2,205 (6.5)	7,703 (22.8)	5,090 (15.1)	3,366 (10.0)
1,579 (3.8)	226 (0.5)	349 (0.8)	575 (1.4)	2,614 (6.4)	8,258 (20.1)	6,961 (16.9)	4,710 (11.4)
405 (1.4)	129 (0.5)	196 (0.7)	325 (1.1)	2,309 (8.1)	8,452 (29.5)	3,834 (13.4)	4,106 (14.3)
735 (2.6)	168 (0.6)	244 (0.9)	412 (1.4)	1,294 (4.5)	7,487 (26.2)	2,471 (8.6)	5,602 (19.6)

り 66 ポンドから 118 ポンドへと高騰している。⁽¹⁹⁾ 他方、レヴァント会社は 1799 年の英土同盟を後盾としてレヴァント・黒海貿易を推進し、なかでも 1805 年のトラファルガー海戦に際してはルーマニア食肉の調達によって海軍向け兵糧供給を支え、その勝利に貢献した。しかし 1806 - 07 年の仏土友好・英土危機によってレヴァント貿易は急落し（表Ⅲ-2）、ポートルランド内閣は 1808 年に同社への財政補助を再開する一方、マルタ拠点の密輸貿易を奨励した。⁽²⁰⁾

続く 1808 年の半島戦争に伴い、イギリスは英葡同盟の形成・スペイン植民地の反乱を背景としてブラジル・西領南米向け輸出を促進する一方、仏領植民地の攻略によって新大陸貿易を拡大し、1809 年 4 月には駐米大使エルスキン Erskine を派遣してアメリカ商船への措置を緩和した。⁽²¹⁾ バルト海世界では 1807 年の英瑞同盟を後盾にスウェーデン向け輸出を拡大する一方、特許状貿易を梃子にロシア産品輸入も回復し（表Ⅲ-2）、この結果 1808 - 09 年のトン当たり大麻価格は 118 ポンドから 72 ポンドへと下落している。⁽²²⁾ しかし同年 5 月のウィーン陥落に伴い、外相 G・キャニングはフランスへの経済封鎖を強化するべく 5 月 30 日にアメリカ商船の拿捕を再開する一方、続くパーシヴァル内閣は必要物資の調達のため外国商船への特許状交付を拡大したほか、1811 年 7 月には特許状の交付条件としてイギリス製品の輸出を義務付けた。それでもロシア向け輸出は依然低迷し、1811 年の商務院令はロシアへの制裁としてバルト海産品への輸入関税を強化した。⁽²³⁾

他方、マンチェスター綿業資本は製品販路・原料調達の市場としてレヴァント・黒海市場の開拓を試み、パーシヴァル内閣は上記 1809 年 1 月のダーダネルス条約によって、政治的には 1799 年の英土同盟を復活する一方、経済的には 1802 年の通商特権＝従価 3 %の対外関税、オスマン市場・

表Ⅲ-3 アメリカ輸出貿易：主要市場内訳 (1,000 ドル)

	総額	イギリス	フランス	オランダ	バルト海世界	地中海世界	西インド
1803	55,800	17,801 (31.9)	4,402 (7.9)	3,987 (7.1)	1,031 (1.8)	2,205 (4.0)	14,928 (26.8)
1804	77,699	13,207 (17.0)	8,524 (11.0)	13,821 (17.8)	2,891 (3.7)	2,831 (3.6)	20,628 (26.5)
1805	95,566	15,413 (16.1)	12,114 (12.7)	16,743 (17.5)	2,469 (2.6)	4,979 (5.2)	27,518 (28.8)
1806	101,537	15,594 (15.4)	10,932 (10.8)	18,662 (18.4)	1,620 (1.6)	7,671 (7.6)	28,130 (27.7)
1807	108,343	23,150 (21.4)	11,659 (10.8)	16,184 (14.9)	1,948 (1.8)	9,835 (9.1)	30,981 (28.6)
1808	22,431	1,206 (5.4)	2,444 (10.9)	2,610 (11.6)	151 (0.7)	2,168 (9.7)	8,414 (37.5)
1809	52,203	5,566 (10.7)		1,118 (2.1)	10,610 (20.3)	3,452 (6.6)	12,201 (23.4)
1810	66,758	12,281 (18.4)	19 (0.0)	103 (0.2)	20,881 (31.3)	1,842 (2.8)	11,801 (17.7)
1811	61,317	13,741 (22.4)	1,677 (2.7)		7,315 (11.9)	3,482 (5.7)	14,815 (24.2)
1812	38,527	6,090 (15.8)	2,838 (7.4)	31 (0.1)	2,811 (7.3)	2,290 (5.9)	8,309 (21.6)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 259- 263.

表Ⅲ-4 アメリカのバルト海貿易：主要品目の相手市場

① 輸出 (砂糖・コーヒー・煙草：1,000 デンマーク・リーグル/ラム：ホッグスヘッド)

	砂糖		ラム		コーヒー		煙草	
	計	デンマーク	計	デンマーク	計	デンマーク	計	デンマーク
1803	1,802	1,634 (90.7)	7,512	6,727 (89.6)	270	238 (88.1)	591	523 (88.5)
1804	5,035	4,958 (98.5)	759	746 (98.3)	1,838	1,477 (80.4)	1,146	1,132 (98.8)
1805	4,264	4,253 (99.7)	4,151	4,151 (100)	886	748 (84.4)	871	871 (100)
1806	3,639	3,400 (93.4)	7,160	7,160 (100)	519	442 (85.2)	387	387 (100)

② 輸入 (鉄・大麻・縄類：シツポンド/帆布：反= 31.4m)

	鉄		大麻		帆布		縄類	
	計	ロシア	計	ロシア	計	ロシア	計	ロシア
1803	44,698	41,226 (92.2)	38,922	35,609 (91.5)	35,763	34,255 (95.8)	1,433	1,077 (75.2)
1804	32,417	27,484 (84.8)	28,487	27,087 (95.1)	36,430	31,839 (87.4)	1,557	1,549 (99.5)
1805	31,807	27,582 (86.7)	33,184	32,566 (98.1)	39,155	36,477 (93.2)	1,581	990 (62.6)
1806	47,769	40,432 (84.6)	38,973	36,306 (93.2)	20,039	19,406 (96.8)	531	450 (84.7)

典拠) A. Rasch, op. cit., pp. 43- 46, 50- 54.

黒海地域における自由通商を回復した。⁽²⁴⁾ 以後イギリスのレヴァント貿易は漸増、とりわけ輸入貿易が拡大したが、輸出貿易も 1812 年には 17 世紀以来最大の取引総額を記録した (表Ⅲ-2)。⁽²⁵⁾

③ アメリカ

英仏開戦によってアメリカ商船の中継貿易は再び活発となるが (表Ⅲ-3)、イギリスのバルト海封鎖に伴い、1804 年を頂点としてデンマーク向け輸出は概ね下落、ロシア産品輸入も停滞する (表Ⅲ-4)。駐露領事ハリスは中立諸国の自由貿易を保証する米露通商条約を構想するが、1804 年の仏露断交・1805 年の英露同盟によってロシアは対仏包囲・海上封鎖に合流したため、計画は挫折する。⁽²⁶⁾ むしろ 1807 年のイギリス枢密院令＝海上封鎖、フランスのミラノ勅令＝大陸封鎖によって中立船舶の中継貿易は大幅に攪乱されるなか、同年 6 月の仏領西インド貿易に従事するアメリカ商船の拿捕事件 (チェサピーク号事件 Chesapeake Affair) を契機として、ジェファーソン政権は 1807 年 12 月 22 日に「出港禁止法」Embargo Act を公布、ヨーロッパ通商を全面禁止した。⁽²⁷⁾

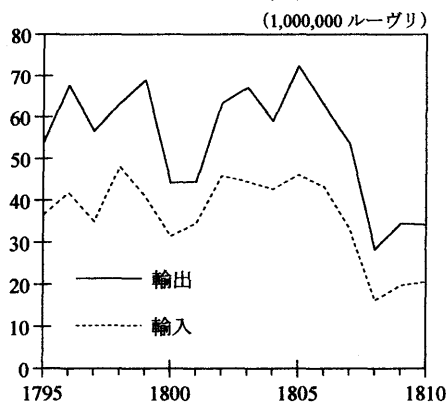
以後アメリカではイギリス通商から脱却した国内市場の形成が進む反面、貿易活動は大幅に下落する (表Ⅲ-3)。イギリス通商を重視する北部の海運・産業利害は連邦派に結集して同法の撤廃運動を展開し、マディソン政権は 1809 年 3 月 1 日の「通商禁止法」Non- Intercourse Act によってヨーロッパ通商を解禁する一方、海上・港湾封鎖を続行する英仏両国には報復措置として輸出禁止を維持した。同年 4 月 19 日にはイギリス大使エルスキンの要請によって米英通商を一時認めたが、同年 5 月にポートルランド内閣が中立船舶の拿捕を再開するに及び、マディソン政権も同年 8 月 9 日に米英貿易の自由を撤回する。⁽²⁸⁾ このため駐露公使 J・Q・アダムズはアレクサンドル一世に助力を求めて北海経由の米露貿易・ロシア領内経由の陸上貿易を保全し、1809 - 10 年のバルト海貿易は未曾有の成長を示した (表Ⅲ-3)。しかしバルト海貿易の主要相手たる丁露両国が大陸制度に荷担する限り、中継貿易に立脚するアメリカ海外貿易の成長には限界が存在した。⁽²⁹⁾ 事態を開くためマディソン政権は 1810 年 5 月 11 日に通商禁止法改正 (「メーコン第二法」Macon Act No. 2) を公布、英仏両国のいずれか一方がアメリカ商船の中継貿易を承認した場合、合衆国政府は他方との通商活動を禁止する旨を表明した。これを受けてフランスは同年 7 月にアメリカ商船を大陸制度の規定から免除し、同年 11 月にランブイエ勅令を廃止したため、マディソン政権もメーコン第二法を発動、1811 年 2 月 11 日に対英通商を禁止した。

かくしてアメリカは大陸制度の枠内における中継貿易の自由を実現し、間接的に大陸封鎖に合流したのである。⁽³⁰⁾ 続く同年 5 月 16 日の米英海軍の交戦 (「小ベルト事件」Little Belt Affair) によって主戦派の「戦争鷹」War Hawks が台頭するなか、1812 年 4 月 4 日の出港禁止法は対英規制を一層強化し、米英緊張は高まった。⁽³¹⁾

④ ロシア

1803 年の英仏開戦に伴い対仏同盟を準備するなか、アレクサンドル一世は 1804 年の関税改革によって輸入関税を緩和し、織布工場の綿糸調達を後援するとともに、英露関係の強化に努めた。⁽³²⁾ この結果ロシア海外貿易は、1804 年の減少を経て、1805 年には輸出・輸入とも漸増する。しかし対仏包囲・海上封鎖に伴うバルト海貿易の攪乱によって、1806 - 07 年の貿易総額は再びアミアン和

図Ⅲ-2 ロシア海外貿易



典拠) A. Kahan, *op. cit.*, pp. 164- 165, 192- 193; 伊藤昌太「農奴制ロシアにおける関税政策の特質」福島大学『歴史』第 19 号 1967 年、12 頁、メンデリソン、前掲邦訳、第 4 巻、428 - 441 頁。

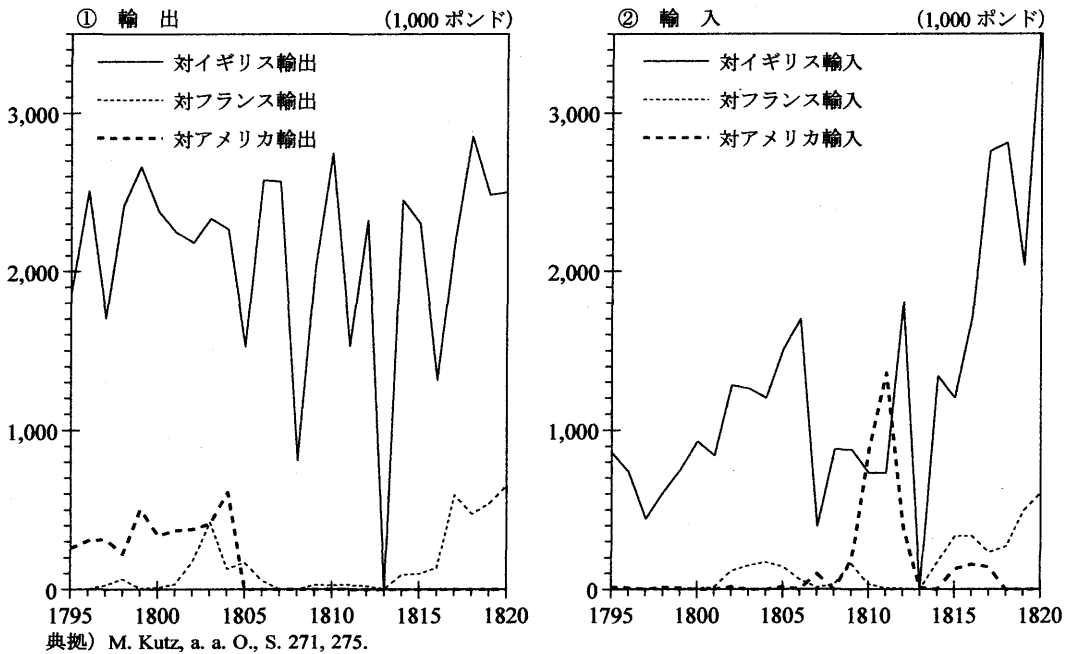
表Ⅲ-4 ロシア海外貿易：主要品目内訳

① 輸出 (1,000,000 ルーブリ)							
年度	総額	大麻・亜麻	木材	鉄	繊維製品	油脂	穀物
1804	59.0 (100)	20.0 (33.9)	1.28 (2.2)	1.90 (3.2)	3.95 (6.7)	11.1 (18.8)	8.1 (13.8)
1805	72.4 (100)	19.9 (27.5)	1.31 (1.8)	3.16 (4.4)	4.05 (5.6)	9.3 (12.8)	21.0 (29.0)
1806	62.7 (100)	18.2 (29.0)	1.14 (1.8)	3.32 (5.3)	3.59 (5.7)	9.5 (15.1)	13.3 (21.2)
1807	53.6 (100)	19.7 (36.8)	0.93 (1.7)	2.48 (4.6)	4.17 (7.8)	7.3 (13.5)	4.5 (8.3)

② 輸入 (1,000,000 ルーブリ)							
年度	総額	鉱物	金属製品	化学製品	繊維製品	砂糖	茶
1804	42.7 (100)	0.63 (1.5)	0.58 (1.4)	2.59 (6.1)	11.3 (26.5)	6.48 (15.2)	2.25 (5.3)
1805	46.1 (100)	0.70 (1.5)	0.67 (1.5)	3.42 (7.4)	11.6 (25.2)	5.91 (12.8)	2.35 (5.1)
1806	43.3 (100)	1.06 (2.4)	0.81 (1.9)	3.67 (8.5)	9.1 (21.1)	4.98 (11.5)	1.99 (4.6)
1807	33.2 (100)	1.05 (3.2)	0.44 (1.3)	2.90 (8.7)	7.2 (21.6)	5.59 (16.8)	2.87 (8.6)

典拠) メンデリソフ、前掲邦訳、第4巻、428 - 441頁。

図Ⅲ-3 ロシア海外貿易：主要市場内訳



約以前の水準まで縮小している。(図Ⅲ-2)。品目構成では、18世紀と同様、輸出品における船舶用品(麻類・木材)・鉄の、輸入品目における繊維製品・熱帯産品(砂糖・茶)の優位が顕著であるが、輸出構成では穀物が20 - 30%まで上昇したほか、国内産業の成長を背景として加工製品=繊維製品の漸増が注目される(表Ⅲ-4)。市場編成としては、依然イギリスが最大の相手市場であったが、英仏開戦に伴いイギリス通商が急落する一方、中継貿易国家アメリカとの取引関係が拡大している(図Ⅲ-3)。こうしたなか商相ルミアンツェフは、1803年のアメリカ領事着任、同年のルイジアナ買収に伴うアメリカ領土の西部拡張に触発されつつ、シベリア・太平洋経由の極東・北米貿易に注目する一方、先に対日使節ラクスマンを派遣した宰相ヴォロントソフもこの構想を支持し、露米会社のレザノフ Nikolai Petrovich Rezanov を日本(1805年)・露領アラスカ・西領北米(1806年)に派遣している。⁽³³⁾

続く1806年11月のベルリン勅令によってバルト海貿易が阻害されるなか、代替経路として黒海

・地中海貿易の開拓は急務となった。⁽³⁴⁾ オデッサ市長リシュリュエーは小型の「啓蒙専制君主」として貿易振興に努め、都市財源として関税収入の 10% (1803 年 6 月以降 20%)・酒税のほかに国庫補助 200,000 ループリを獲得し、海峡経由で来航する大型外洋船舶の専用岸壁を整備する一方、1803 年 11 月にはギリシア人居住区を復活して外国商人を誘致した。1804 年には民間商業銀行 (資本金 750,000 ループリ) の設立を支援し、同行は為替手形の割引 (年利 6%)・貨物担保の貸付によって商業信用の供与に従事した。⁽³⁵⁾ また 1805 年に新ロシア三県が再度統合するに及び、リシュリュエーは新ロシア知事 (1805 - 14 年) に就任し、南部ロシアの人口増大・農業振興を推進する一方、⁽³⁶⁾ 1806 年には株式企業の「帝国保険会社」を設立したほか、フランス亡命貴族サン＝プリースト Armand Emmanuel Saint- Priest を商業裁判所の判事に任命した。さらに各国領事の誘致に努め、以後フランス・オーストリア・スペイン・ナポリ・イギリス・ラグーサ・イオニアがオデッサ領事を開設している。⁽³⁷⁾ また外相チャルトリスキーは、外交的には 1805 年の英露同盟・露土同盟によってフランスのバルカン進出を阻止するなか、経済的には祖国ポーランドのチャルトリスキー家門が従事するオデッサ経由の黒海貿易を推進し、その販路としてイギリス向け輸出を推奨した。⁽³⁸⁾

こうしてオデッサ海外貿易は急速に増大し、1802 - 05 年において輸出貿易は 2 倍、輸入貿易は 3 倍に拡大している。オデッサの成長に牽引されて黒海貿易も全体として上昇し、当該期を通じて輸出貿易は 200 万ループリから 570 万ループリへと、輸入貿易も 150 万ループリから 400 万ループリへと 2 - 3 倍に成長した。ロシア海外貿易に占める黒海貿易の割合も 1802 年時点の 3% から 1805 年の 8 - 9% へと伸張している (表 III - 5)。なかでも穀物輸出の成長が著しく、ソウルの推計によれば、前述の如く 1802 - 04 年に 50 万チェトベルチから 100 万チェトベルチへと倍増した後、1805 年には 160 万チェトベルチまで増大している。ただしこの数値は、メンデリソンの示す 1805 年におけるロシア穀物輸出総量 200 万チェトベルチの 75% に相当し、過大評価と思われる (表 III - 6)。黒海穀物の販路としてはイギリス向け輸出の上昇が注目され、イギリス穀物輸入に占める割合は、1804 年で 0.5% にとどまったものの、1805 年には 11.6% まで上昇したとされる。⁽³⁹⁾

表 III - 5 ロシア黒海貿易 (1,000 ループリ)

	輸 出			輸 入		
	ロシア総額	黒海経由	うちオデッサ	ロシア総額	黒海経由	うちオデッサ
1802	63,300 (100)	2,132.072 (3.4)	1,534.114 (72.0)	45,800 (100)	1,467.119 (3.2)	719.982 (49.1)
1803	67,100 (100)	3,939.240 (5.9)		44,500 (100)	2,368.708 (5.3)	
1804	59,000 (100)	3,897.878 (6.6)	2,339.509 (60.0)	42,700 (100)	3,343.559 (7.8)	1,223.000 (36.6)
1805	72,400 (100)	5,700.596 (7.9)	3,399.291 (59.6)	46,100 (100)	4,131.095 (9.0)	2,156.000 (52.2)
1806	62,700 (100)	2,648.675 (4.2)	822.927 (31.1)	43,300 (100)	3,453.000 (8.0)	1,845.000 (53.4)
1807	53,600 (100)		336.022	33,200 (100)		490.000
1808			1,975.013			1,901.000
1809			1,776.290			2,259.000
1810			3,146.994			2,763.000
1811			7,747.544			7,040.000
1812	139,000		5,855.045	76,400		2,313.000

※ 黒海経由のカッコ内数値は貿易総額に占める%、オデッサ貿易のカッコ内数値は黒海貿易に占める%。
 典拠) 海外貿易の総額は、メンデリソン、前掲邦訳、第 4 巻、428 - 429 頁。黒海貿易の総額は、V. G. Sirotkin, op. cit., p. 80。オデッサ貿易の総額は、M. L. Harvey, op. cit., p. 76; P. Herlihy, *Odessa*, p. 39。

表 III - 6 ロシア穀物輸出 (chetvert)

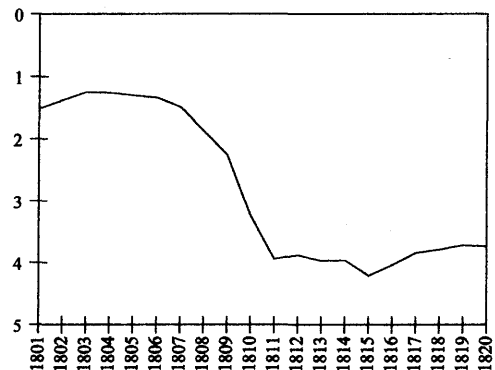
	1802	1803	1804	1805	1806
ロシア総量				1,930,000	560,000
うち黒海経由	519,211	950,141	1,004,108	1,645,229	

典拠) メンデリソン、前掲邦訳、第 4 巻、434 - 437 頁、N. E. Saul, *Mediterranean World*, p. 179, n. 13。

続く 1806 年 12 月に露土戦争が再発した反面、1807 年 6 月のティルジット条約によって仏露戦争が終結するなか、新任外相ルミアンツェフは、外交的には仏露両国の提携・対土包囲の形成に努める一方、商相兼務の立場からイギリス海運の独占体制に不満を抱き、経済的にはロシア海運・商業資本を育成するべくイギリス商人への規制を強めた。まず 1807 年 1 月にはイギリス商人の領内通商（生産者・消費者との直接取引）を禁止し、ロシア商人媒介の産品買付・製品販売を強制する一方、領内居留のイギリス商人には商人組合への加入・資本金額の登録を義務付け、50,000 ルーブリ超過の登録資本には年間 14% を課税した。また同年 3 月 25 日に英露通商条約が満了した際、グリーンヴィル内閣の更新要求を拒否して当該条約を失効している。さらに同年 10 月 26 日（11 月 7 日）より大陸制度に正式加盟して英露通商を停止する一方、アメリカの出港禁止法に対抗してアメリカ商船の中継貿易も遮断し、また瑞露戦争の勃発に伴いスウェーデン経由の輸出も禁止した。続く 1808 年 9 月のエルフルト条約＝仏露同盟に伴い、1809 年 5 月の勅令は入港船舶の船籍確認（出発地・目的地）を徹底してバルト海経由のイギリス向け船舶用品輸出・イギリス製品流入を阻止する一方、イギリス商船及びイギリス貨物を運搬する中立商船の拿捕を開始した。1810 年にはフランスのトリアノン関税・フォンテヌブロー勅令を受諾し、大陸制度を後援している。⁽⁴⁰⁾

対英通商の断絶に伴い、従来イギリスを最大の貿易相手としてきたロシア海外貿易は、先行研究の示す 1806 - 07 年の数値を見る場合、輸出総額で 6,000 万ルーブリから 5,000 万ルーブリへと、輸入総額で 4,000 万ルーブリから 3,000 万ルーブリへと下落、19 世紀に入ってから最低水準を記録し（図Ⅲ-2）、続く 1807 - 10 年には、合法貿易に関する限り、英露貿易は完全に途絶したとされる。取引総額の量的縮小に比して、1806 - 07 年の品目構成に特段の変化はないが（表Ⅲ-4）、これはイギリス製品・英領植民地産品に代わってフランス製品・熱帯産品が流入し、ロシア市場がフランス輸出貿易の販路として存立したことをうかがわせる。とはいえフランス産業に安価・良質なイギリス綿糸を代替する能力はなく、その輸入停止はロシアにおける綿糸価格の急騰・織布工場の減産を招いた。またフランスはロシア輸出品の主力（穀物・麻類）を自給する故に、その仕向け先として機能することはなかったから、当該品目、なかでも穀物の輸出は絶対的・総体的に低落している。こうしたフランス産品輸入の加速・一次産品輸出の減少は貿易収支の悪化を招き、戦費調達に伴う紙幣増発＝通貨減価と相俟って、ルーブリ相場は急落（72%）した。このためアレクサンドル一世は銀ルーブリに対する紙幣ルーブリの通貨価値を切り下げ、銀ルーブリに対する換算割合を従来の 1.5 前後から 1809 年に 2.25、1810 年には 3.24 へと半減している（図Ⅲ-4）。⁽⁴¹⁾

図Ⅲ-4 紙幣ルーブリの減価



※ 1 銀ルーブリに対する紙幣ルーブリの換算割合。
典拠）有馬達郎『ロシア工業史研究——農奴解放の歴史的前提の解明——』東大出版会 1973 年、9 頁。

他方、1806 年 12 月における露土戦争の再発はオデッサの貿易活動を攪乱し、その輸出総額は 1805 - 07 年において 340 万ルーブリから 30 万ルーブリまで、輸入総額も 200 万ルーブリから 50 万ルーブリまで下落した。黒海諸港全体の取引規模も 1805 - 06 年において輸出は 570 万ルーブリから 260 万ルーブリへと半減、輸入は 410 万ルーブリから 340 万ルーブリへと減少している（表Ⅲ-5）。続く 1807 年 8 月のスロボシア休戦協定によって黒海貿易は回復に転じるが、なかでも同年 11 月・

12 月のミラノ勅令によってフランス諸港経由の地中海貿易が途絶するなか、各国の商業資本は海上貿易の一部を陸上貿易に転換したため、オデッサはその立地条件からフランス・中欧市場とオスマン・ペルシア・エジプトとの陸路交易を媒介し、東西貿易の中継地点として成長している。新ロシア知事リシュリュエは 1808 年 3 月 5 日の法令によって 12 ヶ月以内の貨物保管に対する関税を免除し、また検疫期間の短縮・倉庫設備の拡充によって中継貿易の機能を整備した。ところで休戦協定は 1808 年 3 月に満了し、政治的には露土戦争が再開するものの、経済的には戦時を通じてオデッサ経由の黒海貿易は続行されたとされる。実際、オデッサの輸出貿易は、1808 年に 200 万ルーブリ、1810 年に 300 万ルーブリへと戦前水準に回復、輸入貿易も 1808 - 09 年には戦前規模を上回る 200 万ルーブリに上昇している（表Ⅲ-5）。なお 1811 年には輸出・輸入とも 700 万ルーブリを超えるオデッサ史上最大の年額を記録したが、これは紙幣ルーブリの切り下げに由来する。

しかし 1809 年 1 月の英土同盟に伴い英土両国との対立が深まるなか、外相・商相ルミアンツェフはむしろ大陸封鎖の一環として黒海通商を規制する必要を認識し、1809 年 5 月の上記勅令がバルト海経由のイギリス通商を規制したとすれば、同月の別の勅令は黒海諸港におけるオスマン商船の入港を禁止するとともに、黒海経由のオスマン向け食糧供給・イギリス製品流入を規制した。続く 1810 年 2 月 19 日の勅令はオデッサの穀物輸出を禁止し、なかでも敵国オスマン向け供給を妨害している。⁽⁴²⁾ この結果、復調したオデッサの貿易活動は 1812 年に再び下落し、輸出貿易は 770 万ルーブリから 580 万ルーブリへと、輸入貿易は 700 万ルーブリから 230 万ルーブリへと急落している（表Ⅲ-5）。これに対してオデッサ商人組合は、政府の規制措置によって黒海諸港の貿易活動が多大な被害を受けていること、黒海諸港の輸入産品は主にレヴァント地域の産品であってイギリス製品の比重は低いこと、黒海諸港で活動する外国商人はギリシア・イタリア商人が中心であってオスマン・イギリス商人の地位は低いこと、等々を指摘して通商規制の外交効果に疑問を示す一方、新ロシア総督リシュリュエも国家の外交利害から独立した貿易活動を推進すべきこと、黒海貿易の推進は 18 世紀以来の悲願であること、以上の観点から黒海貿易の自由を主張した。⁽⁴³⁾

こうしてバルト海・黒海貿易の両面において大陸封鎖の弊害が露呈するなか、アレクサンドル一世は 1810 年の内政改革＝大臣制度の再編に伴い、蔵相グリエフ Dmitrii Aleksandrovich Guriev (1810 - 23 年) を登用する一方、商務大臣を廃止して内務大臣に経済政策を委ね、内相補佐スペランスキー・海相モルドヴィノフ Nikolai Semenovitch Mordvinov が通商政策を主導することになった。⁽⁴⁴⁾ まず 1810 年 12 月 31 日 (1811 年 1 月 12 日) の関税改革では輸入規制の対象品目を緩和した反面、輸入禁止の対象としてイギリス工業製品のほかに奢侈的な熱帯産品・繊維製品 (絹織物・ベルベット・レース) を加え、また葡萄酒に関しては海路輸入のみ許可して陸路輸入を禁止した。新たに規制対象とされた奢侈品・葡萄酒はいずれもフランスの主力産品であり、海路輸送の義務付けは軽量高価なフランス産品の輸送方法として不適であったのみならず、イギリス海軍が海上封鎖を展開する現状においては実質上の取引禁止を意味した。また 1810 年の関税改革は、中立船舶の領内入港・自由貿易を認め、1808 - 09 年の領事・大使交換と相俟ってアメリカ商船の中継貿易を促進したほか、隣国スウェーデンを経由する英露通商を是認した。⁽⁴⁵⁾ アレクサンドル一世は関税改革の目的として、あくまで重量安価な船舶用品の輸出促進、貿易収支の安定・ルーブリ相場の回復を強調したが、フランス大使コランクールは当該関税の撤廃・大陸制度の遵守を要請し、1811 年 4 月 24 日には対露宣戦も辞さない旨を警告した。このため外相ルミアンツェフはアメリカ商船への臨検措置を強化したものの、敵国産品の不積載を自己申告した場合の臨検免除を認め、実質的に大陸制度の履行を無視した。⁽⁴⁶⁾ 黒海貿易に関しては、1809 年 9 月・10 月の勅令によって中立船舶のみなら

ず敵国オスマン商船の入港を認め、ギリシア商人の黒海通商を奨励する一方、米露関係の強化に伴い 1809 - 10 年には黒海史上初めてアメリカ商船がオデッサに入港している。続く 1811 年 3 月にはオデッサの穀物輸出も解禁された。これに対してフランス大使コランクールはフランス・イタリア商船の排他的な寄港を求めたが、外相ルミアンツェフは外交利害に対して通商利害を優先し、この要請を拒否している。こうして列国の海上封鎖・港湾封鎖が交錯するバルト海世界とは対照的に、黒海水域では露土戦争の続行にもかかわらず安定的な貿易活動が展開されたのである。⁽⁴⁷⁾ 以上の如くバルト海・黒海の両面で大陸制度に対抗的な通商政策を導入するなか、アレクサンドルー世は 1812 年 4 月 8 日の自由貿易宣言によって大陸制度から脱退し、以後むしろパーシヴァル内閣と英露通商条約の交渉を開始する。⁽⁴⁸⁾

⑤ オスマン帝国

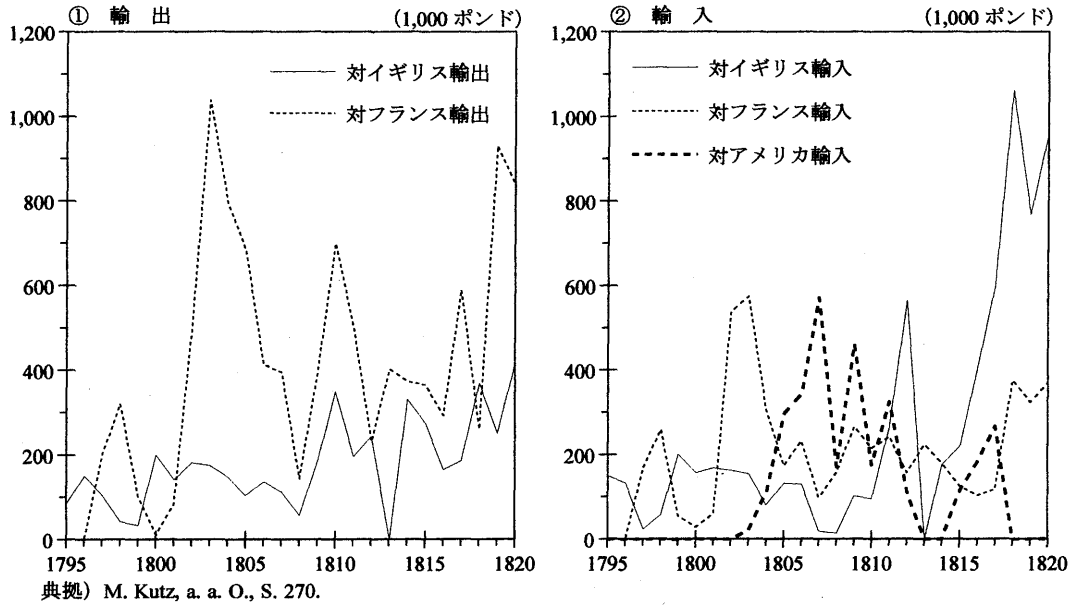
オスマン帝国は 1802 年のアミアン和約によって仏土関係・カピチュレーションを回復するに伴い、世紀転換期に断絶していたフランスとの通商関係を急速に拡大する一方、一時フランスを凌駕したイギリスとの通商取引は低減傾向にある（図Ⅲ-5）。続く 1803 年の英仏開戦によって両国が地中海域の海上封鎖・拿捕活動を展開するに伴い、英仏との貿易活動は急激に下落する。その後 1806 年の仏土接近と 1807 年の英土危機＝英土同盟の破棄によってイギリス通商特権を停止する一方、むしろ 1806 年に勃発した露土戦争の戦費を調達する必要から、イギリス商人の通商活動に対する課税を強化するなか、1806 - 07 年においてイギリス通商はほぼ途絶している。こうしてオスマン帝国はフランスの友邦として大陸制度に荷担し、イギリス通商を攪乱したのである。⁽⁴⁹⁾

しかしながら続く 1807・08 年の仏露同盟に伴う 1809 年の英土同盟＝ダーダネルス条約によって英土関係を回復、イギリス通商特権を再認した結果、以後オスマン帝国は大陸制度より離脱してイギリス通商を拡大する。輸出市場としてはフランスが依然として首位を占めるものの、1810 年代前半にはフランスの減少・イギリスの上昇傾向によって両国向け輸出はほぼ拮抗しており、また輸入貿易においてはフランスの停滞傾向とは対照的にイギリスの一貫した上昇が際立ち、最大の輸入相手に成長している。こうして全体としてはオスマン帝国の相手市場におけるフランスからイギリスへの移行が進むことになった。なお列国の海上封鎖・港湾封鎖に伴い直接通商が阻害されるなか、第三国としてアメリカがオスマン海外貿易を仲介していることが注目される。なかでも 1804 - 11 年の輸入貿易においてアメリカは英仏両国を上回る最大の輸入相手として登場している。

次に帝国経済の動向を見よう。フランス軍隊の撤退によってオスマン帝国のエジプト支配が回復したものの、続く太守メフメット・アリ（1805 - 49 年）は独立傾向を一層強め、軍隊の増強・装備の刷新に努める一方、その財源を確保するべく徴税請負制を廃止、直接徴税制を導入するとともに、農業生産に関する専売制度を導入して輸出貿易の独占を図った。なかでも 1806 - 12 年の露土戦争によってオスマン本国の食糧・兵糧需要が高まったにもかかわらず、1800 - 10 年にかけてエジプトのオスマン向け穀物供給は 30,000 キラから 15,000 キラへと半減、帝国の食糧輸入に占める比重は 1 %未満の無視しうる水準まで低下している（表Ⅲ-7）。これは決してエジプト農業生産の縮小に由来する訳ではなく、むしろ露土戦争の再発に伴う黒海地域の西欧向け穀物輸出が攪乱されるなか、エジプト太守は相互に抗争する英仏両国に対して食糧供給を加速したと言われる。のみならず 1811 年には穀物の民間流通を禁止して穀物輸出の国家独占を図り、1812 年よりあらゆる商品作物（米穀・砂糖・染料・原綿）に対して専売制度・輸出独占を漸次適用している。かくしてエジプトはオスマン帝国経済から離脱する一方、西欧市場との通商関係を深めることになる。⁽⁵⁰⁾

エジプト市場の離脱が確定するなか、マフムート二世は残された帝国経済の生命線としてルーマ

図Ⅲ-5 オスマン海外貿易：主要市場内訳



表Ⅲ-7 オスマン帝国の穀物調達市場

(1,000 キラ)

	総計	黒海沿岸			マルマラ海 沿岸	地中海沿岸		
		ロシア領	ルメリア	アナトリア		ルメリア	アナトリア	エジプト
1800 - 05	3,144 (100)		1,970 (62.7)	142 (4.5)	333 (10.6)	669 (21.3)		28 (0.9)
1805 - 10	5,900 (100)	552 (9.4)	2,614 (44.3)	132 (2.2)	1,426 (24.2)	898 (15.2)	260 (4.4)	15 (0.3)
1810 - 14	5,583 (100)	1,451 (26.0)	1,045 (18.7)	473 (8.5)	672 (12.0)	605 (10.8)	355 (6.4)	980 (17.6)

典拠) T. Güran, op. cit., p. 40.

ニア穀物貿易への統制を強化せざるを得ず、1800 - 10 年にかけてルーマニアの穀物供給は絶対的な総量で 2,000 千キラから 2,600 キラへと拡大している (表Ⅲ-7)。しかしながら露土戦争に伴うロシア黒海艦隊の拿捕行為によってオスマン商船の海運活動は大きく阻害され、ルーマニア穀物貿易の相対的な比重は 44 % に下落したのみならず、⁽⁵¹⁾ 戦費調達に伴う 1808 年の通貨改革は貨幣価値の下落と穀物価格の高騰を加速し、帝都の食糧危機は深まった。このためオスマン政府は中立諸国の商船を媒介とした黒海経由の穀物輸入を試み、⁽⁵²⁾ 1806 年にはプロイセンに対して黒海貿易を承認したほか、以後帝都に在外大使を設置する諸国には個別の通商条約を締結することなく無条件に黒海貿易の自由を承認する意向を示した。⁽⁵³⁾ なお 1809 年にはアメリカ商船に対して黒海航行を認めたと、アメリカ商船は必ずしも期待されたロシア穀物の帝都向け供給に従事せず、むしろロシア輸出貿易を媒介したため、間もなくアメリカ商船の黒海航行は禁止された。⁽⁵⁴⁾

前述の如くアレクサンドル一世は 1809 年に黒海経由の敵国通商を公認し、以後オスマン政府は敵国ロシアからも穀物を実施している。その総量は 1809 - 10 年には 500 千キラ、比重にして全体の 10 % 未満にとどまったものの、続く 1810 - 14 年には 1,500 千キラまで三倍に拡大、全体の 26 % に達し、オスマン帝国にとってロシア南部はルーマニアを凌駕する最大の穀物供給地帯へと成長している (表Ⅲ-7)。これはかつてオスマン帝国の食糧供給基地であった黒海北岸が今やロシア領に帰属した結果であり、ロシア南下政策に伴うオスマン帝国経済の解体と食糧自給体制の崩壊を象徴すると言えよう。

註

- (1) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 82- 86; 吉田、前掲書、147 - 152 頁。
- (2) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 88- 97, 162- 164; F. E. Melvin, *Napoleon's Navigation System: A Study of Trade Control during the Continental Blockade*, New York, 1919, pp. 6- 7; 吉田、前掲書、150 - 156 頁。なお 1807 年 8 月 6 日・11 月 13 日の追加条令はフランス本国以外の製品をほとんどイギリス製品とみなして取引を禁止したほか、フランス植民地産品には原産地証明を義務付け、ギリス諸港に寄港した商船船員への罰則を強化した。
- (3) デンマークは、1807 年 9 月の対英開戦・同年 10 月の丁仏同盟形成＝大陸制度加盟を受け、同年 9 月 14 日の私拿捕令によってイギリス商船への武力攻撃を開始する。続く 1808 年 10 月 14 日の勅令はノルウェー向け中立船舶に一定金額（積荷価格の 25 %）の供託を義務付け、ノルウェー諸港の発行する入港証書の提示を条件として返還し、ノルウェー向け取引を偽装したイギリス通商を防止した。その反面、中継貿易に従事する商業資本は対英戦争に伴う経済攪乱に疲弊する一方、国王フレゼリク六世も国内産業向け物資供給の必要を考慮し、1809 年 3 月 3 日の勅令はハンブルク・リューベック経由の輸出貿易を解禁、同年 3 月 27 日の勅令は中立船舶への規制を緩和している。この結果アメリカ合衆国は後述する同年 3 月 1 日の通商禁止法によってデンマーク向け輸出を解禁する一方、フランスは同年 5 月 13 日にデンマーク商品の輸入を許可している。さらにパーシヴァル内閣もデンマーク商船への許可状発行を拡大し、実質的にデンマーク経由のイギリス海外貿易も拡大した。
フランスはデンマーク商船を媒介とするイギリス対欧貿易の回復を警戒し、デンマークに対して大陸制度の遵守を要請したため、国王フレゼリク六世はノルウェー・シュレスヴィヒ・ホルシュタイン領有を維持するべく丁仏関係の維持・大陸制度の遵守に努め、1809 年 12 月より貿易統制を再び強化し、1810 年にはイギリス海外貿易を支える熱帯産品の輸入を規制した。大陸封鎖の強化に対して、属領ノルウェーはコペンハーゲン経由のイギリス穀物輸入を希求する一方、商業資本は中継貿易の再開を求め、また外相ベルンシュトルフは親仏外交を批判して辞任している。以後デンマーク商人はイギリス政府発行の貿易許可状を取得して密輸活動に従事し、国王もこの動きを黙認した。対してフランスは大陸制度への違反を度々抗議したため、フランス軍隊の侵攻を恐れる国王は貿易統制を再び強化したが、大陸制度への国内不満は次第に高まることになった。以上の点については、R. Ruppenthal, *op. cit.*, pp. 10- 22.
- (4) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 122- 123. さらに 1809 年 10 月のシェーンブルン条約によってアドリア海の仏領イリア諸港、1810 年 1 月の仏瑞講和によってスウェーデン諸港、同年 3 月 16 日の蘭仏協定ではオランダ諸港、同年 7 月の法令ではシュレスヴィヒ・ホルシュタイン諸港、続く 8 月の法令ではオルデンブルク公国を含むオランダ＝エルベ河間の諸港を、順次封鎖している。
- (5) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 149- 152; 吉田、前掲書、159 - 160 頁。
- (6) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 123- 126; 吉田、前掲書、156 - 158 頁。
- (7) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 149- 151; 吉田、前掲書、160 - 161 頁。1809 年にギアナ・マルティニーク島・セネガル、1810 年にグアドループ島・モーリス島・レユニオン島、1811 年に蘭領ジャワが陥落している。
- (8) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 135- 136; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 155- 156.
- (9) V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 18- 19.
- (10) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 30- 31. なおアントワーヌの実妹はナポリ・スペイン国王ジョゼフ・ボナパルトの王妃として嫁ぎ、ボナパルト家とは親戚関係にあった。帝政時代には男爵の爵位を授与され、その黒海貿易論はナポレオンの通商政策にも強い影響を与えたと推定される。
- (11) S. Woolf, "The Mediterranean Economy during the Napoleonic Wars", E. Aerts/ F. Crouzet (ed.), *Economic Effects of the French Revolutionary and Napoleonic Wars*, Leuven, 1990, p. 116
- (12) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 215- 220; F. E. Melvin, *op. cit.*, pp. 109- 130; 吉田、前掲書、162 - 169 頁。
- (13) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 201- 203; F. E. Melvin, *op. cit.*, pp. 211- 234; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 178- 185.
- (14) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 230- 233.
- (15) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 81, 105- 106; 吉田、前掲書、145 - 146 頁、註(11)。
- (16) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 107- 109; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 99- 100.

- (17) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 81- 82; 吉田、前掲書、150、161 頁、註(1)。
- (18) E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 98- 100, 110- 121, 389- 407; A. N. Ryan, “The Defence of British Trade with Baltic, 1808 - 1813”, *English Historical Review*, Vol. 74, 1959; idem, “Trade with Enemy in the Scandinavian and Baltic Ports during the Napoleonic Wars: For and Against”, *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th Series, Vol. 12, 1962; 松尾太郎「ナポレオン体制下イギリスにおける貿易問題」『経済志林』第 33 卷 1965 年 (同『近代イギリス国際経済政策史研究』法政大学出版局 1973 年、再録)。大陸封鎖に対するイギリスの対応については、F. Crouzet, *L'économie britannique et le blocus continental (1806-1813)*, 2vols., Paris, 1958.
- (19) D. S. Macmillan, “Russo- British Trade Relations”, pp. 442- 443.
- (20) A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 191- 192; C. Vassallo, *op. cit.*, pp. 21- 22.
- (21) M. S. Anderson, “The Continental System and Russo- British Relations during the Napoleonic Wars”, K. Bourne/ D. C. Watt (ed.), *Studies in International History: Essays presented to W. Norton Medlicott*, London, 1967, pp. 70- 75; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 112- 118, 134- 137; H. Ragsdale, *op. cit.*, pp. 83- 84.
- (22) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 282- 283; M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 71- 72.
- (23) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 196- 197.
- (24) M. L. Harvey, *op. cit.*, p. 22; A. I. Bagis, *op. cit.*, pp. 48- 49; A. Ü. Turgay, *op. cit.*, pp. 299- 300.
- (25) バルト海貿易に従事するスコットランドの J・フィンレイ商会 J. Finlay & Co. は 1811 年に C・オービン Aubin をレヴァントに派遣して市場調査を行う一方、同社の K・フィンレイはグラスゴウ商業会議所議長・庶民院議員として大陸制度の打撃及びレヴァント・バルカン市場開発の必要を訴え、レヴァント貿易独占の弊害と自由貿易の意義を主張している。A. Cunningham, “The Journal of Christophe Aubin: A Report on the Levant Trade in 1912”, *Archivum Ottomanicum*, Vol. 8, 1983, pp. 5- 7. なおイギリス黒海海運に関して、小松香織「オスマン帝国末期の英国黒海汽船海運」『歴史人類』第 26 号 1998 年、同『オスマン帝国の海運と海軍』山川出版社 2002 年。
- なお 18 世紀のレヴァント貿易と比較した場合、まず取引品目の構成として、輸出品目の主力は旧来の羊毛製品から新興の木綿製品へと移行する一方、輸入品目では東方物産に対して原綿・染料の比重が拡大した。また貿易活動を牽引するレヴァント会社において自由商人の新規加盟が激増し、財界・政界の有力者(ロスチャイルド、ネルソン提督、グラッドストーン兄弟、R・ピール)も登録したほか、貿易活動の拠点として、レヴァント会社の拠点ロンドンに加え、工業地帯を背後に控える地方諸港(リヴァプール・ブリストル・ハル・グリムスビー・グラスゴウ・ダブリン)が成長している。以上の事実は産業革命に伴うレヴァント貿易の再編を体現するとともに、レヴァント市場が大陸封鎖で閉塞したヨーロッパ市場の代替販路として期待されていたことを示している。A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 192- 195; H. Inalcik, “When and How British Cotton Goods Invaded the Levant Markets”, H. Islamoglu- Inan (ed.), *The Ottoman Empire and the World- Economy*, New York, 1987, pp. 374- 383.
- (26) K. Ahonen, *op. cit.*, pp. 73- 75.
- (27) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 99- 100, 109- 110; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 129- 135; J. A. Frankel, “The 1807- 1809 Embargo against Great Britain”, *Journal of Economic History*, Vol. 42, 1982.
- (28) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 125- 126, 282- 283; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 136- 138.
- (29) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 151- 158; N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 55- 59; K. Ahonen, *op. cit.*, pp. 78- 79.
- (30) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 198- 199; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 139- 144.
- (31) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 242- 243; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 144- 146.
- (32) 1804 年の関税改革については、伊藤、前掲論文、7 - 8 頁。
- (33) J. S. Zimmerman, *op. cit.*, pp. 70- 77, 122- 123; P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 175- 176; N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 42- 48; 石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』東大出版会 1982 年、126 - 127 頁。
- (34) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 40- 41.
- (35) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 37- 39; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 59- 64.
- (36) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 21- 34; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 77- 78. 入植農民に対して種々の特権(経済的には土地の無償供与、酒類の製造・販売特権、建築資材・農業機具・必要資金の提供、酒類の製造・販売、土地の質入、

手工業品の生産、政治的には納税・軍役の免除、人格・宗教の自由)を認可した結果、人口粗密なスモレンスクより国有地農民・各種異宗派が入植したのみならず、オスマン支配下のバルカンからスラヴ農民を、フランス支配下のヨーロッパ各国(ドイツ・スイス)からドイツ系プロテスタント少数宗派が流入している。

- (37) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 37- 39; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 62- 65. なお帝国保険会社の株式は主に都市周辺の地主から募集されたが、黒海海域は外国商人にとってなお未知の領域であるが故に海難事故が絶えず、保険金支払が保険料収入を超過したため、間もなく経営は破綻している。
- (38) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 127- 128; H. Klimesz, "Poland's Trade through the Black Sea in the 18th Century", *Polish Review*, Vol. 15, 1970, pp. 66-74; I. Reychman, "Le commerce polonais en Mer Noire au XVIIIe siècle par le port de Kherson", *Cahier du monde russe et soviétique*, Vol. 7, 1966, pp. 239- 243.
- (39) N. E. Saul, *Mediterranean World*, p. 178, n. 8.
- (40) D. S. Macmillan, "Russo- British Trade Relations", pp. 439- 442; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 98- 99.
- (41) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 71- 72; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 317- 318; V. R. Iatsounski, "De l'influence du blocus continental sur l'industrie cotonnière russe", *Annales historiques de la Révolution française*, vol. 36, 1964, pp. 67- 68.
- (42) T. C. Prousis, "Trading with the Enemy: Black Sea Commerce in 1809- 10", M. D. Salvo/ L. Hughes (ed.), *A Window on Russia: Papers from the V International Conference of the Study Group on Eighteenth- Century Russia, Gargnano, 1994*, Rome, 1996, pp. 140- 141.
- (43) T. C. Prousis, "Trading with the Enemy", pp. 141- 142; V. Kardasis, *op. cit.*, pp. 111- 112. またオスマン帝都に駐在する外務官僚フオントン Joseph de Fonton も外相ルミアンツェフに対して黒海通商の規制に伴う弊害を逐次報告している。T. C. Prousis, "Disputes in the Dardanelles: A Report on Russo- Ottoman Relations", *East European Quarterly*, Vol. 36, 2002, pp. 159- 162.
- (44) 海相モルドヴィノフは、その才覚・教養からエカチェリーナ二世時代に皇太子パーヴェルの学友に抜擢され、その後A・スミスの古典派経済学に傾倒する一方、黒海艦隊の提督(1771 - 73年)・イギリス海軍の研修士官(1774 - 76年)として海外貿易の意義を認識し、自らは有数の大土地所有者でありながら、農奴解放・保護貿易を梃子とする国民経済の創出を提唱した開明的な経済思想家として知られる。B. Dmytryshyn "Admiral Nikolai S. Mordvinov: Russia's Forgotten Liberal", *Russian Review*, Vol. 30, 1971; R. V. Ovchinnikov, "Nikolai Semenovich Mordvinov", *MERSEH*, Vol. 23, pp. 60- 62; 伊藤、前掲論文、15- 19頁。
- (45) M. S. Anderson, *op. cit.*, pp. 72- 73; A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 187- 189; 伊藤、前掲論文、7 - 8頁、有馬達郎『ロシア工業史研究』東大出版会1973年、25 - 26頁。
- (46) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 201- 202, 208- 209; E. F. Heckscher, *op. cit.*, p. 319.
- (47) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 41- 42; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 66- 67; T. C. Prousis, "Trading with the Enemy", pp. 143- 144; idem, "Risky Business: Russian Trade in the Ottoman Empire in the Early Nineteenth Century", *Mediterranean Historical Review*, Vol. 20, 2005.
- (48) D. S. Macmillan, "Russo- British Trade Relations", pp. 442, 444. しかし外相ルミアンツェフはイギリス産業資本に有利な自由貿易協定の締結は拒否し、イギリス工業製品に対する高度な保護関税の設定を通告している。また居留イギリス商人に対する課税を規定した1807年1月の勅令も温存した。
- (49) C. Issawi, *op. cit.*, pp. 88- 89.
- (50) S. J. Shaw, *Ottoman Egypt in the Age of the French Revolution*, Cambridge, Mass., 1964; R. Owen, *The Middle East in the World Economy 1800- 1914*, London, 1981, pp. 65- 66; 石田 進『帝国主義下のエジプト経済——19世紀エジプトの植民地化過程の研究——』御茶の水書房1974年、6 - 9, 19 - 25頁、中岡、前掲書、31 - 33頁。
- (51) F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 307- 308; T. Güran, *op. cit.*, pp. 35- 36.
- (52) C. Issawi, *op. cit.*, pp. 326- 327; S. Pamuk, *A Monetary History of the Ottoman Empire*, Cambridge, 1999, pp. 193- 195.
- (53) M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 23- 24.
- (54) A. W. Crosby, *op. cit.*, pp. 158- 159; K. Ahonen, *op. cit.*, p. 80, n. 82.

〔IV〕 第四回対仏同盟 (1812-15年) とウィーン体制

(1) 外交関係

当該段階は、大陸封鎖をめぐる仏露同盟の破綻とモスクワ遠征、これに伴う英露関係の接近と露土戦争の終結、続く第一帝制の崩壊とウィーン体制の成立、以上が国際関係の焦点となる。

① 仏露同盟の解体と露土戦争の終結

仏露関係が緊迫するなか、重臣スペランスキーは第一帝制の解体を前提とした仏露関係の再建を、また外相ルミアンツェフもルーマニア支配の実現に固執して対土戦争の続行・仏露同盟の温存を主張した。対してアレクサンドルー世は、バルト海貿易の中継拠点ハンザ都市、及び実妹の嫁ぐ縁戚国家オルデンブルクの仏領編入を契機として親仏派の両名を更迭する一方、外交顧問ネッセルローデ Karl Basilevich Nesselrode を登用して対仏戦争の準備を進める。⁽¹⁾ まず 1812 年 3 月 24 日 (4 月 5 日) には瑞露同盟を締結し、仏露戦争・丁瑞戦争の開始を相互に約束する一方、バルカン方面では 1811 年 10 月 28 日の休戦協定によって露土戦争の講和交渉に入った。その際、同帝は早期停戦を優先して過度な領土要求を控え、モルダヴィア (セレス河 Sereth 以北)・ドナウ河口スリナ水道 Sulina Channel のみ要求するにとどめたが、オスマン政府は仏露開戦の危機につけ込んで強硬姿勢を崩さず、ルーマニア両国の保全を主張したため、交渉は停滞する。⁽²⁾

他方、イギリス・リヴァプール内閣 (1812 - 27 年) の外相カスルレー (1812 - 20 年) は、仏露関係の冷却を機会に英露関係の修復を急ぎ、1812 年 7 月 18 日のオレプロ条約によって瑞露両国と講和、瑞露同盟に合流した。⁽³⁾ またロシアの迅速な対仏宣戦を促すべく、オスマン帝国の盟邦として露土講和を仲介し、駐土大使 S・キャニング Stratford Canning (1810 - 12 年) はロシアに有利な講和条件を斡旋している。⁽⁴⁾ 逆に英露両国の接近を察知したフランスは、対露戦争を展開するオスマン帝国との提携を求め、1811 年 4 月に駐土大使ラトゥール=モブール Latour-Maubourg を通じて対露同盟の形成を打診、代償としてルーマニア・クリミア奪回の支援を約束した。しかし既に 1807 年のティルジット条約・1808 年のエルフルト条約によってロシアのルーマニア支配を黙認して以来、オスマン政府の反仏感情を修復することは困難であり、同盟交渉は破綻する。⁽⁵⁾

最終的に 1812 年 5 月 16 日 (28 日) のブカレスト条約によって、ロシアはモルダヴィア東部のベッサラビア (ドニエストル=プルート河間)・ドナウ河口キリア水道 Kilia Channel の確保で満足する一方、オスマン政府はルーマニア・セルビア自治を承認した。⁽⁶⁾ この結果ロシアはルーマニア両国の公式併合にこそ挫折したものの、ルーマニアをロシアの実質的な「保護国」 Protectorate とすることに成功する。⁽⁷⁾ かくして女帝時代以来のロシア南下政策は、フランス第一帝制への包囲体制を共通利害とする英露協調の復活を後盾として、一つの頂点を迎えることになる。

② 仏露戦争の展開と第一帝制の崩壊

フランスは外相マレ Maret (1811 - 14 年) を任命し、1812 年 2 月の仏普同盟、同年 3 月の仏丁・仏奥同盟によって対露包囲を構築する一方、駐露大使ローリントン Lauriston を派遣して大陸制度の遵守を再度要請した。しかし交渉は挫折し、同年 6 月 24 日よりモスクワ遠征に着手する。フランス軍は緒戦の勝利・モスクワの占領にもかかわらず、ロシア軍の戦術的後退・焦土作戦と補給物資の枯渇・気候条件の悪化によって 10 月より退却に転じ、この機に乗じて 1813 年 2 月より第四回対仏同盟が成立、同年 10 月のライプツィヒ会戦 (諸国民戦争) によってフランスの劣勢が確定した。続く 1814 年 3 月のパリ陥落・タレーラン臨時政府を経て、同年 6 月 4 日の憲章によってブルボン復古王制が成立、国王ルイ十八世 (1814 - 24 年) が即位する。フランス領土は同年 5 月の第一次パリ条約によって 1792 年時点に、続く 1815 年 3 月 - 6 月のナポレオン百日天下・ワーテル

ロー会戦を経た後、同年11月の第二次パリ条約では1790年水準まで縮小された。

解放戦争の本流は種々の局地紛争を随伴した。北欧ではスウェーデンがフランス唯一の盟邦デンマークを攻め、1814年1月のキール条約によってノルウェーを獲得する。デンマーク・ノルウェー同君連合の終焉に伴い、ノルウェーは同年5月のエイツヴォル憲法によって独自の立憲君主政体を樹立したが、スウェーデンは同年8月のモス条約によってむしろスウェーデン・ノルウェー同君連合の形成を強制した。⁽⁹⁾ イベリア半島ではモスクワ遠征に伴うフランス駐留部隊の縮小を機会にリヴァプール内閣がスペイン侵攻に着手し、1813年6月にマドリッドを攻略、同年12月のヴァランセ条約によって国王フェルナンド七世(1814 - 33年)が復位した。これに対してアメリカ・マディソン政権は、スペイン南米貿易の中継活動を維持する上でイギリスのスペイン支配を警戒し、1812年6月に米英戦争(「1812年の戦争」・「第二次独立戦争」)に着手する。アレクサンドル一世は、対仏同盟で連携する盟邦イギリスと、自由貿易で提携するアメリカとの敵対関係を危惧し、聖ペテルブルク講和会議の開催を提唱するが、イギリス外相カスルレーの拒絶によって挫折した。アメリカは戦況の劣勢から1814年12月にガン条約を結ぶが、続く戦勝に伴い批准は拒否している。⁽¹⁰⁾ バルカン半島では対仏戦争の再発に伴うロシア軍の撤退に伴い、マフムート二世はバルカン・アナトリア西部においてアーヤーン勢力の討伐=封土の回収と集権体制の再建に努め、なかでも列国の関心がライプツィヒ会戦に集中する1813年10月にはセルビア武装勢力を鎮圧した。この反動政策は1815年4月に第二次セルビア蜂起へと帰結するが、列国が百日天下の粉碎に専心するなか、マフムート二世はセルビアをオスマン宗主権下の自治公国とすることに成功した。⁽¹¹⁾

③ ウィーン体制

ナポレオン戦争の戦後処理・領土調整に関して1814年9月よりウィーン会議が開催される。その参加資格は原則として1814年のパリ条約の加盟諸国にあったが、英墮両国の全権代表カスルレー・メッテルニヒは東地中海・バルカン問題を解決するべくオスマン代表の招聘を打診する一方、ロシア代表ネッセルローデも露土国境問題の全面解決を条件に了承したが、マフムート二世は領土問題に列国が介入することを忌避し、提案を拒絶している。⁽¹²⁾ このためウィーン会議ではオスマン領土を除く国境問題が対象とされ、正統主義・代償主義を原則とする利害調整の結果、1815年6月9日の最終議定書では以下の諸点が確認された。すなわち、①ロシアはワルシャワ大公国を継承するポーランド王国の元首を兼任し、また対瑞・対土戦争に伴うフィンランド・ベッサラビア領有を公認された。②プロイセンはザクセン北部・ラインラント・ボンメルンの領有を再認され、③スウェーデンは露普両国にそれぞれフィンランド・ボンメルンを割譲する一方、代償としてデンマークよりノルウェーを獲得、④オーストリアはベルギー・ポーランド・南ドイツの所領を放棄する一方、代償として北イタリア(ヴェネツィア・ロンバルディア)を獲得している。⑤イギリスは戦中に占領したマルタ島・イオニア諸島を確保したほか、オランダからケープ植民地・セイロンを獲得した。また議定書の第108 - 117条では国際河川の自由航行が確認され、主に北西ヨーロッパに流出するライン・ネッカー・マイン・モーゼル・ミュース・エスコアの各河川が各国商船に開放されたが、オスマン政府の不参加に伴い、ドナウ河はやはり対象から除外されている。⁽¹³⁾

アレクサンドル一世は、新任外相ネッセルローデ(1814 - 56年)、イオニア出身の外務長官カポディストリアス Ioannis Antoniou Capodistrias (1815 - 22年)を重用しつつ、1815年9月に神聖同盟(露普墮)を、続く同年11月には四国同盟(英露普墮)を組織した。神聖同盟はキリスト教的友愛主義に基づく国際平和を提唱するものであり、後にイギリス・ローマ教皇を除くほとんどのヨーロッパ諸国が加盟するが、その趣旨からして、ウィーン条約同様、イスラム国家のオスマン帝

国は除外しており、結果的に東欧三国のオスマン包囲体制として機能した。⁽¹³⁾ また四国同盟は、本来の構想では大国・小国の連帯と国際秩序の維持を目指したとされるが、カスルレーの意向によってフランス膨張主義への監視を重視したほか、民族主義・革命運動を予防する武力干渉を含意し、神聖同盟の唱える平和主義との矛盾を孕むものとなった。⁽¹⁴⁾

以後アレクサンドル一世は、まずポーランド問題に関しては、腹心ノヴォシリツェフを派遣して皇弟コンスタンティンの統治体制を補佐し、今や祖国に帰還してポーランド立憲王国の復興を志向するかつての重臣チャルトリスキーの独立運動を牽制した。⁽¹⁵⁾ またバルカン問題に関しては、駐土大使ストロガノフ Grgorii Stroganov を派遣して 1812 年のブカレスト条約の解釈・履行をめぐる露土交渉を再開し、①ルーマニア保護の保証、②セルビア保護又は自治の保証、③ロシアの黒海・小アジア貿易、④ドナウ河口オスマン要塞の破壊、⑤ロシア経済振興の支援、以上を要求した。しかしマフムート二世はロシア通商特権の拡大を拒否し、交渉は難航する。⁽¹⁶⁾ 以後アレクサンドル一世はオスマン帝国のバルカン支配に対抗するべく、重臣カポディストリアスの志向するギリシア独立運動を支援することになる。⁽¹⁷⁾ かくして同帝は、一方では神聖同盟・四国同盟を先導してポーランド独立運動を弾圧する反面、他方では自らの南下政策・黒海貿易に必要なルーマニア・ギリシア独立運動を支援し、この点で同帝の外交政策は根本的な矛盾を孕んだのである。

なおフランスでは、1816 年選挙の結果、地方貴族・亡命貴族の支持する極端王党 *ultra-royalistes* から新興地主・金融業者に立脚する立憲王党 *royalistes constitutionnels* へと主導勢力が移行し、リシュリュエ内閣 (1816 - 18 年) が成立する。リシュリュエはオデッサ市長の経験から仏露関係の維持に努め、しばしば「ツァーリの傀儡政権」*a puppet of the tsar*・「ロシアの西欧問題担当大臣」*western minister for Russia* と非難されたが、1818 年のエクス・ラ・シャペル条約 (アーヘン条約) では、その私的人脈を通じて四国同盟＝ウィーン体制への加入に成功した。⁽¹⁸⁾ 対照的にイギリス・リヴァプール内閣は、戦後の安全保障を維持する上で露土関係の軋轢を懸念し、神聖同盟への加入を拒否する一方、⁽¹⁹⁾ アメリカ・モンロー政権 (1817 - 25 年) も駐米・駐露領事の不幸事やアラスカ国境調整の難航に伴い対露関係を悪化させている。⁽²⁰⁾ 続く南米諸国の独立戦争をめぐる、リヴァプール改造内閣の外相 G・キャニングが自由主義外交に着手する一方、アメリカ国務長官 J・Q・アダムズは 1823 年のモンロー宣言を起草し、両国はロシア中心の反動体制から漸次離脱する。

註

- (1) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 183- 185; D. L. Schlafly, "Nesselrode, Karl Robert", *MERSEH*, Vol. 24, pp. 162- 165.
- (2) P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 189- 191
- (3) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 385- 386, 589- 598; C. Webster, *The Foreign Policy of Castlereagh 1812- 1815*, 2vols., London, 1963, vol. 1, pp. 92- 102; P. K. Grimsted, *op. cit.*, pp. 176- 178.
- (4) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 386- 391, 599- 602; C. Webster, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 86- 91; A. Cunningham, "Stratford Canning and the Treaty of Bucharest", *idem, op. cit.*; S. Lane- Poole, *The Life of the Right Honourable Stratford Canning: Viscount Stratford de Redcliffe*, 2vols., London, 1888, Vol. 1, pp. 161- 176.
- (5) M. S. Anderson, *Eastern Question.*, pp. 43- 44; V. J. Puryear, *Napoleon and the Dardanelles*, pp. 392- 393.
- (6) M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 45- 47; J. C. Hurewitz (ed.), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 193- 197; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 62, pp. 25- 32. ベッサラビア併合に関しては、G. F. Jewsbury, *The Russian Annexation of Bessarabia, 1774- 1828: A Study of Imperial Expansion*, New York, 1976; 志田恭子「帝政ロシアにおけるノヴォロシア・ベッサラビアの成立——併合から総督府の設置まで——」『スラヴ研究』第 49 号 2002 年。
- (7) R. W. Seton- Watson, *A History of the Roumanians from the Roman Times to the Completion of Unity*, Cambridge, 1934, pp. 165- 166; K. Hitchins, *op. cit.*, pp. 52- 53.

- (8) 百瀬・熊野・村井編、前掲書、195 - 197 頁。
- (9) N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 70- 79; N. N. Bolkhovitinov, *op. cit.*, pp. 307- 310.
- (10) S. J. Shaw/ E. K. Shaw, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 14- 15; 永田、前掲論文、161 - 165 頁、新井、前掲書、33 - 34 頁。
- (11) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed), *op. cit.*, Vol. 1, pp. 491- 492; C. Webster, *op. cit.*, Vol. 1, pp. 429- 430; M. S. Anderson, *Eastern Question*, pp. 47- 48; 高坂、前掲書、103 - 104 頁。
- (12) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 64, pp. 6- 26; S. G. Focas, *The Lower Danube River: In the Southeastern European Political and Economic Complex from Antiquity to the Conference of Belgrade of 1948*, New York, 1987, pp. 77- 89; 高坂、前掲書、97 - 98 頁。この原則は 1818 年にエルフレス、1822 年にエルベ、1823 年にウェーゼルへと順次適用された。なおドナウ河に対する国際河川制度の採用は、オスマン帝国を初めて「ヨーロッパ協調」の一員に加えた 1856 年パリ条約での「ドナウ航行委員会」Danube Navigation Commission の設置を待たねばならない。
- (13) P. K. Grimsted, “Capodistrias and a ‘New Order’ for Restoration Europe: The ‘Liberal Ideas’ of a Russian Foreign Minister, 1814- 22”, *Journal of Modern History*, Vol. 40, 1968; D. L. Schlafly, “Capodistrias, Ioannis Antoniou”, *MERSEH*, Vol. 6, pp. 104- 107; 池本今日子「ロシア皇帝アレクサンドル一世の対仏政策（1815 年）」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第 42 号 1997 年、同「神聖同盟条約とロシア皇帝アレクサンドル一世の外交路線」『西洋史学』第 185 号 1997 年、同「神聖同盟条約とアレクサンドル一世」『ロシア史研究』第 72 号 1998 年。
- (14) 池本、前掲書、第一部・第三章「第二次パリ講和と四国同盟条約」。
- (15) W. H. Zawadzki, *A Man of Honour: Adam Czartoryski as a Statesman of Russia and Poland 1795- 1831*, Oxford, 1993.
- (16) G. Yakshich, “La Russie et la porte ottomane de 1812 à 1826”, *Revue historique*, Vols. 91, 93, 1906- 07.
- (17) 阿部重雄『ギリシア独立とカポディストリアス』刀水書房 2001 年。
- (18) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 46- 47; 中木康夫『フランス政治史』（上）未来社 1975 年、39 - 55 頁。
- (19) A. W. Ward/ G. P. Gooch (ed), *op. cit.*, Vol. 2, pp. 3- 21.
- (20) N. E. Saul, *Distant Friends*, pp. 80- 91.

(2) 通商関係

① フランス

フランス海外貿易は対仏同盟の形成に伴い 1812 - 13 年にかけて輸出・輸入とも急落した後、帝制崩壊・臨時政府樹立に伴い回復傾向に入る。市場編成においては、新大陸・植民地貿易の縮小に

表IV-1 フランス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	イギリス	オランダ	ハンザ都市	ドイツ諸邦	バルト海世界		
						プロイセン	デンマーク	スウェーデン
1813	354.2	114.6 (32.3)	9.6 (2.7)		72.5 (20.5)	0.8 (0.2)	9.3 (2.6)	0.6 (0.2)
1814	405.8	53.3 (13.1)	53.5 (13.2)	4.9 (1.2)	65.3 (16.1)	2.0 (0.5)	1.5 (0.4)	1.1 (0.3)
1815	405.7	38.6 (9.5)	64.7 (15.9)	3.2 (0.8)	81.2 (20.0)	10.4 (2.6)	3.4 (0.8)	3.2 (0.8)
1816	384.1	26.5 (6.9)	72.9 (19.0)	2.9 (0.8)	73.0 (19.0)	10.2 (2.7)	4.9 (1.3)	3.2 (0.8)
1817	343.4	41.5 (12.1)	48.3 (14.1)	2.4 (0.7)	52.2 (15.2)	10.0 (2.9)	3.7 (1.1)	2.4 (0.7)
1818	422.5	50.7 (12.0)	60.9 (14.4)	2.3 (0.5)	70.4 (16.7)	10.0 (2.4)	4.7 (1.1)	1.5 (0.4)
1819	378.1	35.9 (9.5)	59.8 (15.8)	3.0 (0.8)	60.1 (15.9)	14.5 (3.8)	5.8 (1.5)	5.1 (1.3)
1820	439.8	34.5 (7.8)	56.8 (12.9)	3.7 (0.8)	59.8 (13.6)	14.2 (3.2)	5.1 (1.2)	3.1 (0.7)

② 輸入

1813	240.3	44.5 (18.5)	0.0 (0.0)	5.3 (2.2)	76.6 (31.9)	0.1 (0.0)	4.5 (1.9)	0.7 (0.3)
1814	230.8	77.0 (33.4)	35.5 (15.4)	1.1 (0.5)	16.2 (7.0)	2.2 (1.0)	0.8 (0.3)	2.9 (1.3)
1815	270.1	50.7 (18.8)	46.3 (17.1)	2.1 (0.8)	13.5 (5.0)	1.8 (0.7)	0.6 (0.2)	5.1 (1.9)
1816	275.2	45.8 (16.6)	71.6 (26.0)	2.2 (0.8)	25.9 (9.4)	5.7 (2.1)	0.7 (0.3)	5.0 (1.8)
1817	322.0	47.0 (14.6)	69.0 (21.4)	2.0 (0.6)	19.5 (6.1)	8.9 (2.8)	1.0 (0.3)	5.4 (1.7)
1818	338.5	42.8 (12.6)	57.7 (17.0)	3.1 (0.9)	16.5 (4.9)	9.4 (2.8)	1.1 (0.3)	4.4 (1.3)
1819	299.8	35.5 (11.8)	42.1 (14.0)	2.4 (0.8)	14.8 (4.9)	7.4 (2.5)	1.7 (0.6)	4.1 (1.4)
1820	346.3	37.9 (10.9)	53.4 (15.4)	2.1 (0.6)	13.6 (3.9)	9.1 (2.6)	1.4 (0.4)	4.3 (1.2)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 253- 254; 服部、前掲書、116 - 117 頁。

伴いヨーロッパ市場の比重が相対的に高まっており、なかでも英仏戦争の終結を背景に対英通商の成長が著しいが、18世紀と比較してバルト海・地中海市場とも伸張している。国別ではロシアがバルト海世界最大の相手市場に台頭する一方、オスマン帝国は革命以前の水準を絶対的・相対的に下回っている点が注目される(表IV-1)。⁽¹⁾ このため臨時政府の首班タレーランは、工業製品の輸出販路、穀物・木材の調達源泉としてバルト海経由の仏露貿易を振興する一方、「今やコルベール時代とは異なり、バルト海におけるイギリス覇権が確定した以上、仏露貿易の復興には黒海経由の通商活動を促進する以外に道はない」としてマルセイユ拠点レヴァント貿易の再建に努め、1814年12月6日の法令では同市の通商特権・自由港化を回復したほか、1815年2月20日の法令ではマルセイユ商業会議所に対して貿易活動の特許制度、及び輸出品に関する規格統制・品質管理の復活を認めた。また1815年には駐土大使リヴィエラ Riviera を通じて近世以降の一連の通商特権、なかでも1802年のアミアン条約が規定する黒海自由航行、及び1802年の通商規定が保証するオスマン領内自由通商の再認を求めている。⁽²⁾ 続く首相リシュリューは、長らく新ロシア知事・オデッサ市長として黒海貿易の振興に従事してきた経験から、自ずと黒海経由の対露通商に関心を払い、1816年7月に株式企業「黒海会社」Compagnie de la Mer Noire の計画を支援する一方、1816年の凶作・食糧不足に際しては南部ロシア・ウクライナから大量の穀物を輸入した。⁽³⁾

しかし黒海・レヴァント貿易を回復するこうした試みは、復古王制の通商政策によって大幅に制約された。第一に、復古王制時代の歴代内閣は、政権基盤たる地主勢力の農業利害を防衛するべく穀物価格の安定を図り、1814年11月20日の法令によって外国穀物に伸縮関税制度を導入した後、1816年の凶作に伴い穀物輸入を解禁したものの、続く豊作によって国内穀価が低落するに及び、1819年7月7日の関税改革ではイギリスの穀物法を模倣した穀物関税を採用した。続く1821年には国内穀価が最低限度を下回った場合における全面的な穀物輸入の禁止を確認する一方、1826年の関税改革は勃興する国内産業の利害を考慮して工業関税の体系を整備し、保護制度は頂点に達する。⁽⁴⁾ 復古王制が保護主義を維持・強化し続ける限り、穀物輸入を基盤とするレヴァント・黒海貿易の発展には自ずと限界があったと言えよう。第二に、復古王制を支持する北部の地主勢力・新興

(1,000,000 フラン)

ロシア	小 計	スペイン	地中海世界			アメリカ
			イタリア	オスマン	小 計	合衆国
0.0 (0.0)	10.7 (3.0)	22.1 (6.2)	69.2 (19.5)	5.6 (1.6)	74.8 (21.1)	31.6 (8.9)
4.3 (1.1)	8.9 (2.2)	61.7 (15.2)	46.6 (11.5)	4.4 (1.1)	51.0 (12.6)	56.1 (13.8)
4.7 (1.2)	21.7 (5.4)	54.3 (13.4)	55.7 (13.7)	3.1 (0.8)	58.8 (14.5)	4.4 (1.1)
4.7 (1.2)	23.0 (6.0)	56.6 (14.7)	28.9 (7.5)	2.5 (0.7)	31.4 (8.2)	43.1 (11.2)
5.8 (1.7)	21.9 (6.4)	50.0 (14.6)	33.0 (9.6)	2.9 (0.8)	35.9 (10.5)	41.7 (12.1)
6.8 (1.6)	23.0 (5.5)	56.9 (13.5)	35.0 (8.3)	9.4 (2.2)	44.4 (10.5)	53.4 (12.6)
12.3 (3.3)	37.7 (9.9)	46.3 (12.2)	45.2 (12.0)	8.0 (2.1)	53.2 (14.1)	21.5 (5.7)
15.2 (3.5)	37.6 (8.5)	52.2 (11.9)	96.1 (21.8)	9.2 (2.1)	105.3 (23.9)	24.5 (5.6)

0.1 (0.0)	5.4 (2.2)	12.0 (5.0)	61.0 (25.4)	10.1 (4.2)	71.1 (29.6)	13.3 (5.5)
2.3 (1.0)	8.2 (3.6)	26.7 (11.6)	30.0 (13.0)	9.3 (4.0)	39.3 (17.0)	6.3 (2.7)
2.4 (0.9)	9.9 (3.7)	21.2 (7.8)	50.7 (18.8)	9.1 (3.4)	59.8 (22.1)	44.3 (16.4)
3.4 (1.2)	14.8 (5.4)	24.1 (8.8)	34.5 (12.5)	7.3 (2.7)	41.8 (15.2)	26.9 (9.8)
13.3 (4.1)	28.6 (8.9)	28.0 (8.7)	62.0 (19.3)	14.7 (4.6)	76.7 (23.8)	29.1 (9.0)
11.8 (3.5)	26.7 (7.9)	37.7 (11.1)	82.0 (24.2)	6.5 (1.9)	88.5 (26.1)	36.8 (10.9)
13.5 (4.5)	26.7 (9.0)	26.9 (9.0)	59.0 (19.7)	23.3 (7.8)	82.3 (27.5)	40.8 (13.6)
16.3 (4.7)	31.1 (8.9)	41.5 (12.0)	77.8 (22.5)	20.9 (6.0)	98.7 (28.5)	40.3 (11.6)

産業は、国民経済の育成・集権主義の確立を優先する一方、フランス南部に固有な地域経済の復興・分権主義の割拠には否定的であり、マルセイユ商業会議所が輸出品に対する強力な生産規制＝監察官制度の回復、あるいは外国商人に対する 20 % の差別関税＝フランス商人の優遇措置を要請したのに対して、パリの貿易総監はこれらの要求を革命前の重商主義規制を復活するものとして拒否したのみならず、むしろ運賃の安価なギリシア商船の参入と海運活動における自由競争の原則を国民経済の観点から推奨している。⁽⁵⁾ かくしてレヴァント貿易が革命前夜の水準まで回復することはなく、レヴァント市場におけるフランス覇権の解体は明らかとなった。⁽⁶⁾

② イギリス

イギリスは 1812 年のオレブロ条約＝英露同盟を背景としてバルト海経由の英露貿易を拡大したものの、1807 年のロシア通商規制・1810 年の関税制度は依然としてイギリス商人の通商活動を抑制しており、ロシア会社は度々その弊害を陳情している。このためリヴァプール内閣は、パリ陥落後 1814 年 6 月のアレクサンドル一世訪英を機会に通商条約の改正交渉に臨み、1815 年 5 月 19 日のロンドン条約によって、英蘭両国はロシア債務利払のそれぞれ 25 % を負担する一方、ロシア政府はイギリス通商利害に不利な関税制度の改正（後述：1816 年 4 月のロシア関税改革）を約束した。⁽⁷⁾ 他方、リヴァプール内閣は対仏戦争の終結に伴い 1814 年に穀物輸出の自由を認めたが、この結果むしろ安価な大陸穀物が氾濫して国内穀価が下落した結果、1815 年の穀物法では地主利害を防衛するべく穀物輸入を制限するに至った。⁽⁸⁾ このため以後イギリスはロシア向け製品輸出を急速に拡大し、ロシア市場をヨーロッパ最大の製品販路として位置付ける一方、ロシア穀物の輸入は抑制し、1820 年には史上初めて対露貿易の収支黒字を記録している（表Ⅳ－2）。

またレヴァント市場は、ウィーン条約によってレヴァント貿易の中継拠点マルタ島・イオニア諸島が英領に帰属する一方、オスマン政府の伝統的なカピチュレーションのもと依然として国内市場が開放されており、大陸市場を代替する有望な輸出販路として注目された。1817 年に着任したコンスタンチノーブル総領事 J・カートライト John Cartwright もイギリス商人の活動を積極的に支援し、以後オスマン向け輸出は未曾有の規模を記録している。対照的にオスマン産品輸入は必ずしも十分成長せず、オスマン向け輸出の相対的な比重も全体の 2 % 未満にとどまった。⁽⁹⁾ 同じくオスマ

表Ⅳ－2 イギリス海外貿易：主要市場内訳

① 輸出

	総額	フランス	オランダ	バルト海世界				
				プロイセン	デンマーク	スウェーデン	ロシア	小計
1814	56,624	2,225 (3.9)	8,876 (15.7)	1,595 (2.8)	409 (0.7)	896 (1.6)	1,340 (2.4)	4,240 (7.5)
1815	60,983	1,442 (2.4)	8,206 (13.5)	1,097 (1.8)	666 (1.1)	597 (1.0)	1,201 (2.0)	3,561 (5.8)
1816	51,260	1,609 (3.1)	6,583 (12.8)	929 (1.8)	458 (0.9)	127 (0.2)	1,707 (3.3)	3,221 (6.3)
1817	53,123	1,649 (3.1)	4,424 (8.3)	1,078 (2.0)	450 (0.8)	152 (0.3)	2,759 (5.2)	4,439 (8.4)
1818	56,858	1,195 (2.1)	3,968 (7.0)	1,063 (1.9)	508 (0.9)	137 (0.2)	2,812 (4.9)	4,520 (7.9)
1819	46,935	982 (2.1)	4,059 (8.6)	975 (2.1)	377 (0.8)	160 (0.3)	2,036 (4.3)	3,548 (7.6)
1820	51,733	1,163 (2.2)	3,590 (6.9)	1,313 (2.5)	394 (0.8)	126 (0.2)	3,668 (7.1)	5,501 (10.6)

② 輸入

1814	36,560	718 (2.0)	2,163 (5.9)	592 (1.6)	206 (0.6)	271 (0.7)	2,450 (6.7)	3,519 (9.6)
1815	35,990	743 (2.1)	1,248 (3.5)	374 (1.0)	258 (0.7)	231 (0.6)	2,305 (6.4)	3,168 (8.8)
1816	30,106	408 (1.4)	731 (2.4)	294 (1.0)	77 (0.3)	99 (0.3)	1,316 (4.4)	1,786 (5.9)
1817	33,965	518 (1.5)	853 (2.5)	801 (2.4)	219 (0.6)	141 (0.4)	2,194 (6.5)	3,355 (9.9)
1818	40,136	1,138 (2.8)	1,706 (4.3)	1,391 (3.5)	465 (1.2)	197 (0.5)	2,852 (7.1)	4,905 (12.2)
1819	33,626	621 (1.8)	788 (2.3)	588 (1.7)	239 (0.7)	144 (0.4)	2,484 (7.4)	3,455 (10.3)
1820	36,515	762 (2.1)	662 (1.8)	712 (1.9)	173 (0.5)	110 (0.3)	2,500 (6.8)	3,495 (9.6)

典拠) M. Kutz, a. a. O., S. 248- 249.

ン経由の黒海貿易も停滞し、レヴァント会社は 1816 年にブカレスト支社を閉鎖している。⁽¹⁰⁾ これは 1815 年の穀物法が穀物輸入を制限したことに加え、オスマン政府が帝都向け食糧調達を図るためルーマニア穀物の国外輸出を規制したことに由来する。なかでもブカレスト領事ウィルキンソン William Wilkinson (1814 - 16 年) は、著書『ワラキア・モルダヴィア公国図説』*An Account of the Principalities of Wallachia and Moldavia* (ロンドン・1820 年) を公刊してルーマニア市場における良質・豊富な小麦・木材の存在を指摘しつつ、イギリス黒海貿易の障害としてオスマン帝国のルーマニア通商規制を批判した。⁽¹¹⁾ ただし黒海貿易の不振は、終戦に伴いバルト海貿易が回復した結果、黒海貿易の意義が相対的に低減したこと、また黒海通商に関しては依然ギリシア商人が主導権を握り、レヴァント会社に参入の余地が無かったことも大きい。⁽¹²⁾ 現にバルト海・東欧を経由するイギリス綿製品のルーマニア向け輸出、あるいはギリシア商人を媒介とするイギリスのルーマニア穀物輸入は順調に展開したとされる。⁽¹³⁾ 以後イギリスにおいて穀物輸入の解禁を求める自由貿易運動が発生するに伴い、オスマン穀物禁輸の撤廃は両国の通商交渉における最大の争点となる。⁽¹⁴⁾

③ アメリカ

アメリカ海外貿易は、米英戦争に伴う攪乱を経て、戦後急速に回復したが、この結果イギリス製品の国内流入も加速した。このためマディソン政権は北部の繊維・製鉄産業を防衛するため、1816 年の関税法によって工業製品に対する従価 25 % の保護関税を導入する。続くモンロー政権も 1818 年に同法を更新する一方、1823 年のモンロー宣言によってヨーロッパ国際状況から独立した外交体系を構築するなか、1824 年の関税改革では課税品目の対象拡大・税率引上を行い、イギリス資本主義から自立した国内産業の育成・国内市場の創出に努めることになる。⁽¹⁵⁾

なお米英戦争に際してロシア政府が米英講和を試みるなか、駐露大使 J・Q・アダムズは米露関係の基盤として通商条約を交渉しているが、最終的に米英講和が挫折する一方、対仏包囲の英露同盟が成立するに伴い、条約交渉は失敗している。その後モンロー政権の國務長官に就任した J・Q・アダムズは、自身の後任大使 W・ピンクニー (1816 - 18 年) 及びキャンベル Campbell (1818 - 20 年) を通じて条約交渉を継続したが、両者ともロシア関税制度が既に十分低率である以上、あえて最恵国待遇条項を含む通商条約を締結する意義は小さいとの見解を示し、交渉は見送られる。⁽¹⁶⁾

(1,000 ポンド：公式価格)

ポルトガル	地中海世界			アメリカ 合衆国	西インド		東インド
	イタリア	オスマン	小計		英領	英領以外	
2,522 (4.5)	2,292 (4.0)	176 (0.3)	2,468 (4.4)	7 (0.0)	6,315 (11.2)	4,302 (7.6)	1,699 (3.0)
2,111 (3.5)	1,864 (3.1)	218 (0.4)	2,082 (3.4)	11,937 (19.6)	6,916 (11.3)	3,786 (6.2)	2,093 (3.4)
1,885 (3.7)	1,817 (3.5)	403 (0.8)	2,220 (4.3)	7,800 (15.2)	4,608 (9.0)	3,284 (6.4)	2,205 (4.3)
1,593 (3.0)	2,943 (5.5)	599 (1.1)	3,542 (6.7)	6,377 (12.0)	6,762 (12.7)	4,882 (9.2)	2,795 (5.3)
1,408 (2.5)	4,289 (7.5)	1,062 (1.9)	5,351 (9.4)	8,383 (14.7)	5,785 (10.2)	5,552 (9.8)	3,196 (5.6)
1,534 (3.3)	3,806 (8.1)	767 (1.6)	4,573 (9.7)	4,302 (9.2)	4,490 (9.6)	3,472 (7.4)	2,422 (5.2)
1,825 (3.5)	3,768 (7.3)	962 (1.9)	4,730 (9.1)	3,920 (7.6)	4,353 (8.4)	4,450 (8.6)	3,391 (6.6)
697 (1.9)	372 (1.0)	331 (0.9)	703 (1.9)	23 (0.1)	8,497 (23.2)	6,220 (17.0)	6,304 (17.2)
639 (1.8)	553 (1.5)	274 (0.8)	827 (2.3)	2,370 (6.6)	8,527 (23.7)	3,371 (9.4)	8,042 (22.3)
354 (1.2)	455 (1.5)	165 (0.5)	620 (2.1)	2,387 (7.9)	7,547 (25.1)	1,974 (6.6)	8,313 (27.6)
587 (1.7)	722 (2.1)	186 (0.5)	908 (2.7)	3,057 (9.0)	8,021 (23.6)	1,702 (5.0)	7,687 (22.6)
707 (1.8)	1,274 (3.2)	369 (0.9)	1,643 (4.1)	3,427 (8.5)	8,347 (20.8)	2,331 (5.8)	7,343 (18.3)
456 (1.4)	939 (2.8)	251 (0.7)	1,190 (3.5)	2,688 (8.0)	7,888 (23.5)	2,017 (6.0)	7,544 (22.4)
401 (1.1)	818 (2.2)	417 (1.1)	1,235 (3.4)	3,651 (10.0)	8,011 (21.9)	2,326 (6.4)	7,568 (20.7)

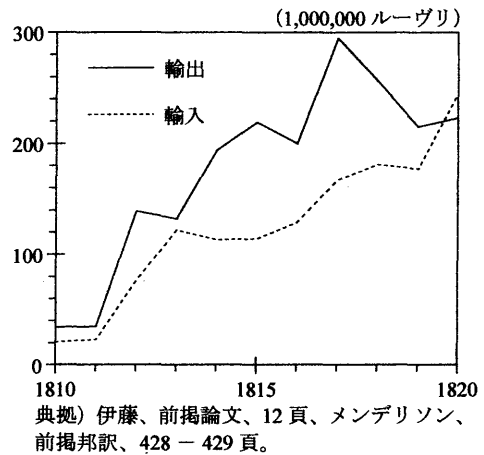
④ ロシア

アレクサンドル一世は 1812 年の英露同盟と祖国戦争の展開に伴い、1810 年関税を年々更新してバルト海経由の英露貿易を促進した反面、産業育成・戦費調達の見点から一定の保護関税・収入関税は温存した。貿易総額は大陸封鎖との決別を契機に急増し、ナポレオン戦争末期に輸出総額は 13,000 万ルーブリから 20,000 万ルーブリへ、輸入総額は 7,000 万ルーブリから 12,000 万ルーブリへと成長している（図Ⅳ-1）。品目構成については、戦時の食糧政策によって穀物輸出が 10%前後まで後退する一方、1810 年関税の保護機能によって国産繊維製品の輸出が上昇し、1816 年には 10%に達する一方、外国製品の輸入は 10%未満まで下落した点が留意される（表Ⅳ-3）。

他方、1812 年のブカレスト条約＝ベッサラビア併合に伴い、新ロシアは四県（ニコライエフ・エカチェリノスラフ・タヴリダ・ベッサラビア）へと拡大し、知事リシュリュエは併合領土の植民活動を進める一方、アレクサンドル一世も 1812 年 6 月の勅令によって入植農民への優遇措置（15 デシャチナの土地給付、5 年間の納税・兵役免除、100 ルーブリの貸付と 12 年間の返済猶予）を認め、生産基盤の拡充に努めた。以後、新ロシアの農業人口は着実に上昇し、オデッサ近郊の農地開墾が進むとともに、都市向け食料生産・牧羊経営が発達する。⁽¹⁷⁾ またリシュリュエは 1812 年の疫病流行を教訓として密輸防止の必要を痛感し、オデッサの自由港化を進言しているが、その実現は当面見送られた。⁽¹⁸⁾ ナポレオン戦争末期のオデッサ海外貿易は、露土戦争の終結・黒海通商規制の撤廃によって 1813 年より上昇に転じ、輸出貿易は 580 万ルーブリから 880 万ルーブリへと、輸入貿易も 230 万ルーブリから 310 万ルーブリへと 1.5 倍に増加した。しかし 1814 - 15 年には、ロシア貿易総額の上昇傾向とは対照的に、オデッサ貿易は輸出・輸入とも急落し、貿易総額に占める同港の地位も無視しうる程度まで激減している（表Ⅳ-4）。これは大陸封鎖の解消によってズンド海峡経由のバルト海通商が回復した結果、黒海貿易の迂回機能が失われたことを意味する。

戦後アレクサンドル一世は国際協調体制の経済基盤として自由貿易体制を推奨する一方、蔵相グリエフは国内産業向け半製品の供給と密輸防止・収税確保の見点から 1813 年より関税改正の準備を進め、前述 1814 年のロンドン協定に従って 1816 年 4 月に関税引下を実施、続く 1819 年の関税改革では 19 世紀史上最も自由主義的とされる低率関税を導入した。以後 1815 - 20 年において、輸出総額が漸増にとどまる一方、輸入総額は 10,000 万ルーブリから 25,000 万ルーブリへと倍増し、1820 年には収支赤字を記録している。輸入激増は何よりも関税緩和に伴う繊維製品の流入に由来し、1816 - 20 年においてその規模は 1,500 万ルーブリから 6,000 万ルーブリへと 4 倍に上昇、輸入総額の 25%を占めた。逆に輸出品目では、外国製品と競合する繊維製品が 1816 年を頂点として停滞する一方、従来の船舶用品とともに穀物が成長し、なかでも西欧諸国で凶作・穀物不足を記録した 1817 - 18 年には単独で輸出総額の 50%近い比重を占めた（表Ⅳ-3）。なおイギリスの穀物輸入に占めるロシア穀物の地位は、小麦・大麦で 10 - 20%（例外的に 30%）、飼料向け燕麦では 20 - 30%に達し、イギリス食糧調達の重要な源泉として機能しつつあった（表Ⅳ-5①）。また市場編成としては（前掲図Ⅲ-3）、工業製品の輸入を梃子として、輸入相手におけるイギリスの伸張

図Ⅳ-1 ロシア海外貿易



表IV-3 ロシア海外貿易：主要品目内訳

① 輸 出

(1,000,000 ループリ)

年度	総 額	大麻・亜麻	木材	鉄	繊維製品	油脂	穀物
1812	139 (100)	43.7 (31.4)	0.7 (0.5)	4.2 (3.0)	7.6 (5.5)	15.9 (11.4)	14.1 (10.1)
1813	132 (100)	34.6 (26.2)	1.0 (0.8)	2.9 (2.2)	5.1 (3.9)	20.6 (15.6)	17.6 (13.3)
1814	194 (100)	44.7 (23.0)	3.2 (1.7)	6.7 (3.5)	12.3 (6.3)	43.3 (22.3)	17.5 (9.0)
1815	219 (100)	51.7 (23.6)	4.6 (2.1)	6.9 (3.2)	16.2 (7.4)	46.6 (21.3)	22.8 (10.4)
1816	200 (100)	32.5 (16.3)	4.0 (2.0)	3.9 (1.9)	21.6 (10.8)	35.3 (17.7)	55.4 (27.7)
1817	295 (100)	38.2 (12.9)	4.6 (1.6)	4.6 (1.6)	11.3 (3.8)	39.1 (13.3)	143.0 (48.5)
1818	256 (100)	52.0 (20.3)	4.2 (1.6)	7.1 (2.8)	10.8 (4.2)	41.2 (16.1)	82.3 (32.1)
1819	215 (100)	46.9 (21.8)	5.8 (2.7)	4.6 (2.1)	7.3 (3.4)	44.6 (20.7)	52.3 (24.3)
1820	223 (100)	45.8 (20.5)	3.9 (1.8)	6.3 (2.8)	11.0 (4.9)	54.5 (24.4)	38.2 (17.1)

② 輸 入

(1,000,000 ループリ)

年度	総 額	鉱物・石炭	金属製品	化学製品	繊維製品	砂糖	茶
1812	76 (100)	2.83 (3.7)	0.65 (0.9)	10.0 (13.2)	5.7 (7.5)	16.1 (21.2)	1.60 (2.1)
1813	122 (100)	2.02 (1.7)	1.68 (1.4)	11.6 (9.5)	8.0 (6.6)	28.4 (23.3)	3.90 (3.2)
1814	113 (100)	1.87 (1.7)	2.58 (2.3)	13.5 (11.9)	10.3 (9.1)	19.4 (17.2)	2.83 (2.5)
1815	114 (100)	2.73 (2.4)	2.47 (2.2)	12.0 (10.5)	7.5 (6.6)	19.9 (17.5)	4.06 (3.6)
1816	129 (100)	2.52 (2.0)	2.78 (2.2)	15.7 (12.2)	15.6 (12.1)	27.0 (20.9)	2.31 (1.8)
1817	167 (100)	3.31 (2.0)	3.01 (1.8)	14.4 (8.6)	39.3 (23.5)	28.8 (17.2)	5.42 (3.2)
1818	181 (100)	2.69 (1.5)	3.68 (2.0)	16.4 (9.1)	45.6 (25.2)	30.0 (16.6)	3.98 (2.2)
1819	177 (100)	3.50 (2.0)	4.03 (2.3)	14.0 (7.9)	34.8 (19.7)	27.1 (15.3)	5.08 (2.9)
1820	245 (100)	3.13 (1.3)	4.86 (2.0)	18.7 (7.6)	59.0 (24.1)	45.8 (18.7)	5.52 (2.3)

典拠) メンデリソン、前掲邦訳、428 - 441 頁。

表IV-4 オデッサ海外貿易

(1,000 ループリ)

	輸 出		輸 入		穀物輸出		
	ロシア総額	うちオデッサ	ロシア総額	うちオデッサ	ロシア総額	うちオデッサ	小麦輸出 (1,000 czw)
1812	139,000 (100)	5,855 (4.2)	76,400 (100)	2,313 (3.0)	14,100 (100)		
1813	132,000 (100)	8,861 (6.7)	122,000 (100)	3,169 (2.6)	17,600 (100)		
1814	194,000 (100)	1,444 (0.7)	113,000 (100)	808 (0.7)	17,500 (100)	1,360 (7.8)	
1815	219,000 (100)	2,800 (1.3)	114,000 (100)		22,800 (100)	3,350 (14.7)	496
1816	200,000 (100)	9,553 (4.8)	129,000 (100)		55,400 (100)	9,700 (17.5)	1,068
1817	295,000 (100)	10,465 (3.5)	167,000 (100)	1,185 (0.7)	143,000 (100)	10,930 (7.6)	1,200
1818	256,000 (100)	5,185 (2.0)	181,000 (100)		82,300 (100)	4,520 (5.5)	718
1819	215,000 (100)	4,008 (1.9)	177,000 (100)	1,356 (0.8)	52,300 (100)	3,730 (7.1)	837
1820	223,000 (100)	4,759 (2.1)	245,000 (100)	2,180 (0.9)	38,200 (100)	3,550 (9.3)	713

典拠) M. L. Harvey, op. cit., pp. 74, 76; P. Herlihy, op. cit., pp. 242- 244, 252- 253; idem, *Odessa*, p. 39.

表IV-5 イギリス穀物輸入

① 穀物内訳

(1,000 クォーター)

	小 麦		大 麦		ライ麦	燕 麦	
	総 計	ロシア産品	総 計	ロシア産品	ロシア産品	総 計	ロシア産品
1815	192 (100)	1 (0.5)	2 (100)			120 (100)	
1816	210 (100)	19 (9.0)	15 (100)		5	75 (100)	
1817	1,064 (100)	200 (18.8)	134 (100)	17 (12.7)	69	484 (100)	120 (24.8)
1818	1,594 (100)	243 (15.2)	696 (100)	74 (10.6)	49	987 (100)	309 (31.3)
1819	472 (100)	157 (33.3)	373 (100)	34 (9.1)	28	586 (100)	375 (64.0)
1820	585 (100)	93 (15.9)	29 (100)	9 (31.0)	9	682 (100)	261 (38.3)

② ロシア小麦の輸入経路

(1,000 クォーター)

	計		黒海経由	
		バルト海経由		(1,000 czw)
1815	1 (100)			
1816	19 (100)			
1817	200 (100)	198 (99.0)		
1818	243 (100)	230 (94.7)	12 (4.9)	17
1819	157 (100)	109 (69.4)	21 (13.4)	29
1820	93 (100)	82 (88.2)	11 (11.8)	15

典拠) イギリス穀物輸入の総計は、B・R・ミッチェル編(犬井正・中村壽男訳)、『イギリス歴史統計』原書房1995年、224頁。

ロシア穀物の輸入総量・経路は、S. Fairlie, "Shipping in the Anglo-Russian Grain Trade to 1870", *Maritime History*, Vols. 1, 2, 1971- 72, pp. 159, 162.

が顕著であり、18世紀を通じて収支黒字を維持してきた対英貿易は初めて収支赤字へと転換している。輸出相手としては、依然イギリスが圧倒的比重を占めるが、敵対関係の終結に伴いフランス向け輸出も回復する。全体として、イギリス産業資本を中心とする世界市場に綿製品の輸出販路・穀物の供給基地として編入されつつあることが認められよう。対英赤字を根源とした赤字貿易と産業危機・通貨危機を打開するべく、1822年の関税改革によって高率関税を復活、自ら協調外交の経済基盤を解体する一方、以後19世紀前半を通じて保護貿易を維持することになる。⁽¹⁹⁾

1814年のブルボン復古王制の成立に伴いリシュリューは祖国フランスへと帰国し、その後同じくフランス亡命貴族ランジュロン Alexander Langeron が新ロシア知事・オデッサ市長（1814－22年）に就任して都市整備事業を継承することになった。⁽²⁰⁾ また自由主義政策路線を展開するアレクサンドル一世は、1817年4月29日の勅令によってオデッサを自由貿易都市 porto-franco に指定し、他の諸港では禁止されている商品を含め、あらゆる商品の輸入を認め、1819年より20年期限で施行した。なお同帝は1817年に国立商業銀行を創設した際、同行のオデッサ支店も設置し、円滑な貿易決済・国際取引を支援している。⁽²¹⁾ この結果、戦後のオデッサ貿易は次第に回復し、輸出貿易は1816－17年に例外的に1,000万ルーブリを記録した後、400－500万ルーブリの水準で安定し、また輸入貿易は100－200万ルーブリの規模を推移したが、貿易総額に占める割合は輸出で2－3%程度、輸入では1%未満にとどまる。ただしオデッサの輸出品目はほぼ全て穀物、とりわけ小麦から編成され、国内穀物輸出総額の5－10%を占めた（表Ⅳ－4）。1815年における輸出貿易の回復は、ナポレオン百日天下の際に動員された各国軍隊への兵糧供給によるものであり、また1816－17年における穀物輸出の激増は、当該期に深刻化した西欧各国の凶作・穀価高騰に由来している。⁽²²⁾ かくしてオデッサは、穀物貿易の動脈としての役割こそバルト海諸港に譲ったものの、西欧向け食糧供給を調整する重要な安全弁として機能していたと言えよう。黒海経由での穀物輸出の販路は不詳であるが、さしあたり1810年代後半のイギリス向け輸出を見る場合、その主要経路はあくまでバルト海通商であって、黒海諸港の小麦輸出は比重にして10%程度、総量にして10,000－20,000クォーター、すなわち15,000－30,000チェトベルチにすぎないが（表Ⅳ－5②）、これらは当該期にオデッサが供給した小麦総量70－80万チェトベルチの3－4%にとどまる。⁽²³⁾ ただし黒海経由の穀物輸出は、可能な限り有利な価格で販売する手段として、ひとまずリヴォルノその他の中継拠点に搬出した後、西欧市場の作柄・穀価を見極めながら適正な時期まで穀物を一時保管する間接貿易の形態が一般的であったとされ、こうした穀物取引の慣行を考慮に入れた場合、イギリス市場への黒海穀物の流入は実際にはもっと高かったと推定される。⁽²⁴⁾

なおギリシア商人は欧州各地の親族を通じた穀物売買・情報交換・資金融通によって黒海経由の穀物輸出を媒介し、巨額の利潤を蓄積する一方、本拠オデッサでは祖国ギリシアの革命運動を目指す秘密結社を組織し、続くギリシア独立戦争の経済的・精神的基盤を形成することになる。⁽²⁵⁾

⑤ オスマン帝国

ナポレオン戦争末期から戦後にかけてオスマン海外貿易は輸出・輸入とも倍増するが、輸出相手としては依然フランスが圧倒的比重を占める一方、輸入相手においては、戦時の中継貿易を掌握したアメリカの地位が後退する反面、イギリスが首位の座に立ち、オスマン向け輸出におけるフランスからイギリスへの主導権の移行は明白となった（前掲図Ⅲ－5）。イギリスの輸出品目を見れば、熱帯産品からなる再輸出品が下落する一方、国産製品の純輸出が上昇しているが、その基軸は伝統的な羊毛製品から新興の木綿製品へと転換している（表Ⅳ－6）。当該戦争を通じてオスマン帝国本土のイギリス綿業資本を中心とした世界市場への編入がほぼ確定したと言えよう。⁽²⁶⁾

表IV-6 イギリスのトルコ向け輸出 (ポンド:実勢価格)

	総額	羊毛製品	木綿製品	砂糖
1812	311,029 (100)		224,078 (72.0)	50,101 (16.1)
1816	299,241 (100)	11,072 (3.7)	188,809 (63.1)	24,220 (8.1)
1818	806,530 (100)	29,643 (3.7)	545,217 (67.6)	40,771 (5.1)
1820	551,791 (100)	12,871 (2.3)	412,184 (74.7)	35,364 (6.4)

典拠)

A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 193- 194.

表IV-7 オスマン帝国の穀物調達市場 (1,000 キラ)

	総計	黒海沿岸			マルマラ海 沿岸	地中海沿岸		
		ロシア領	ルメリア	アナトリア		ルメリア	アナトリア	エジプト
1810- 14	5,583 (100)	1,451 (26.0)	1,045 (18.7)	473 (8.5)	672 (12.0)	605 (10.8)	355 (6.4)	980 (17.6)
1814- 19	3,855 (100)	701 (18.2)	837 (21.7)	235 (6.1)	498 (12.9)	463 (12.0)	476 (12.4)	642 (16.7)
1819- 24	4,969 (100)	134 (2.7)	1,914 (38.5)	314 (6.3)	415 (8.4)	238 (4.8)	983 (19.8)	968 (19.5)

典拠) T. Güran, *op. cit.*, p. 40.

オスマン政府は 1812 年のブカレスト条約によってベッサラビア・キリア水道を割譲し、ルーマニア穀倉地帯の一角とその輸送経路を喪失する一方、1813 年の勅令ではルーマニアにおける公定価格以下での小麦買付を制限し、穀物貿易の独占体制を縮小した。その反面、オスマン政府は依然として特権商人以外の穀物取引を禁止し、ルーマニア穀物の国外流出を抑制している。またナポレオン戦争の末期以来、オスマン政府は海峡支配＝通商独占を通じた穀物供給の保全よりも、むしろ海峡開放＝自由通商を梃子とした穀物貿易の振興に関心を示したが、ルーマニアへの貿易統制は例外的に維持し、しかも 1815 年のウィーン条約はオスマン代表の不在に伴いドナウ河を国際河川の自由航行原則から除外したため、オスマン帝国は依然として外国商船の黒海・ドナウ河航行を統制できた。⁽²⁷⁾ この結果、戦後のオスマン食料輸入において、バルカン半島の黒海沿岸は 1814 - 19 年平均で 21.7 %、1819 - 24 年平均で 38.5 % を占め、一貫して最大の供給市場として機能している(表IV-7)。またブカレスト駐在のロシア領事によれば、1812 - 19 年のワラキア海外貿易において、オスマン帝国は輸出貿易の 57 % (808 万ピアストル) を、また輸入貿易の 62 % (980 万ピアストル) を占める一方、奥露その他の西欧諸国は合算で残余 30 - 40 % を占めるにとどまった。今やワラキア公国がヨーロッパ諸国と直接通商を展開し、オスマン貿易独占が解体したとはいえ、依然としてオスマン帝国が最大の貿易相手としてワラキア海外貿易を掌握していたことに留意されたい。⁽²⁸⁾ こうしてギリシア商人の資本蓄積はギリシア独立戦争への、またメフメット・アリの専売制度・独占貿易はエジプト独立戦争への道程を準備し、東方問題の背景が形成される。

註

- (1) マルセイユ人口は 1789 年の 120,000 から 1814 年の 80,000 まで減少したのみならず、マルセイユ商人が地中海沿岸各地に展開した在外商館の総数は 1798 年の 81 箇所から 1916 年の 23 箇所へと激減している。V. J. Puryear, *France and the Levant: From the Bourbon Restoration to the Peace of Kutiah*, Berkeley, 1968, pp. 2- 3, 10.
- (2) V. J. Puryear, *France and the Levant*, pp. 2- 5, 10- 11; A. I. Anhoine, *op. cit.*, pp. 292- 295.
- (3) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 47- 48.
- (4) V. J. Puryear, *France and the Levant*, p. 33, n. 28; 森恒夫『フランス資本主義と租税』東大出版会 1967 年、91 - 93 頁、中木、前掲書、52 - 53 頁。
- (5) V. J. Puryear, *France and the Levant*, pp. 12- 14.
- (6) 革命直前 1787 - 89 年の水準に対して、1819 - 21 年のレヴァント貿易総額は、およそ二分の一から五分の三まで縮小しており、フランス海外貿易に占める地位も、革命前夜 1787 - 89 年には輸入の 4 位、輸出の 9 位を記録したのに対し、戦後 1819 - 21 年には輸入で 7 位、輸出で 13 位まで後退している。V. J. Puryear, *France and the Levant*, pp. 9- 10; 服部、前掲書、314 - 315 頁。
- (7) J. M. Hartley, "It is the Festival of the Crown and Sceptres": The Diplomatic, Commercial and Domestic Significance

- of the Visit of Alexander I to England in 1814”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 73, 1995, pp. 257- 262; C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 64, pp. 293- 296.
- (8) 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店 1981 年、18 - 19、73 - 74、83 - 84 頁。
- (9) V. J. Puryear, *France and the Levant*, pp. 5- 6.
- (10) N. Iorga, *A History of Anglo- Roumanian Relations*, Bucharest, 1931, pp. 48- 49, 52- 53; P. Cernovodeanu, “British Economic Interests”, pp. 112- 115; A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 196- 197.
- (11) D. Warriner (ed.), *Contrasts in Emerging Societies: Readings in the Social and Economic History of South- Eastern Europe in the 19th Century*, Bloomington, 1965, pp. 167- 170.
- (12) なかでもエーゲ海・ヒオス島 Chios 出身のギリシア商人は、既に 18 世紀において地中海沿岸（リヴォルノ・マルセイユ・トリエステ・マルタ・アレクサンドリア・イスタンブール・スミルナ・シリア）・黒海沿岸（タガンローク・オデッサ）のほか、ヨーロッパ主要都市（アムステルダム・モスクワ・ウィーン）に支店を設置するとともに、相互に密接な情報交換・資金融通を行い、電信技術・汽船航法が一般化する以前のヨーロッパ国際商業において極めて重要な役割を果たした。有名なラリー兄弟商会 Ralli Brothers の場合、オデッサ・マルセイユ・ロンドン・マンチェスターに親族を配置して黒海穀物のヨーロッパ向け輸出に従事したことで知られる。S. D. Chapman, “The International Houses: The Continental Contribution to British Commerce, 1800- 1860”, *Journal of European Economic History*, Vol. 6, 1977, pp. 37- 38 (idem, *Merchant Enterprise in Britain: From the Industrial Revolution to World War I*, Cambridge, 1992, Chapter 5); P. Herlihy, “Greek Merchant”, pp. 407- 409.
- (13) S. D. Chapman, *op. cit.*, pp. 35- 36, 40- 41. イギリス綿製品は海路バルト海を通じて北欧・ロシア市場に流入したほか、陸路ではライプツィヒ定期市場を通じて東欧市場に環流したが、後者の過半はギリシア商人の手によってさらにルーマニア市場に持ち込まれたとされる。
- (14) 拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ市場論争」『鳥取大学教育地域科学部紀要』第 3 巻第 2 号 2002 年。
- (15) 鈴木圭介編『アメリカ経済史』(I) 東大出版会 1972 年、362 - 363 頁。
- (16) K. Ahonen, *op. cit.*, pp. 85- 89.
- (17) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 24- 25; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 78- 80.
- (18) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 45- 46.
- (19) 伊藤、前掲論文、8 - 9 頁。
- (20) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 114- 115; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 69- 70.
- (21) P. Herlihy, *Odessa*, pp. 97- 98; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 70- 73; V. J. Puryear, “Odessa: Its Rise and International Importance, 1815- 50”, *Pacific Historical Review*, Vol. 3, 1934, pp. 194- 197.
- (22) P. Herlihy, *op. cit.*, pp. 35- 36; M. L. Harvey, *op. cit.*, pp. 85- 86.
- (23) S. Fairlie, “Shipping in the Anglo- Russian Grain Trade to 1870”, *Maritime History*, Vols. 1, 2, 1971- 72.
- (24) P. Herlihy, “Russian Wheat and the Port of Livorno 1794- 1865”, *Journal of European Economic History*, Vol. 5, 1976.
- (25) Idem, “Greek Merchant in Odessa in the Nineteenth Century”, *Harvard Ukrainian Studies*, Vol. 4, 1980; V. Kardis, “A Greek Mercantile Paroikia: Odessa 1774- 1829”, R. Clogg (ed.), *Balkan Society in the Age of Greek Independence*, London, 1981.
- (26) R. Owen, *op. cit.*, pp. 83- 84; H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *op. cit.*, pp. 832- 833; S. Pamuk, *The Ottoman Empire and European Capitalism, 1820- 1913: Trade, Investment and Production*, Cambridge, 1987, pp. 25- 26; R. Kasaba, *The Ottoman Empire and the World Economy: The Nineteenth Century*, New York 1988, pp. 46- 47.
- (27) F. Marinescu, *op. cit.*, pp. 309- 310; M. M. Alexandrescu- Dersca, “Sur le regime”, p. 177. ワラキア君主はオスマン政府の要求する穀物総量が当地の生産・供給能力を大幅に超過することを訴え、その緩和を度々陳情しているが、これはルーマニアの帝都向け穀物輸出が依然として続行されていた事実を裏付けている。
- (28) F. Marinescu, *op. cit.*, p. 295; P. Cernovodeanu, “British Economic Interests”, p. 115, n. 39; C. Issawi, “Grain and Water Supply of Istanbul” idem, *op. cit.*, pp. 24- 26.

むすび

最後に以上の論点を整理し、ロシア南下政策・黒海貿易の観点からフランス革命・ナポレオン戦争の史的意義を確認しよう。

まず当該戦争をめぐる英仏対立において、エカチェリーナ二世はこれまで対土包囲の手段として仏墺同盟との提携を進めてきた官房書記ベズボロドコを解任する一方、むしろ一連の英露同盟(1793年・95年)を通じて対仏同盟の一翼を担った。これに対してパーヴェルー世は、当初こそエジプト遠征を契機に英露同盟(1798年)を形成したものの、英露関係の緊迫に伴いむしろ武装中立同盟(1800年)を組織してフランスの対英戦争を後援し、続くアレクサンドル一世も、親英派の外交顧問パーレンの献策から英露関係を回復した反面、親仏派の外務参議会長官コチュベイの建議から仏露友好(1801年の和親条約・パリ密約)を維持してイギリスの対仏包囲を牽制した。その後、第一帝制の領土拡張を警戒する親英派の宰相＝外相ヴォロンツォフ・外相補佐チャルトリスキーの主導によって英露協調(1805年)が復活するが、最終的には親仏派の外相ルミアンツェフの登用によって強力な仏露同盟(1807年のティルジット条約、1808年のエルフルト条約)が形成され、続くモスクワ遠征によって仏露関係は破綻・英露同盟が復活(1812年)するものの、全体の潮流として外交政策の基本方針は英露同盟から仏露同盟へと転換していることが確認できる。かくしてロシアは、イギリスにとっては対仏同盟の、フランスにとっては対英包囲の、それぞれ重要な一角を占め、ヨーロッパ国際政治の帰趨を左右する重要な役割を果たしたのである。

こうした同盟政策で留意すべきは同盟締結の交換条件である。一般に英露同盟の形成に際しては、ロシアの対仏出兵に対する代償として露土戦争に対するイギリスの軍事支援が要求される一方、仏露同盟の組織をめぐっては、一連のオスマン分割構想(ロシアでは女帝時代1780年における官房書記ベズボロドコの「ギリシア計画」、パーヴェル治世1800年における宰相ロストプチンの覚書、アレクサンドル一世時代1803年における外相補佐チャルトリスキーの「外交方式」、フランスでは統領政府時代1799年における外務官僚ゲータンの覚書、第一帝制時代1804年における外相タレーランの露帝宛て親書)を底流としつつ、対英協調の代償として両国の領土分割(フランスのドイツ・イベリア支配、ロシアのフィンランド・ルーマニア支配)が初めて公認された。すなわち、同盟相手がイギリスであれフランスであれ、いずれの場合も同盟形成の条件として対土戦争の後援が要求された点で変わり無く、歴代ツァーリは盟邦をイギリスからフランスへと乗り換えつつ、その時々同盟関係を後盾としながら南下政策を進めたのであった。最終的な仏露同盟の解消も、同盟締結の動機であった露土戦争の完遂(1812年のブカレスト条約)に由来すると言えよう。

他方オスマン帝国は、ロシア南下政策の脅威には伝統的な仏土提携(1796年の共和政権公認)をもって対処したものの、フランスの地中海進出(1798年のイオニア支配・1799年のエジプト遠征)には新たな英露両国との三国同盟(1798年・1805年)をもって臨み、続く英露両国との関係破綻に伴い仏土協調を再建(1806年の帝制公認)するとはいえ、仏露両国がオスマン領土分割を構想するに及び英土同盟(1809年)を回復しており、趨勢として同盟関係の基本路線は仏土友好から英土提携へと推移している。こうしてオスマン帝国は、対仏同盟の包囲に直面したフランスの、あるいは仏露同盟によって孤立したイギリスの貴重な盟邦として、ヨーロッパ勢力均衡における分銅の機能を果たしたが、その役割はあくまで消極的・受動的なものにとどまった。しかもこれまでロシア(1779年)・オーストリア(1783年)のみ享受してきたルーマニア領事権は、こうした同盟・講和条約の条件としてフランス(1795年・1802年)・イギリス(1802年)にも順次認可され、エジプト宗主権の後退と相俟って、オスマン帝国の領域支配は大幅に縮小したのである。

また当該戦争をめぐる通商関係において、エカチェリーナ二世はこれまでイギリス経済覇権の打倒と仏露貿易の振興に尽力してきた商業参議会議長ヴォロンツォフを解任する一方、英露同盟の形成と連動した英露通商条約の復活・仏露通商条約の破棄(1793年)によってイギリス海上封鎖(1793年の各種訓令・海上戦時公法)に荷担した。これに対してパーヴェルー世は、当初こそ英露通商条約の更新(1797年)によって英露貿易を推進したものの、英露関係の決裂に伴う武装中立同盟の形成(1800年)によってむしろ中立諸国のフランス通商を支援し、続くアレクサンドルー世も英露関係の改善に伴う英露航海条約(1801年)において戦時における中立諸国の自由貿易を確認している。のみならず商相ルミアンツェフは1801年の仏露提携に伴う仏露通商条約の回復(1802年)によってフランス沿岸制度(1798年のニヴォーズ法=中継貿易禁止、1800-01年の南欧通商条約体系)に、さらに1807-08年の仏露同盟に従って大陸制度(1806年のベルリン勅令・1807年のミラノ勅令)に合流する一方、英露通商条約の失効・イギリス通商特権の縮小(1807年)によって英露貿易を抑制しており、最終的には大陸封鎖の桎梏から仏露貿易の試みは挫折するものの、イギリス貿易独占を克服する手段としてフランス市場の開拓が絶えず模索された点は注目される。

こうした通商関係において留意するべきは取引品目とその流通経路である。英露貿易の場合、聖ペテルブルクを拠点としてバルト海・ズンド海峡を経由するイギリス繊維製品・英領植民地産品の輸入、イギリス向け船舶用品・棒鉄の輸出がその基軸であったのに対して、仏露貿易の場合、貿易経路としては英仏海上戦争の展開するバルト海世界を回避しながら、むしろ海港整備・商人誘致の進む新興都市オデッサを拠点として黒海・両海峡を経由する行程が、また輸出品目としては南部ロシアの植民活動・農業振興を背景とする穀物(小麦)が主力をなした。かくしてロシア海外貿易、とりわけ輸出貿易の基盤は、18世紀におけるバルト海経由の原料輸出から、19世紀における黒海経由の穀物輸出へと転換するのである。最終的な仏露貿易の頓挫も、結局のところ農業国フランスは黒海貿易の想定する穀物販路として十分機能し得なかったことに由来すると言えよう。

オスマン帝国の場合、伝統的な仏土関係こそ維持した反面、革命政権の南仏統制によってフランスとの通商関係を大幅に縮小したのみならず、続く仏土戦争の勃発・英土同盟の形成に伴うフランス通商特権の停止・イギリス通商特権の拡充(1799年)によって以後むしろイギリス通商を拡大する。仏土講和に伴うフランス通商特権の復活・拡充(1802年)、続く仏土接近・英土危機に伴うイギリス通商特権の停止(1807年)によって仏土貿易は一時回復するものの、英土同盟の再建に伴うイギリス通商特権の再認(1809年)によってイギリス通商の優位は決定的となった。しかもこれまでロシア(1774年)・オーストリア(1784年)のみ享受してきた海峡通航・黒海貿易の自由は、エジプト遠征に伴う同盟・講和条約によってイギリス(1799年・1802年)・フランス(1802年)にも順次承認され、ルーマニア・エジプト支配の軟化と相俟って、穀物輸入の独占体制に立脚するイスタンブール中心の自律的な帝国経済が解体する一方、ルーマニア・エジプト市場はむしろイギリスを中心とする世界経済の周辺地域として位置付けられることになる。

イギリスが当該戦争を通じて英仏対立を終結し、世界経済における「イギリスの平和」を創出したとすれば、ロシアは当該戦争を通じて露土対立を決着し、国際政治における「ロシアの平和」を現出したが、前者がオスマン領土を経由する東洋貿易をその一角に据える一方、後者がその経済基盤として黒海経由の穀物輸出を進めるなか、オスマン帝国領土の支配・保全をめぐる英露対立=東方問題は19世紀前半における国際経済・外交問題の一大焦点として浮上するのである。